



2019年(平成31年) 春日部市

はじめに

春日部市は、緑豊かな自然環境と、美しい水面を有する大落古利 根川や江戸川など豊かな水辺環境にも恵まれたまちです。



しかしながら、埼玉県東部地域における交通の要衝でもある本市は、 人口の増加や市街化の進展とともに、こうした貴重な緑が失われつつあります。

そこで、春日部市では、より豊かな緑の創造と保全に向けた施策を中長期的な視点で 推進し「自然と共生するまち」をつくっていくために「豊かな水と緑に恵まれ、風光る 我がまち『春日部』」を基本理念とした「春日部市緑の基本計画」を策定いたしました。

今後、緑豊かな自然環境を目指し、だれからも「選ばれるまち」を実現していくため に、市民の皆様、事業者の皆様と市が一体となり、緑化施策を推進してまいりますので、 一層のご理解とご協力をお願い申し上げます。

結びに、この計画策定にあたり、アンケート等により貴重なご意見、ご提言をいただ きました市民の皆様、また、熱心なご審議をいただきました春日部緑の審議会委員の皆 様に心から感謝申し上げます。

平成 31 年 3 月

春日部市長石川良三

春日部市緑の基本計画

目

次

<u> </u>	ate:
序	早

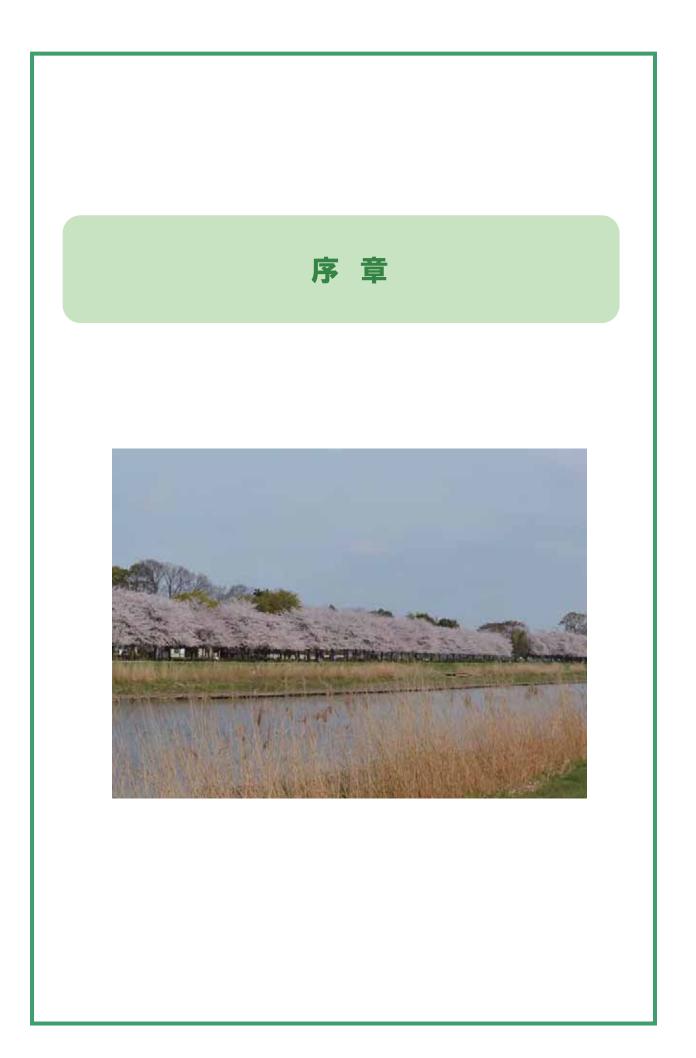
	序-1	緑の基本計画とは	1
	序-2	緑の必要性	2
	序-3	計画の構成	4
第1章	計画	iの策定にあたって	
	1-1	計画改定の背景	5
	1-2	計画の目的	5
	1-3	計画の位置づけ	5
	1-4	目標年次	6
	1-5	計画対象範囲と規模	7
	1-6	本計画で対象となる「緑地」等の内容	8
第2章	緑に	関する特性と課題の整理	
	2-1	春日部市の現況と緑の特性	11
	2-2	緑に関する近年の変化	30
	2-3	関連計画及び国の施策の整理	46
	2-4	旧計画における施策の達成状況の検証	56
	2-5	緑に関する課題	60
第3章	計画	iの基本方針の設定	
	3-1	緑の基本計画の理念・将来像	67
	3-2	緑の基本計画の基本方針	72
	3-3	計画のフレーム	74
	3-4	緑地の確保目標	75
	3-5	緑の配置方針	77
	3-6	都市公園の整備及び管理の方針	88
第4章	実現	のための施策	
	4-1	施策の展開	95
	4-2	水と緑と風のまちをみんなで「まもる」	99
	4-3	水と緑と風のまちをみんなで「つくる」	105
	4-4	水と緑と風のまちをみんなで「つなげる」	116
	4-5	水と緑と風のまちをみんなで「はぐくむ」	121

第5章 地域別の方針

		粕壁地域		130	J
	5-2	幸松地域		133	}
	5-3	武里地域		136)
	5-4	内牧地域		139)
	5-5	豊春地域		143	}
	5-6	豊野地域		146)
	5-7	南桜井地域		149)
	5-8	庄和北地域		152)
	5-9	庄和中央地域		155	5
	5-10	庄和南地域		158	}
第6章	先導	緑化モデル地区			
	6-1	春日部駅周辺地区		163	}
	6-2	南桜井駅周辺地区		165	j
	6-3	内牧地区		167	,
	6-4	大落古利根川地区		169)
	6-5	武里駅周辺地区		173	}
	6-6	中川·倉松川地区		175	5
第7章	実現	化の方針			
	7-1	実現化に向けた推進体制の確立		179)
	7-2	市民・事業者・行政の役割		181	
<資料編	>				
資料-1	計	画改定体制と経緯・・・・・・・・・・・・・	• •	•	1
資料-2		ブリックコメントの実施・・・・・・・・・			4
資料-3		連計画・・・・・・・・・・・・・・・・・			5
					-

資料-4 用語集 10 • • • • • • •

*印がついている用語については、資料編の用語集をご参照ください。なお、*印は文章の後ろ に出てくる単語に付けています。



序章

序-1 緑の基本計画とは

『緑の基本計画』とは、都市緑地法*第4条に規定されている「市町村の緑地の保全及び緑 化の推進に関する基本計画」として、市町村が定める法定計画です。

この計画は、本市の都市公園の整備や維持管理等、都市計画による事業・制度のみなら ず、道路の緑化や学校等の公共公益施設の緑化、住宅地や事業所等の企業の緑化活動等、 民地空間における緑化活動、緑化意識の普及等のソフト面も含めた、本市全体の「緑」全 般に関する総合的な計画(マスタープラン)を策定するものです。

また、住民にもっとも身近な自治体である市町村が、緑の現状や緑に対するニーズを踏まえ、独自性や創意工夫を発揮し、まちの緑について将来のあるべき姿と、それを実現していくための施策を策定するものです。

※ ここでいう「緑」は、樹木や草花だけでなく、水面や水辺、農地、公園・緑地・グラウンド等のオープン スペース*も含まれます。また、公共施設*だけではなく、住宅地の庭や生垣、工場等の緑も含みます。

よって、緑豊かなまちとなるように、本計画を実現するためには、行政だけでなく、企業・ 団体、市民等が主役となり、緑の保全や育てる活動に自主的に関わっていくことが求められま す。



序-2 緑の必要性

都市における緑は、多様な役割を持っています。緑の基本計画を策定する意義として、市民 生活に役立っている、緑の効果や必要性について、以下の視点で整理しました。

地域環境を守る緑(温暖化対策、生物多様性)

- ・緑は、CO2を吸収して酸素を排出するため、温暖化の防止に寄与しています。
- ・また、緑は、ヒートアイランド現象*の緩和にも役立っています。
- ・加えて、内牧公園等の緑や大落古利根川、江戸川等の河川沿いの空間は、多様な生き物の 生息地であり、健全な生態系を維持する役割を担っています。



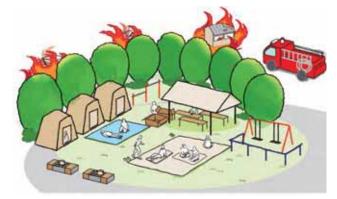
人々の暮らしを豊かにする緑(交流・ふれあい)

- ・緑は、心身をリフレッシュし、人々の心に安らぎと安定を与えるとともに、健康の増進に 役立ちます。
- ・また、子どもが自然や生き物とふれあう機会や、学習の場等を提供してくれます。
- ・公園や広場等は、観光やレクリエーションの場になるとともに、子どもからお年寄りまで
 多数の市民が集まり、活動を広げる交流の場となります。



安全な都市づくりを支える緑(安全・安心)

- ・安全で安心な市民生活の実現のため、公園や広場等のオープンスペースは、避難場所としての機能も担っています。
- ・樹木には、災害時の被害を軽減する延焼防止効果の役割も持っています。
- ・農林地の緑は、雨水を地中に浸透または保水させる役割も担っています。



地域の景観を映し出す緑(季節感、歴史風土)

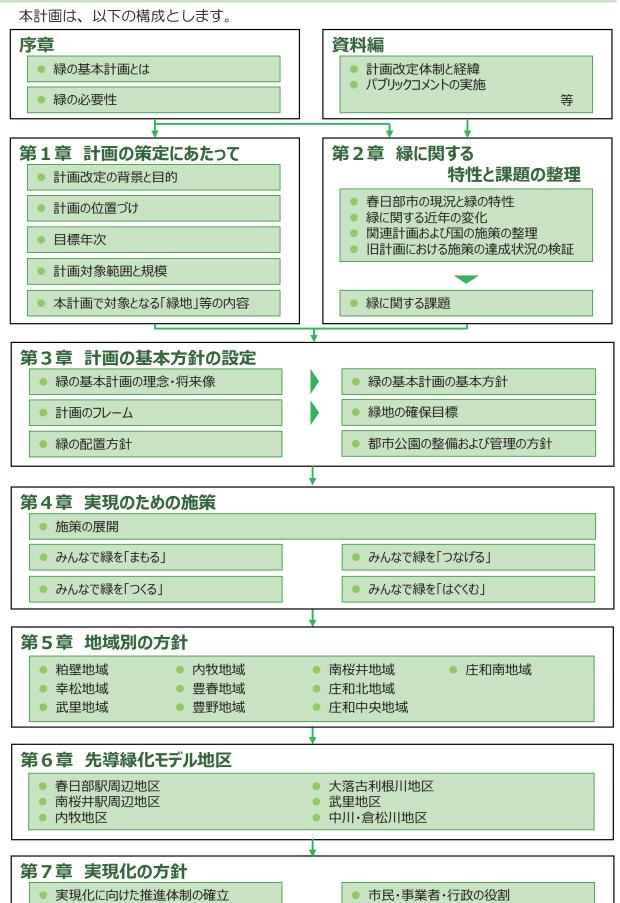
- ・緑は、都市に潤いや風格を与え、花を咲かせ、葉を落とし、季節ごとの変化を五感で楽し ませてくれます。
- ・また、都市の中に長年息づいた社寺林*や防風林*等の緑は、その地域の特徴や風土、文 化を映し出しています。



以上、都市の緑は、温暖化やヒートアイランド現象等の緩和に寄与するとともに、人々に安 らぎを与えるだけでなく、減災の効果があり、地域の風土や文化も映し出します。

よって、緑の基本計画の策定により、市民の生活に役立つ「都市の緑」を守り、つくり、 育てることが必要です。







第1章 計画の策定にあたって

1-1 計画改定の背景

本市は、平成17年10月1日に、旧春日部市と旧庄和町の合併により誕生し、新しい市域を 対象とした「緑の基本計画」を平成23年3月に策定し、平成25年5月に一部変更を行いまし た。その後、人口減少・少子高齢化がより一層進む中で、公園においては、小規模公園*の利 用率の低下や地域のニーズに合わなくなった公園が多く見受けられるようになってきており ます。さらに大規模災害等が発生した場合の対応や、公共施設の老朽化に対する取組、法の改 正(都市緑地法*、都市公園法*等)、国の緑地に対する施策の変化や、緑の保全への取組の強 化、市民ニーズの対応等が新たな課題となるなど、本市の緑を取り巻く環境は変化しています。

このような社会情勢が変化する中で、「春日部市まち・ひと・しごと創生総合戦略*」、「第 2次春日部市総合振興計画*」、「春日部市都市計画マスタープラン*」等、新たな関連計画の 策定や改定が進められています。

こうした動きを踏まえ、関連計画との適合・整合を図る必要が生じたため、緑の基本計画の 改定を図ることとしました。

1-2 計画の目的

都市の緑は、市民生活に潤いと安らぎを与えるだけではなく、本市の良好な環境保全や景観 形成に資する他、健康づくりやレクリエーション機能を有し、憩いの場や活動の場としての提 供、さらに、減災においても重要な役割を果たしています。

そこで、本市では、豊かな水と緑を背景にした市街地と田園風景が調和する環境にやさしい まちを目指して、緑の保全・整備や緑化施策を推進するため、総合的な指針となる「春日部市 緑の基本計画」を策定するものです。

1-3 計画の位置づけ

本計画は「第2次春日部市総合振興計画」の将来像である「つながる にぎわう すまいるシ ティ 春日部」の実現の一翼を担うものであり、「春日部市都市計画マスタープラン」で定める 緑地空間に適合する必要があります。

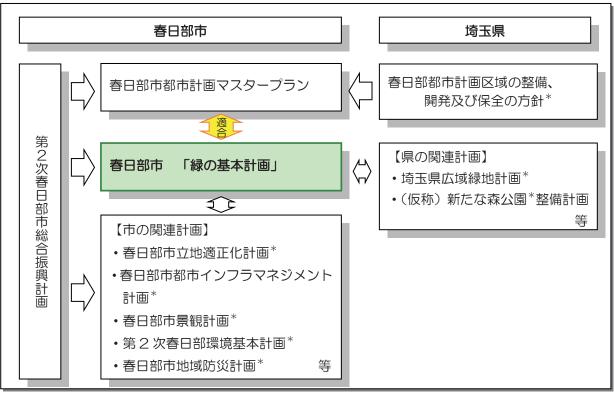


図 1-1 緑の基本計画の位置づけ

1-4 目標年次

緑の基本計画は、関連計画との整合を図りながら長期的な視点で緑に関する総合的な施策と して捉えることが必要であります。

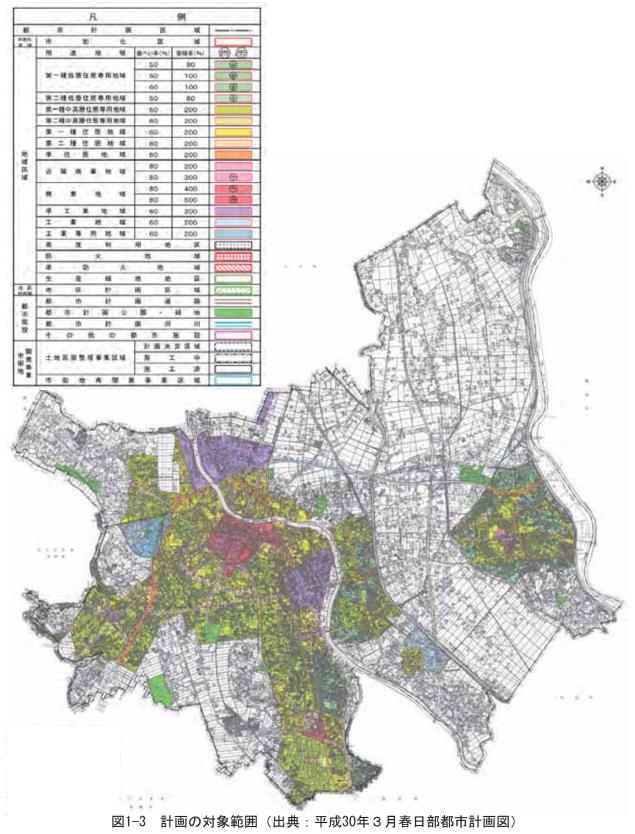
よって、本計画は、春日部市都市計画マスタープランの計画期間との整合を図り、概ね20 年後(2037年)の本市の緑のまちづくりのあるべき姿を見据えつつ、施策に関しては概ね 10年後の2027年を目標年次とします。



図 1-2 計画の目標年次

1-5 計画対象範囲と規模

本市では、行政区域全域が都市計画区域*として指定されているため、本計画では春日部市 全域の6,598haを計画対象範囲とします。



1-6 本計画で対象となる「緑地」等の内容

本計画では、以下の緑地を対象としています。都市公園*等の「施設緑地*」と、法や条例 等による「地域制緑地*」があります。詳細は次ページ参照。

その他、個人の住宅等の民地空間*の緑化も市民の貴重な緑であるため、本計画の対象とします。

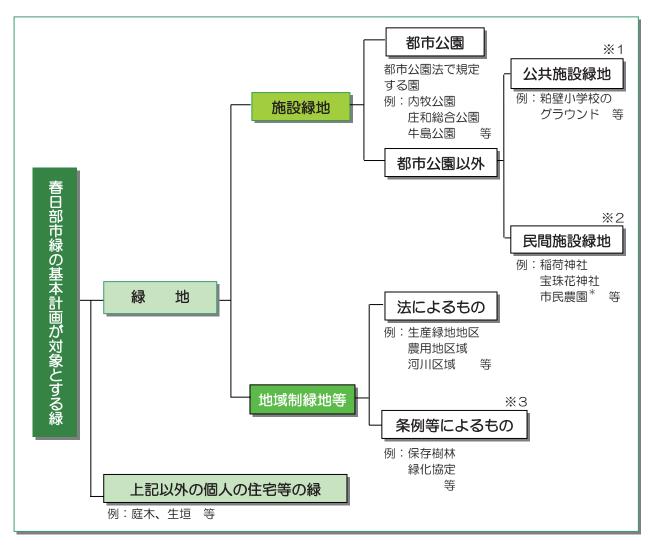


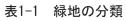
図1-4 緑の基本計画で対象となる緑地

注意

- ※1 公共施設緑地とは都市公園以外の公有地、又は公的な管理がされており、公園緑地に準じる機能を持つ施設。
- ※2 民間施設緑地とは民地空間で公園緑地に準ずる機能を持つ施設。

具体的には以下をふまえ、実情に合わせて適宜判断する。 *公開しているもの *500 m以上の一団となった土地で、建蔽率が概ね 20%以下であるもの。

- *永続性の高いもの。
- ※3 条例等の適用を受け、永続性の高いものを対象とする。なお緑地として面積算定する場合には植栽地面積等 を参考にする。



緑地の種類			内容			
	都市公園		街区公園*、近隣公園*等、都市公園法で規定するもの			
			都市公園を除く公共空地、自転車歩行者専用道路、歩行			
			者専用道路、道路環境施設帯及び植樹帯、地方自治法設			
		公共施設緑地	置または市町村条例設置の公園、公開している教育施設			
施		ム共加設稼退	(国公立)、河川緑地、農業公園*、児童遊園、市町村が			
施設緑	都市公園以外		運営している運動場やグラウンド、こどもの国、ちびっ			
地			子広場、青少年公園 等			
			市民緑地*、公開空地*、市民農園、一時開放広場、公開			
		民間施設緑地	している教育施設(私立)、市町村と協定を結び開放し			
			ている企業グラウンド、寺社境内地、屋上緑化の空間			
			等			
			緑地保全地域*•特別緑地保全地区*(都市緑地法)			
			風致地区*(都市計画法)			
			生産緑地地区*(生産緑地法)			
			自然公園*(自然公園法)			
			自然環境保全地域*(自然環境保全法)			
			農業振興地域*(農業振興区域の整備に関する法律)			
1.1h	法によるもの		農用地区域*(農業振興区域の整備に関する法律)			
地 域			河川区域*(河川法)			
域制緑			保安林区域*(森林法)			
地等			地域森林計画対象民有林*(森林法)			
			保存樹・保存樹林*(樹木保存法)			
			名勝・天然記念物・史跡等緑地として扱える文化財			
			(文化財保護法) 等			
	協定によるもの		緑化協定*(都市緑地法)			
			条例・要綱・契約・協定等による緑の街指定地区や緑化			
	条例等によるもの)	の協定地区、樹林地の保存契約、協定による工場植栽地、			
			県や市町村指定の文化財で緑地として扱えるもの 等			



第2章 緑に関する特性と課題の整理

2-1 春日部市の現況と緑の特性

(1) 春日部市の概況

本市は、埼玉県東部に位置し、その市域は南北約12km、東西約11kmに広がっており、 関東平野のほぼ中央、都心から35km圏にあります。市内の南北方向には東武伊勢崎線(愛称:東武スカイツリーライン)、国道4号・国道4号バイパスが縦断しており、これらと交差して、東西方向には、東武野田線(愛称:東武アーバンパークライン)と国道16号が横断しており、広域交通の要衝となっています。地形的には、埼玉県南部に広がる大宮台地と 千葉県北部から広がる下総台地、そして両台地に挟まれた中川低地にあり、台地部分の標高は8mから15m程度と平坦な土地です。また、大落古利根川、中川、江戸川などの河川に 恵まれ、肥沃な土壌と豊かな水利は、米、野菜、果樹などの栽培に適し、穀倉地帯を形成しています。

こうした土地条件等のもと、本市は、江戸時代には日光街道第四の宿場として設置された 粕壁宿として栄え、また利根川の本流であった大落古利根川や江戸時代に開削された江戸川 など、河川交通の要衝でもあり、水陸両面における交通の拠点を有する地域として発展を遂 げてきました。



図2-1 春日部市位置図

(2) 気象

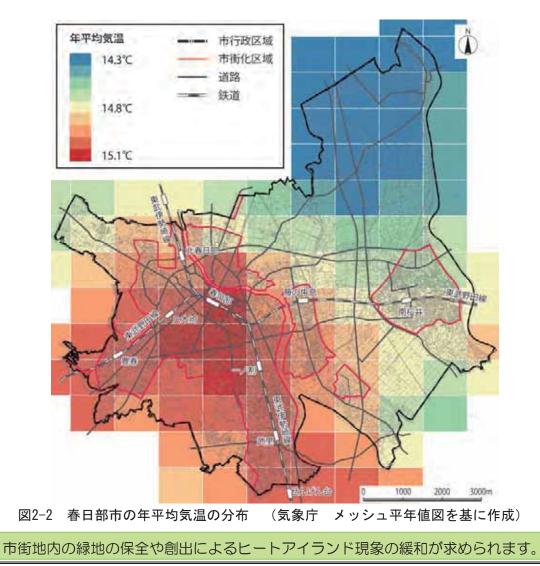
本市は、日本のほぼ中心を横断する北緯36度線上にあり、夏は蒸し暑く、冬は乾燥が激 しい内陸性の太平洋側気候に属しています。

2016年(平成28年)の平均気温は16.2℃、平均湿度は72.8%、降雨量は1,227.5mm となっています。

表1-1 春日部市の気温と湿度の経年変化(出典:春日部市の環境 平成29年度 環境白書)

	S50	S55	S60	H2	H7	H12	H17	H22	H27	H28
最高気温(℃)	36.8	34.0	35.3	40.5	39.8	40.2	38.9	40.3	38.9	37.3
最低気温(℃)	-4.0	-5.0	-6.7	-5.8	-4.2	-4.0	-4.1	-4.0	-3.7	-2.6
平均気温(℃)	16.8	14.3	14.7	17.11	15.2	15.7	16	16.3	16.2	16.2
平均湿度(%)	65.3	64.1	66.9	69.41	65.2	66.7	67.5	66.6	70.4	72.8
降雨量(mm)				1,115.0	1,021.5	1,356.5	1,217.5	1,287.0	1,484.0	1,227.5

1981年(昭和56年)~2010年(平成22年)の平均気温の平年値の分布を見ると、都 市部の気温が周囲よりも高いヒートアイランド現象となっています。



(3) 水系

本市には、県東部の主要河川である利根川水系を形成する江戸川及び中川に含まれる多く の中小河川が流れています。このうち江戸川及び大落古利根川は、本市の水系の基軸として 際だった存在です。

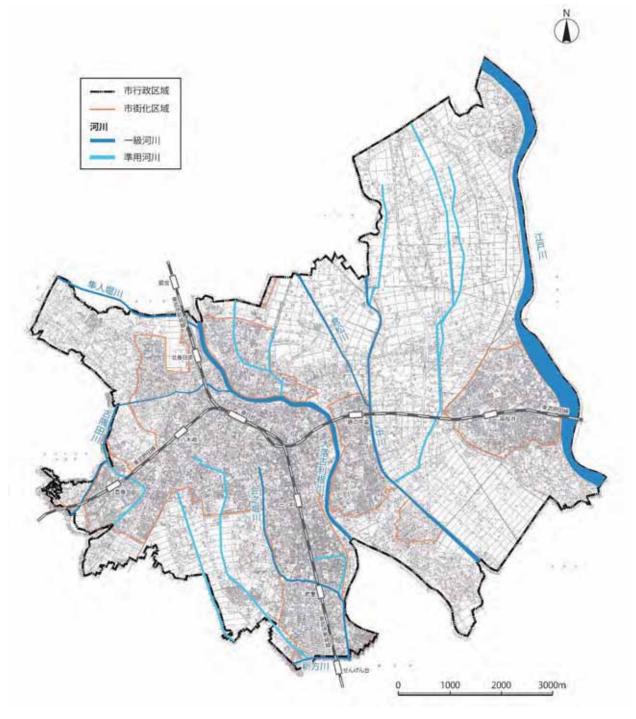


図 2-3 水系図

市街地内の河川は涼風を届ける「風の道*」としての機能の活用が求められるとともに、市 民が快適に河川空間を利活用できるよう適切な維持管理に努めることが求められます。

- (4) 植生及び動植物の状況
 - 1) 植生等の分布

植生等の分布をみると、面積としては耕作地が多くの割合を占めており、樹林は主とし て落葉広葉樹二次林が市の北西部の内牧地域に分布しています。それ以外の樹林は、低地 部に散在する農家住宅の屋敷林*が多く、市街化区域*内では常緑広葉樹や植林地が各所に 点在分布しています。

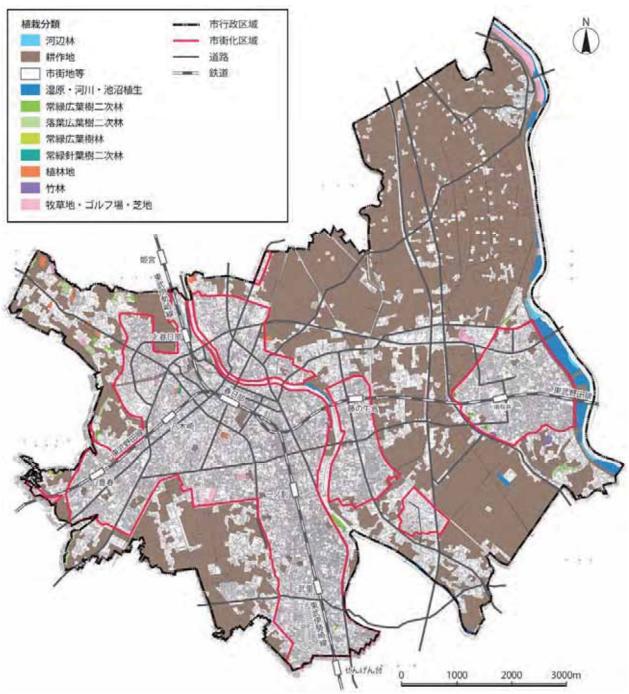
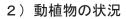


図 2-4 植生の分布 (出典:環境省生物多様性センター 第6回植生自然度調査、調査年次:2000年)



2010年(平成22年)に実施した市内の動植物生息状況の現地調査によると、植物は 649種、動物は872種、合計1,521種の生き物が確認されています。ハンゲショウ、ミ ドリシジミ、ニホンアカガエル、ホンドタヌキなど絶滅が着悼されている希少動植物も、 市内の限られた環境のなかで生き延びている状況が確認されており、生き物の生息地の保 全を進めながら、人と自然の共生を推進することが必要です。

また、特定外来生物のアライグマ、カミツキガメ、オオキンケイギクなどが生息範囲を 拡大し、農作物へ被害を与えたり、在来の固有種へ悪影響が懸念されています。

表 2-2 2010 年(平成 22 年) 動植物生息状況調査*

(単位:種)

		動物							⋽≣⊅⊭∕⋈≣⊥	合計
	①植物	哺乳類	鳥類	両性類	爬虫類	昆虫類	魚類	底生生物	②動物計	(1+2)
全体数	649	5	134	5	8	691	13	16	872	1,521
希少な 動植物種数	43	2	35	2	5	11	1	2	58	101

(出典:第2次春日部市環境基本計画)



図 2-5 本市で確認できる絶滅が危惧される希少動植物(出典:春日部生き物マップ)

優れた自然環境、貴重な生物の生息空間である河川の緑、田園、内牧地区の樹林地等 の保全が求められます。

(5) 景観

本市の景観について、緑に関するものを整理します。

- 1) 広域的に見る景観構造
 - 南北に横断して流れる大河川は、古くから水郷、水運、水利のまちとして栄え、そのため水路網が広がっています。
 - 北西部の内牧や花積には大宮台地(慈恩寺台地)の端部が存在し、江戸川沿いには 下総台地から切り離された宝珠花台地、金杉台地があり、特徴的な集落を形成して います。
- 2) 歴史·文化的景観
 - 江戸期には舟運が発達し、大落古利根川には粕壁宿の新町橋近くの河岸場として かみまそうかしたままでうか 上喜蔵河岸や下喜蔵河岸が、江戸川には西宝珠花の河岸などがありました。川沿い に八幡社(東八幡神社)をはじめ、川にまつわる多くの神社や史跡等が残っていま す。
 - 牛島のフジは推定樹齢1200年、藤棚は300mの面積を誇る国内最大級の藤で、国 指定特別天然記念物に指定されているほか、市役所そばのふじ通りなど、フジは「市 の花」にも指定されて市のシンボルとして親しまれています。
- 3) 田園景観
 - 江戸川や大落古利根川は自然が多く残る河川で、市民に親しまれている風景であり、
 市のシンボル的存在です。
 - 市内にはまとまった緑が少ないですが、その中でも内牧公園周辺の緑のかたまりや、
 河川沿いの緑が貴重なオープンスペースと自然環境を提供しています。
 - 散村集落の特徴的な屋敷林の風景は、東京のベットタウンと思えないのどかな雰囲気を醸し出しています。宝珠花台地や金杉台地では比較的樹林地が残り、緑豊かな市街地のイメージを形成しています。
 - 市街地を取り囲む田園風景は広大で、特に中川と江戸川の間の田園風景は、本市の
 特徴的な景観です。
- 4) 公共公益施設の景観
 - 江戸時代までは大落古利根川の新町橋が唯一の橋であり、昔から新町橋はまちの重要な場であります。また、隣接する古利根公園橋は市民にも親しまれている本市の川の中心的位置にあります。中川や江戸川を含む河川沿いには、公園や神社、緑など魅力的な景観を形成しています。

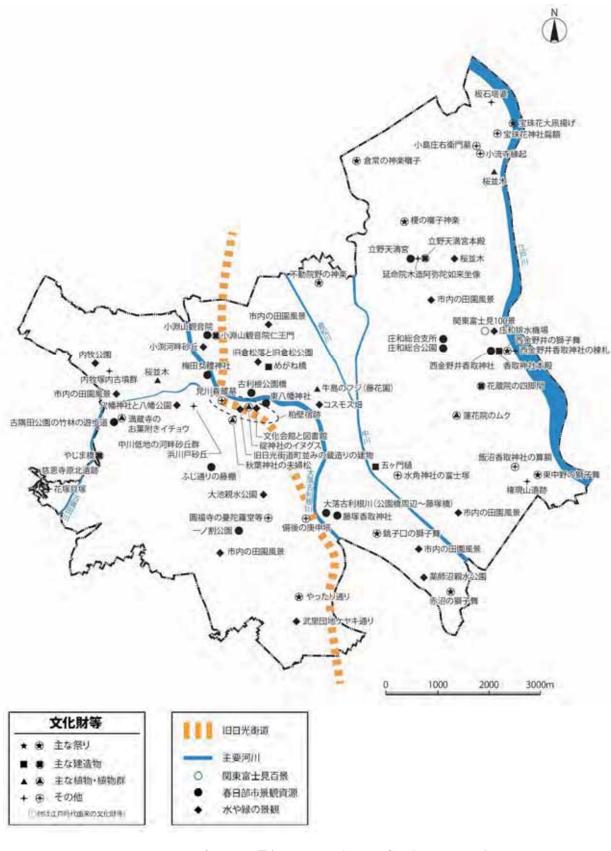


図2-6 歴史·文化景観 2018年(平成30年)3月現在

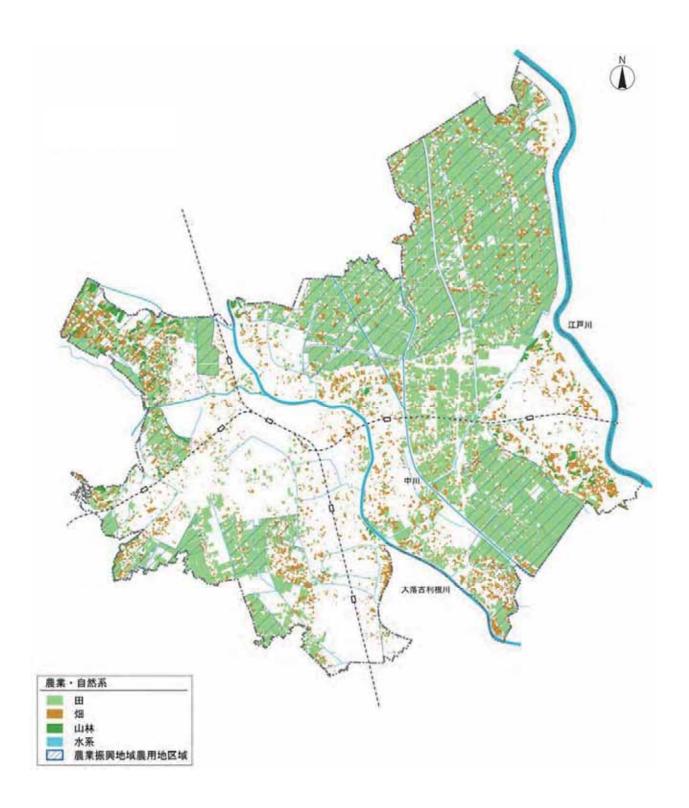
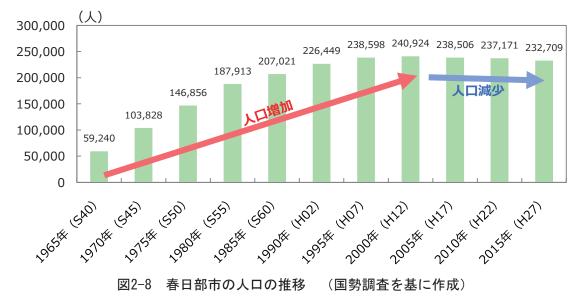


図2-7 田園景観 (出典:2011年(平成23年) 春日部市景観計画調査報告書)

(6) 人口

本市の人口は1965年(昭和40年)以降に急激に増加し、その後増加を続けてきましたが、2000年(平成12年)をピークに減少し、2015年(平成27年)には232,709人となっています。



東武伊勢崎線沿線など1965年(昭和40年)以降に形成された市街地において、人口減 少が顕著にみられる一方で、春日部駅、北春日部駅、豊春駅などの駅周辺部や市街化区域の 縁辺部において増加傾向がみられます。

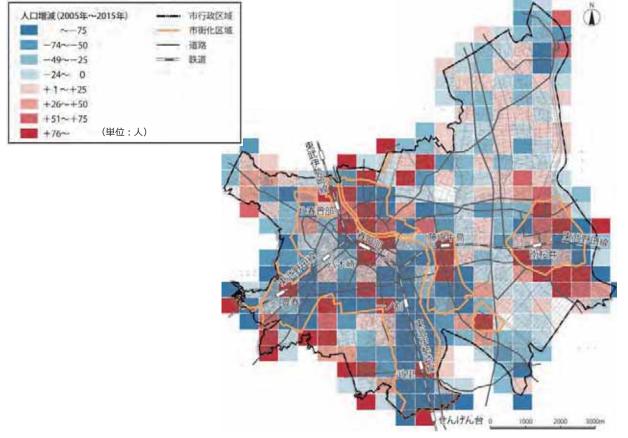
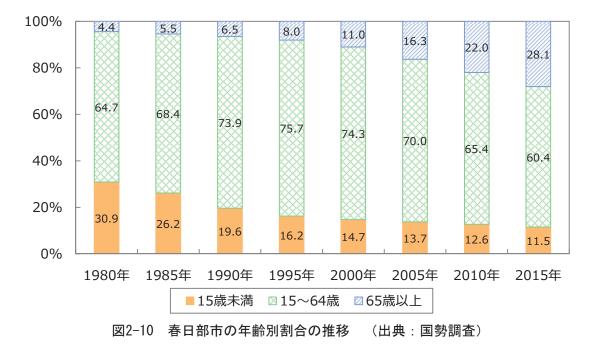


図2-9 春日部市の2005年(平成17年)から2015年(平成27年)の人口増減の状況 (国勢調査を基に作成)

1980年(昭和55年)以降、高齢化率(65歳以上人口割合)が増加しており、2015年 (平成27年)には28.1%となっています。



本市の2015年(平成27年)の高齢化率28.1%は、全国平均値(26.6%)や埼玉県平 均値(24.8%)、周辺の市と比較しても高くなっています。

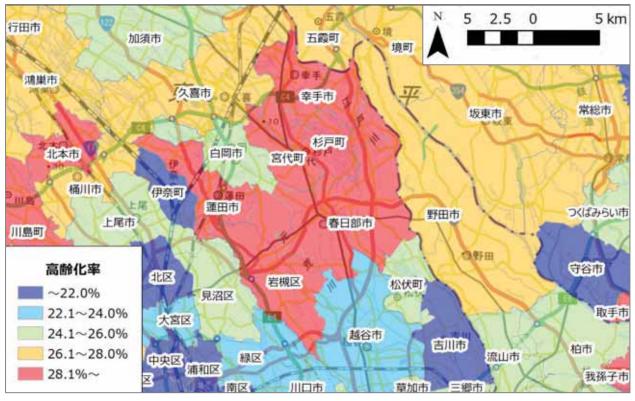
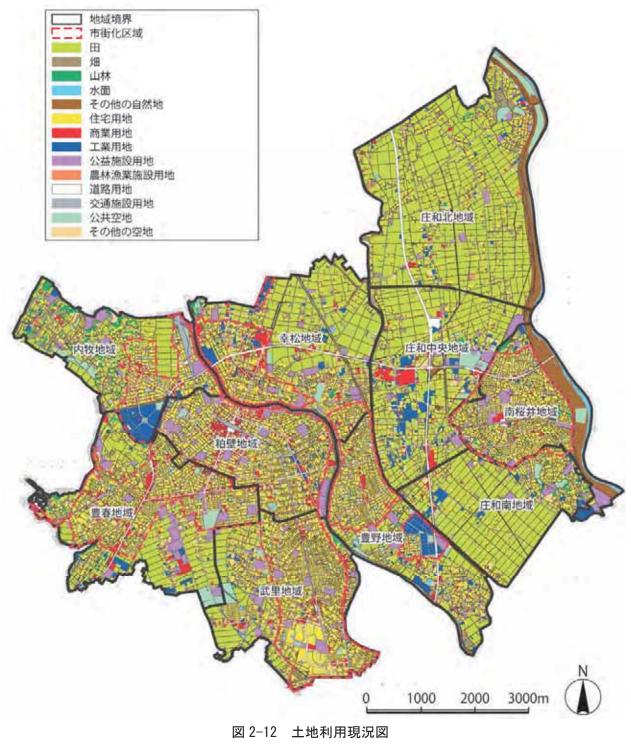


図2-11 春日部市周辺自治体の2015年(平成27年)の高齢化率の状況(国勢調査を基に作成)

(7) 土地利用等の現況

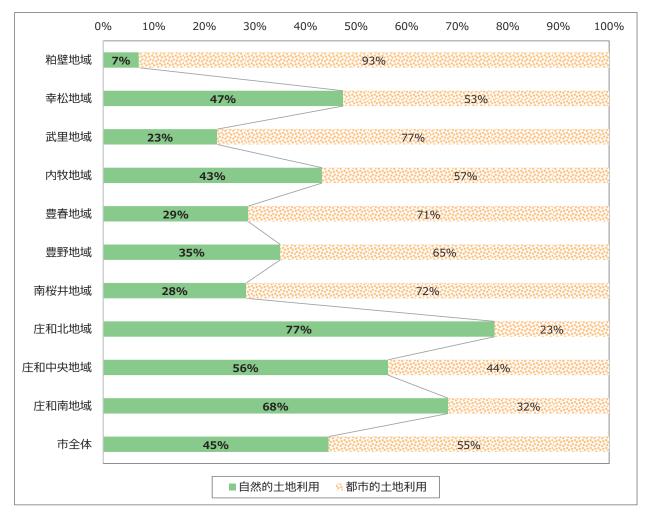
本市の土地利用は、春日部駅をはじめ市内各駅周辺では商業用地と住宅用地が主の土地利用となっています。一方で、郊外部には広大な田園地帯も見られます。

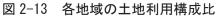
なお、春日部市域を10地域に区分しています。



(2015年(平成27年)都市計画基礎調査*を基に作成)

土地利用の状況を地区別に整理すると、粕壁地域や武里地域、豊春地域、南桜井地域では 都市的土地利用の割合が高くなっています。一方、庄和北地域や庄和南地域、庄和中央地域 では自然的土地利用の割合が高くなっています。





(2015年(平成27年)都市計画基礎調査を基に作成)

- (8)法適用の状況
 - 1) 用途地域*

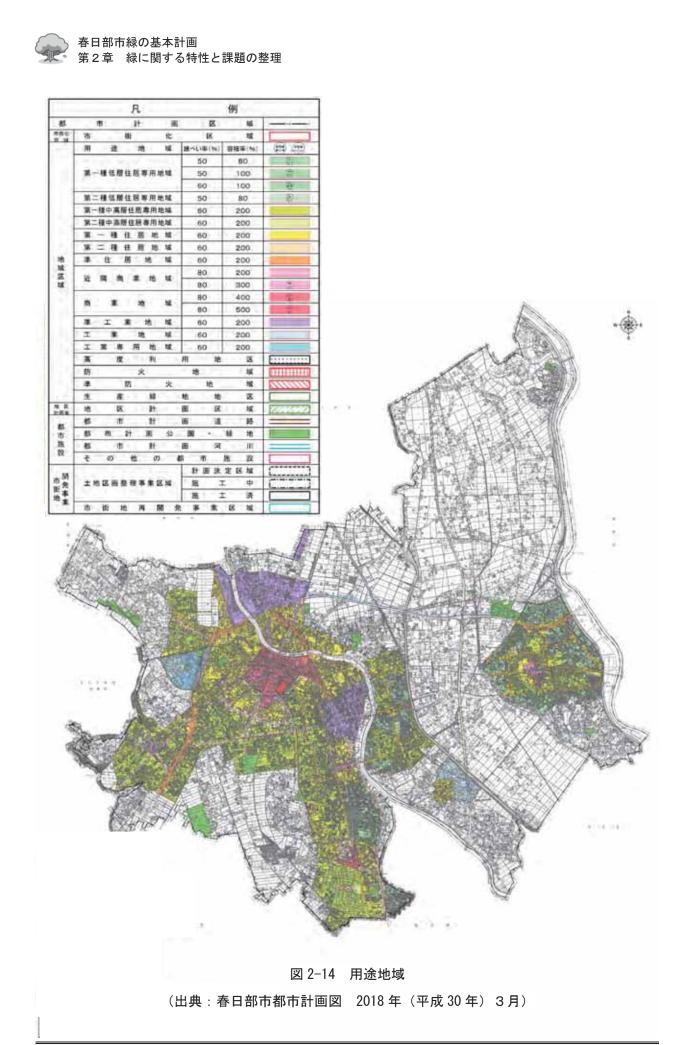
本市は、市の全域が線引き都市計画区域に指定されており、市街化区域の面積が 2,220.4ha、市街化調整区域*の面積が4,377.5haとなっています。

市街化区域内に指定されている用途地域の内訳は、住宅系が1,829.2ha、82.4%、商業系が126.1ha、5.7%、工業系が265.1ha、11.9%です。

表 2-3 用	途地域指定現況	(出典:	2018 年度	(平成 30 年度)	版春日部の都市計画)
---------	---------	------	---------	------------	------------

		用途地	域	面積(ha)	構成比(%)		
	第 1	種低層	住居専	厚用地	」」	302.9	13.6
	第 2	種低層	住居専	厚用地	4.3	0.2	
	第 1	種中高	層住居	専用地	也域	679.2	30.6
住	第 2	種中高	層住居	専用地	也域	19.6	0.9
住居系	第	1 種	住 居	地	域	604.9	27.2
	第二	2 種	住 居	地	域	155.9	7.0
	準	住	居り	地	域	62.4	2.8
						1,829.2	82.4
र्म्स	近	隣 商	業	地	域	38.5	1.7
商 業 系	商	業	地		域	87.6	3.9
术						126.1	5.7
	準	I	業	地	域	186.5	8.4
Ţ	I	業	地		域	53.3	2.4
工業系	I	業専	用	地	域	25.3	1.1
						265.1	11.9
		市全体	4	2,220.4	100.0		

平成 30 年 3 月 31 日現在



2) 農業振興地域及び地域森林計画対象民有林*

農業振興地域の整備に関する法律に基づく農業振興地域は2,992ha指定されており、 市全体の約45%を占めています。また、この中で、優良農地を中心に農用地区域が指定 されており、農業振興地域の約6割を占めています。

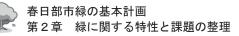
また、森林法に基づく地域森林計画対象民有林は市街化調整区域に15haが指定されて います。

表 2-4 農業振興地域・農用地区域の面積(出典: 2018 年度(平成 30 年度) 埼玉の土地)

区分	面積(ha)	構成比(%)				
区力		農業振興地域/市全体	農用地区域/農業振興地域			
農業振興地域	2,992	45.3%	—			
農用地区域	1,870	_	62.5%			

表 2-5 地域森林計画対象民有林の面積(出典: 2018 年度(平成 30 年度) 埼玉の土地)

区分	面積(ha)	構成比(%)		
		地域森林計画対象民有林/市全体		
地域森林計画対象民有林	15	0.2%		



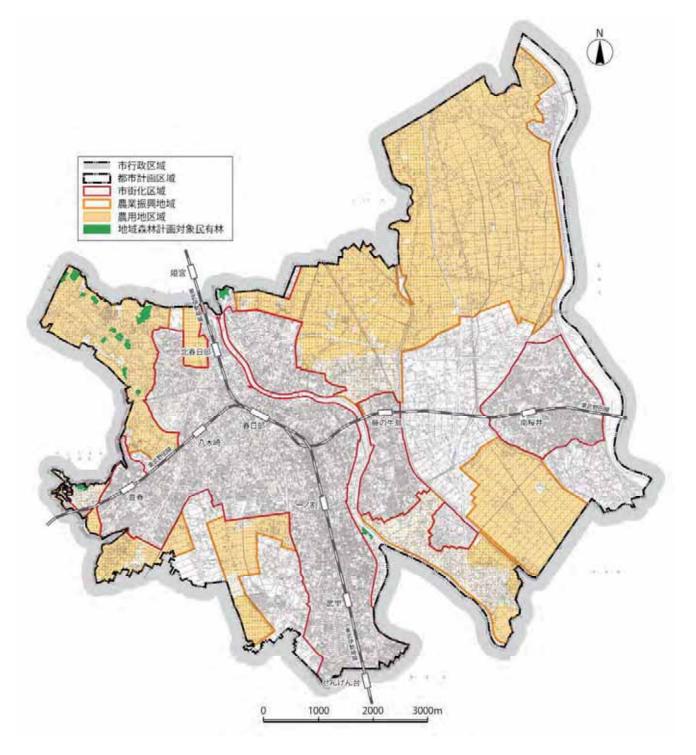


図 2-15 農業振興地域と地域森林計画対象民有林の状況 (2013 年(平成 25 年) 2月埼玉県土地利用基本計画図を基に作成)



(9) 緑の特性

本市の緑に関する特性を以下に整理します。

- 1) 春日部を象徴する河川と農地
 - 江戸川及び大落古利根川をはじめとする大小の河川は、市の骨格を形成するとともに、野鳥や昆虫等が生息する空間、昔ながらの多自然型*の景観を形成する等優れた自然環境を有しています。
 - これらの河川は、市街地の火災の延焼阻止、安全な郊外への避難経路としても効果 が期待できます。
 - 大落古利根川等では、夏期に涼しい風が吹いています。
 - ・ 庄和北地域等の郊外部を中心に遊水機能を有する田園地帯が広がっています。また、
 農家住宅の屋敷林が田園地帯に点在しています。これらの田園地帯や屋敷林は、本
 市の原風景ともいえる潤いを見出せる価値のある緑の景観を形成しています。
 - 内牧地域等の水田や果樹園では、田植えや穂波、果樹の実り等、四季の景観を感じることができます。



自然豊かな大落古利根川



広大な田園地帯(水角)

田園地帯と屋敷林の風景 (小平・下吉妻)

- 2) 貴重な歴史、文化資源としての緑
 - 「牛島のフジ」をはじめとして、天然記念物に指定された、歴史、文化的に貴重な 緑があります。
 - ・ 寺町をはじめとする社寺林、台地に点在する古墳群等のある地域は、まとまった樹 林景観を形成するとともに、地域の歴史風土を感じる景観を形成しています。
 - 大落古利根川沿いにある河畔砂丘(浜川戸砂丘、 小渕砂丘、藤塚砂丘)は、本市の貴重な地形で あることに加え、野生生物や昆虫、野鳥の生息 空間となっています。また、市民にとって、安 心を与える高台と樹林による安らぎを提供して いる貴重な場所です。



社寺林

- 3) 生物の生息空間となっている貴重な樹林地
 - 内牧地域に多い広葉樹林や市内に点在する社寺林は、森林が少ない本市において多様な生物の生息空間となっています。
 - 平坦な地形の本市にとって、内牧地域の斜面林は立体的自然景観をもたらす貴重な 緑です。また、屋敷林、社寺林はこんもりとした緑のかたまりとして、地域の*ラ ンドマークとなっています。



寺町の社寺林



内牧の樹林地

- 4) 公園、街路樹などの身近な緑の形成
 - 公園等は、市民や観光客の活動・交流の場、自然とのふれあいの場となっています。特に、庄和総合公園、薬師沼親水公園、大池親水公園等、豊かな水辺の空間を活用した公園があり、釣りや散策、サイクリング等が楽しめる場があります。
 - 江戸川の堤防上や内牧地域には、サイクリング
 ロードが整備され、サイクリングやジョギング
 を楽しむ人で賑わっています。



釣りを楽しむ人々

- 本市の市街地の大半は、住宅地等が密集して建ち並んでおり、災害時の一時避難場
 所*となる公園や広場等のオープンスペースが少ない状況にあります。
- 災害時を想定した防災活動については、地域の自治会と連携しながら行っているものの、避難者のための防災機能が充実していないため、近年防災機能を備えた公園施設が、新規事業(大枝公園、大凧公園など)やリニューアル事業などで整備されてきています。
- 埼玉県と連携して、県南東部の「みどりの再生」のシンボルとなる県営公園((仮称))新たな森公園)の整備を進めています。
- 都市公園が持つ防災機能を活用するとともに、緑地・農地の保全により市街地における防災空間を確保しています。

- 生産緑地地区をはじめとする市街化区域内の農地については、生産緑地制度を活用し、農地を保全しています。
- ・ 幹線道路等、比較的広幅員の道路には街路樹が整備されており、延焼遮断帯*としての役割も有しています。特に、「ユリノキ通り」、「ふじ通り」をはじめとする幹線道路の街路樹は市域の緑の骨格をなすとともに、すぐれた道路景観を形成しています。



街路樹が整備された幹線道路 (ユリノキ通り)



ふじ通りのフジ

 大落古利根川沿いや18号水路(中庄内領排水路)沿い、古隅田川沿いの桜並木は 優れた景観を形成し、市民や観光客の憩いの場となっています。



大落古利根川の桜並木

 地区計画*等により周辺環境に配慮した工業地の形成が図られています。また、緑 化協定、保存樹木等により民地空間において良好な緑の景観を形成している地域が あります。



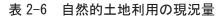
民地空間での緑化

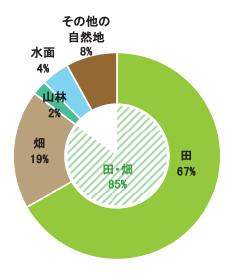
2-2 緑に関する近年の変化

- (1) 自然的土地利用全体の現況と変化
 - 1) 自然的土地利用の現況量

本市全体の自然的土地利用の現況面積(田畑など、緑に関連する土地利用がされている 土地の面積)を種類別にみると、田が67%でもっとも多く、次いで畑が19%と、農地が あわせて約9割と本市の緑の主体となっています。農地以外では山林が2%、水面が4%、 その他の自然地が8%となっています。

(2015 年(平成 27 年)都市計画基礎調査を基に作成)						
	都市計画区域					
土地利用		6,598ha				
	⊞	1,977 ha				
	550 ha					
⊞	2,527 ha					
L L	68 ha					
水	130 ha					
その他	237 ha					
	2,961 ha					







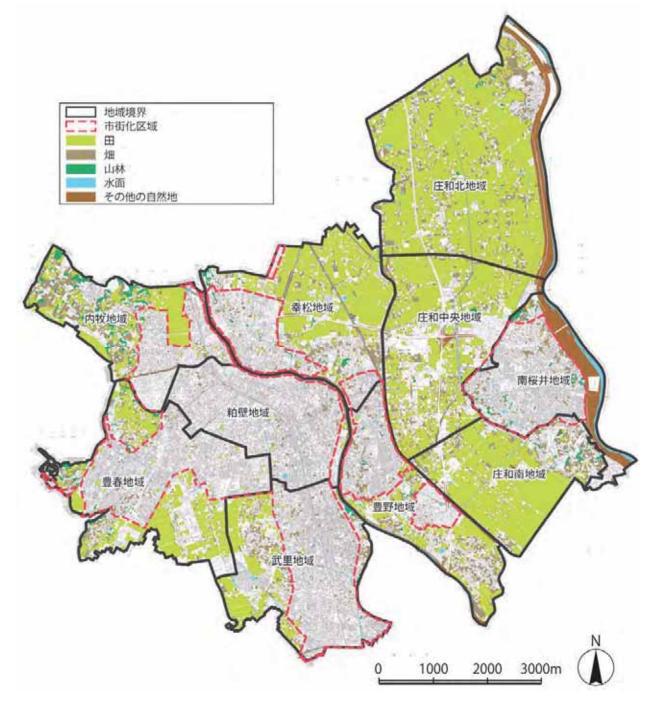
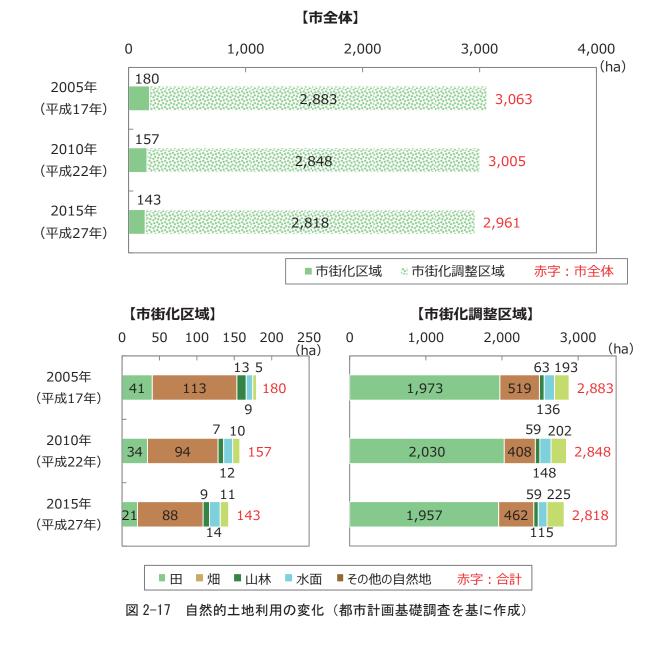


図 2-16 自然的土地利用の現況(2015年(平成 27年)都市計画基礎調査を基に作成)

2) 自然的土地利用の変化

2015年(平成27年)の自然的土地利用の面積は2,961haのうち、市街化区域内が 143ha(自然的土地利用全体の5%)、市街化調整区域が2,818ha(自然的土地利用全 体の95%)となっています。

また、2005年(平成17年)から2015年(平成27年)までの10年間の自然的土地 利用の面積の変化を見ると、春日部市全体では102ha減少しました。そのうち、市街化 区域では、この10年間で37ha減少し、市街化調整区域では65ha減少しています。更に 田・畑に着目すると、市街化区域では45ha(約3割)、市街化調整区域では、73ha減少 しました。



3)市街化区域内の農地

本市の市街化区域内の農地は、2017年(平成29年)の時点で111haであり、その内 生産緑地地区に指定されている農地が31haとなっています。

市街化区域内の農地は、2013年(平成25年)から15%(20ha)減少していますが、 生産緑地地区*については約2haの減少にとどまっており、市街化区域内の緑の確保に寄 与しています。しかし、2022年以降地区指定から30年が経過する事から、多くの生産 緑地地区が解除される事が懸念されています。

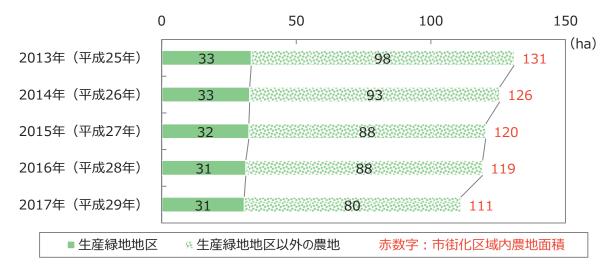


図2-18 市街化区域内の農地及び生産緑地地区の状況(出典:2018年度(平成30年度)埼玉の土地)

市全体で農地(田や畑)が減少しており、保全する必要があります。特に市街化区域 内の農地については、市街地内の貴重な緑の担い手として、今後も維持することが求 められます。 春日部市緑の基本計画 第2章 緑に関する特性と課題の整理

(2) 公園の現況と課題

本市の公園は2018年(平成30年)3月末で397箇所あります。

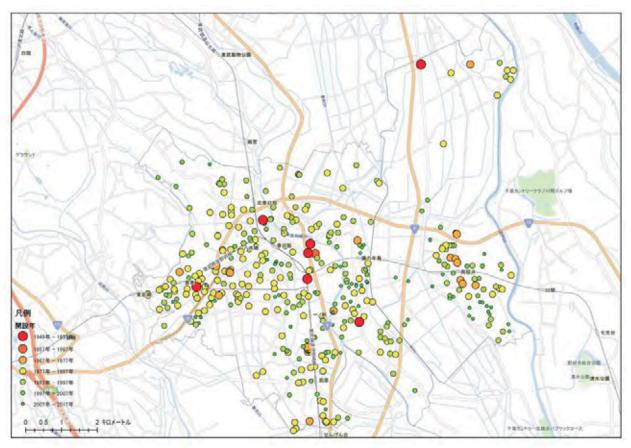


図 2-19 公園位置図(2018 年(平成 30 年) 3 月末)

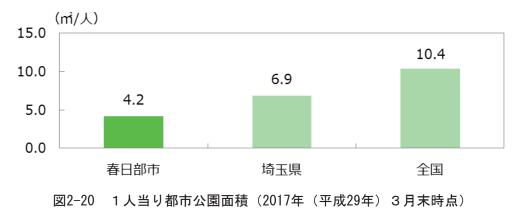
表 2-7 都市公園

種類	種別	内容
	街区公園	もっぱら街区に居住する者の利用に供することを目的とする公園で 1 箇所当たり面積 0.25ha を標準として配置する。
住区基	近隣公園	主として近隣に居住する者の利用に供することを目的とする公園で1箇所当たり面積2 ha を標準として配置する。
幹公園	地区公園	主として徒歩圏内に居住する者の利用に供することを目的とする公園で1箇所当たり面 積4haを標準として配置する。都市計画区域外の一定の町村における特定地区公園(カ ントリーパーク)は、面積4ha以上を標準とする。
都市基	総合公園	都市住民全般の休息、観賞、散歩、遊戯、運動等総合的な利用に供することを目的とする公園で都市規模に応じ1箇所当たり面積10~50haを標準として配置する。
幹公園	運動公園	都市住民全般の主として運動の用に供することを目的とする公園で都市規模に応じ1箇 所当たり面積 15~75ha を標準として配置する。

表 2-8 広場

	種類	種別	内容
ſ		ちびっこ広場	周辺に都市公園が少なく、主として子どものための遊び場として整備されたもの。
広場 運動広場 市民		運動広場	市民のスポーツ振興と健康及び体力向上促進を目的に整備されたもの。
		遊水池広場	遊水池を有効活用し、広場として整備されたもの。

本市の1人当りの都市公園面積は、2017年(平成29年)3月末時点で4.2m²/人となっています。全国や埼玉県の平均値と比較すると1人当たりの公園面積が少ない状況です。



公園の誘致距離*を見ると、市街化区域内で複数の公園の誘致距離が重なりあっている地 域が多くなっています。

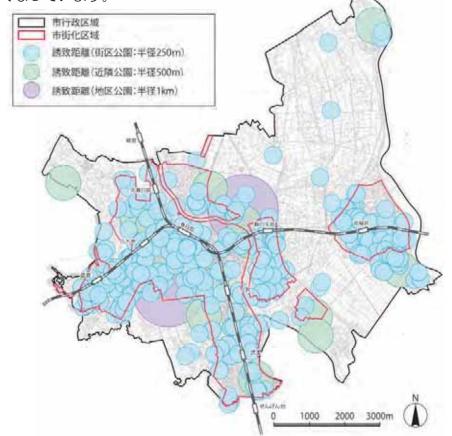


図2-21 公園の誘致距離(春日部市都市インフラマネジメント公園計画等を基に作成)

既存の公園の維持・保全のほか、市民のニーズも踏まえながら地域的なバランスのとれ た計画的な配置及び再配置が求められています。

(3) 街路樹の状況

2017年(平成29年)3月末時点で、街路樹として高・中木(樹高1m以上の樹木)が約 3,600本、低木(樹高1m未満の樹木)が約30,000㎡整備されています。

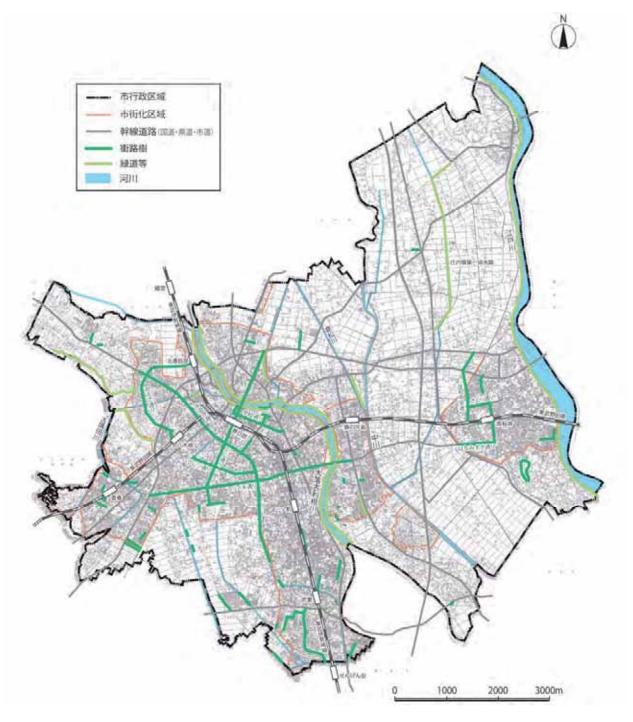


図 2-22 街路樹の状況 (春日部市都市インフラマネジメント計画道路計画等を基に作成)

大規模公園や身近な公園等を河川や街路樹等によりネットワーク化することが求められています。

(4) 緑に関する市民の意向

これまで進めてきた、各施策に対する満足度や重要度、今後の緑のまちづくりについて、 緑に関する市民ニーズや満足度などを把握するとともに、調査した市民アンケート結果を各 施策の取組等に反映させた計画とするため実施するものです。

緑に関する市民の意向について、2018年(平成30年)に実施したアンケート調査の結 果を整理します。

<調査概要>

調查対象	春日部市内在住の方
対象者数	3,000人 (住民基本台帳より無作為抽出)
実施期間	2018年(平成30年)9月7日(金)郵送発送 ~9月14日(金)投函締切
回収状況	977通 回収率約32.6%

<居住地域別回収状況>

地域	回収数	構成比(%)
粕壁地域	209	21.4
幸松地域	82	8.4
武里地域	204	20.9
内牧地域	48	4.9
豊春地域	175	17.9
豊野地域	83	8.5
南桜井地域	90	9.2
庄和北地域	17	1.7
庄和中央地域	26	2.7
庄和南地域	15	1.5
無回答	28	2.9
全体	977	100.0



<緑の基本計画の認知度>

緑の基本計画について、「知らなかった 内容も知らない」が76%と最も多く、「知っ ているが内容は知らない」が22%、「知って いた 内容まで知っている」の回答が2%で した。

緑の基本計画を市民により知ってもらう ための取組みが求められます。

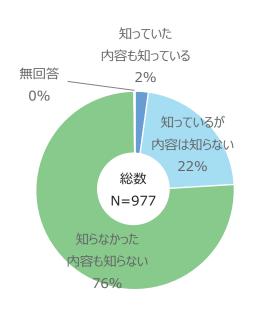


図 2-23 緑の基本計画の認知度

<緑に求めるもの>

緑に求めるものとして、「涼しい風が吹く緑」が49%と最も高く、次いで「木陰のある 緑」が46%、「子供の育成につながる緑」が40%、「健康づくりのための緑」が33%、 「安心・安全な緑」が31%となっています。

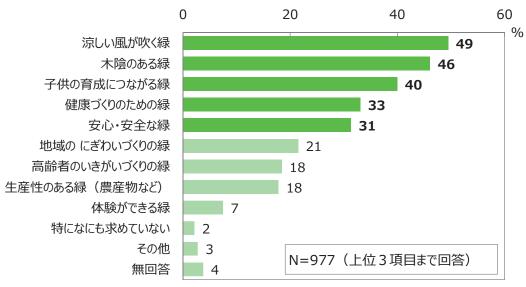


図 2-24 緑に求めるもの

涼しい風や木陰など緑による温暖化対策のほか、子供の育成や健康づくり、安心・安 全など緑による生活の質の向上が求められています。

<緑の景観で今後残しておきたいと思う緑>

緑の景観で今後残しておきたいと思う緑について、「ふじ通りのフジ」が64%と最も多 く、次いで「内牧の自然(森林)」と「河川や水路沿いの緑」が共に44%となっています。

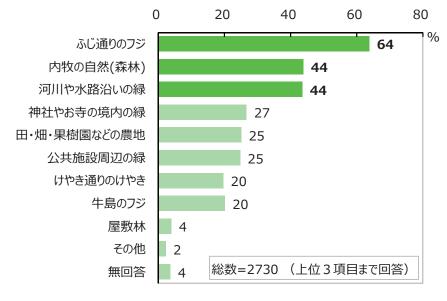


図 2-25 緑の景観で今後残しておきたいと思う緑

ふじ通りのフジや内牧の自然(森林)、河川や水路沿いの緑は、緑の景観としての保全 が求められます。 <緑のまちづくりへの参加意向>

参加意向について、「参加したい」が21%、「良いことだが参加できない」が41%、「あまり興味がない」が20%でした。

「参加したい」人の条件として、「時間があれば参加したい」が70%(60代までの人が特に多い)、「家の近くなら参加したい」が50%となっています。

「良い事だが参加できない」人の理由として、「時間が無い」が55%、「活動内容がわからない」が35%となっています。

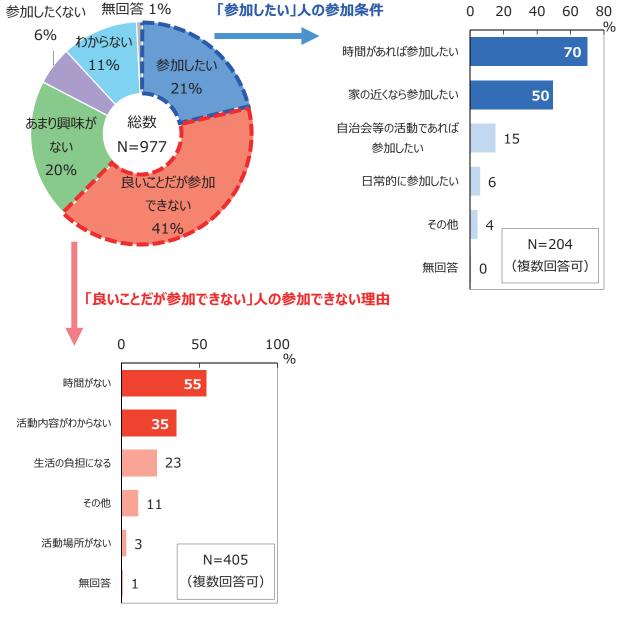


図 2-26 緑のまちづくりへの参加意向

緑のまちづくりへの参加促進に向けて、気軽さ(時間や家からの近さ)や広報手段の 充実が求められます。 <緑のまちづくり、緑に関するイベントとして求めているもの>

緑のまちづくり、緑に関するイベントとして求めているものについて、「お祭りやお店 など、にぎわいのある緑のイベントに参加」が42%と最も高く、次いで「自然や生き物 とふれあうイベントに参加」が32%、「フラワーガーデンやフラワーアートなどのイベン トに参加」が31%となっています。

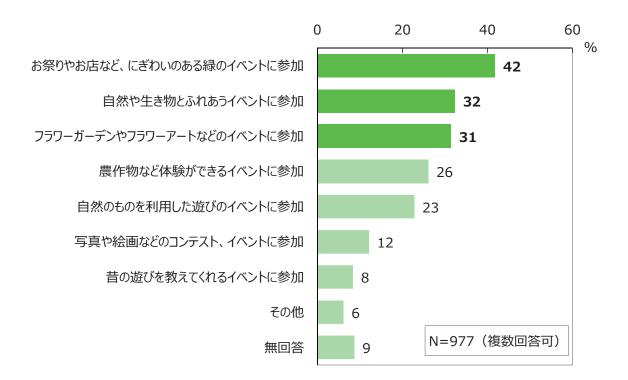
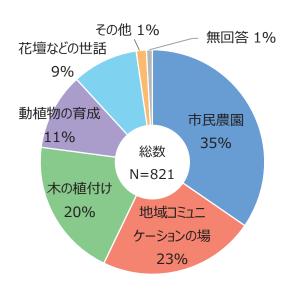


図 2-27 緑のまちづくり、緑に関するイベントとして求めているもの

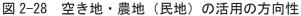
緑のまちづくり、緑に関するイベントとして、お祭りや自然や生き物とのふれあい、 フラワーガーデン等のイベントが求められます。 <空き地・農地(民地)や公園(官地)の活用の方向性>

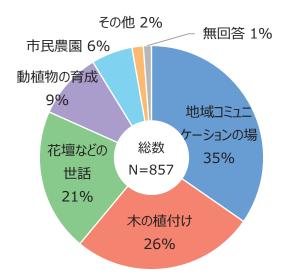
空き地・農地(民地)の活用方法として、「市民農園」が35%と最も高く、次いで「地 域コミュニケーションの場」が23%、「木の植付け」が20%となっています。

公園(官地)の活用方法として、「地域コミュニケーションの場」が35%と最も高く、 次いで「木の植付け」が26%、「花壇などの世話」が21%となっています。



空き地・農地(民地)





公園(官地)

空き地・農地(民地)や公園(官地)の活用方法として、地域コミュニケーションの 場や市民農園、木の植付けによる活用が求められます。

図 2-29 公園(官地)の活用の方向性

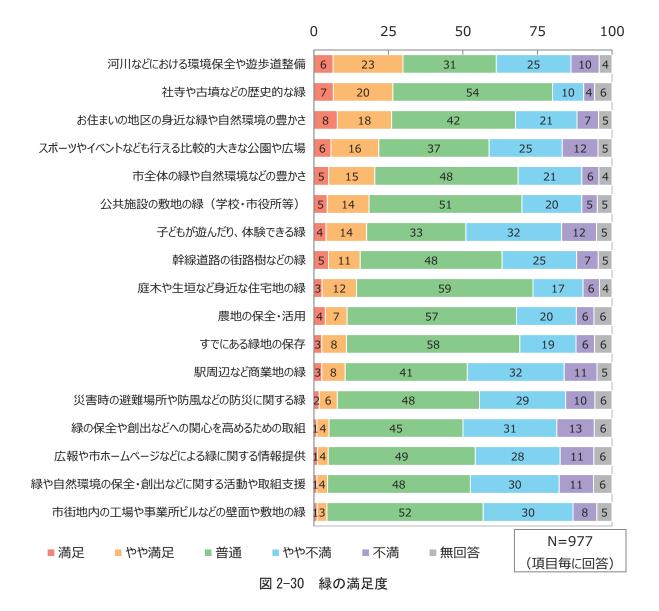
<緑の満足度と重要度>

①緑の満足度

緑の満足度について、次の項目の重要度が高くなっています。

(満足」と「やや満足」の合計が20%以上の項目)

- ・ 河川などにおける環境保全や遊歩道整備
- ・社寺や古墳などの歴史的な緑
- ・お住まいの地区の身近な緑や自然環境の豊かさ
- ・スポーツやイベントなども行える比較的大きな公園や広場
- ・市全体の緑や自然環境などの豊かさ



2緑を守り、増やしていくための重要度

緑を守り・増やしていくための重要度について、次の項目の重要度が高くなっています。

(「力を入れて欲しい」と「どちらかといえば力を入れて欲しい」の合計が50%以上の項目)

- 河川などにおける環境保全や遊歩道整備
- 市全体の緑や自然環境などの豊かさ
- 子どもが遊んだり、体験できる緑
- ・災害時の避難場所や防風などの防災に関する緑
- スポーツやイベントなども行える比較的大きな公園や広場
- すでにある緑地の保存

・緑や自然環境の保全・創出などに関する活動や取組支援

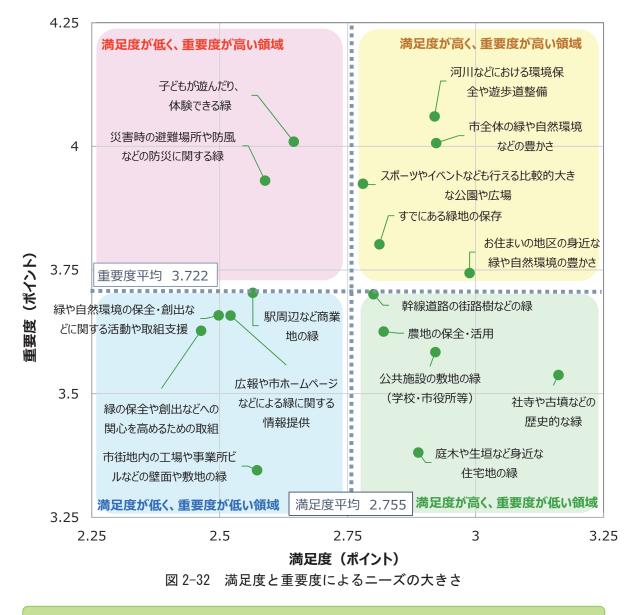
()	25		50	75		100
河川などにおける環境保全や遊歩道整備	3:	1	3	35	23	ſ) 11
市全体の緑や自然環境などの豊かさ	29	I	3	5	25	1	1 10
子どもが遊んだり、体験できる緑	28		34		23	11	13
災害時の避難場所や防風などの防災に関する緑	24		35		27	11	13
スポーツやイベントなども行える比較的大きな公園や広場	27		30		28	21	12
すでにある緑地の保存	23		27		37	1	12
緑や自然環境の保全・創出などに関する活動や取組支援	14		36		36	<mark>2</mark> 1	12
緑の保全や創出などへの関心を高めるための取組	12		35		36	<mark>2</mark> 1	12
幹線道路の街路樹などの緑	17		30		37	21	13
駅周辺など商業地の緑	17		30		37	21	13
お住まいの地区の身近な緑や自然環境の豊かさ	20		26 3 ¹		39	1	13
広報や市ホームページなどによる緑に関する情報提供	16		31		38	<mark>2</mark> 1	12
農地の保全・活用	15	2	.8	3	9	<mark>22</mark>	14
公共施設の敷地の緑(学校・市役所等)	13	27		4	4	11	14
社寺や古墳などの歴史的な緑	15	19		49		21	14
市街地内の工場や事業所ビルなどの壁面や敷地の緑	8	23		46		6 2	14
庭木や生垣など身近な住宅地の緑	10	21		50		42	14
 力を入れてほしい どちらかといえばた あまり力を入れる必要はない 力を入れる必要(ほしい	■ 今のまる ■ 無回答			N=97 目毎に	77 回答)

図 2-31 緑を守り、増やしていくための重要度

③満足度と重要度によるニーズの大きさの分析

ここでは、縦軸に重要度平均スコアの値を、横軸に満足度平均スコアの値をとって、各 項目の分布を整理しました。この図では、左下に位置するほど重要度が低く、満足度も低 い項目となり、逆に右上に位置するほど重要度が高く満足度も高い項目になります。

また、図の左上に位置する「子どもが遊んだり、体験できる緑」や「災害時の避難場所 や防風など防災に関する緑」は重要度が高いものの、満足度は低い項目であることから、 ニーズが高い項目と言えます。



子どもの遊び・体験や防災に関連した緑の施策の展開が特に求められます。

満足度ポイントと重要度ポイントは次の方法で計算しています。 満足度平均スコア=(「満足」×5+「やや満足」×4+「普通」×3+「やや不満」×2+「不満」×1」)/(回答者数-無回答) 重要度平均スコア=(「力を入れてほしい」×5+「どちらかといえば力をいれてほしい」×4+「今のままで良い」×3 +「あまり力を入れる必要はない」×2+「力を入れる必要はない」×1」/(回答者数-無回答)



2-3 関連計画及び国の施策の整理

(1) 関連計画

1) 第2次春日部市総合振興計画

本市の今後10年間にわたる総合的かつ計画的なまちづくりの指針となるものであり、 長期的な視点に立って本市の将来像を定め、その実現に向けた基本的な目標や必要となる 方策を定めたものです。また、市民と行政が協働・連携してまちづくりの課題に取り組む 際の、共通の目標としての役割を担うものです。

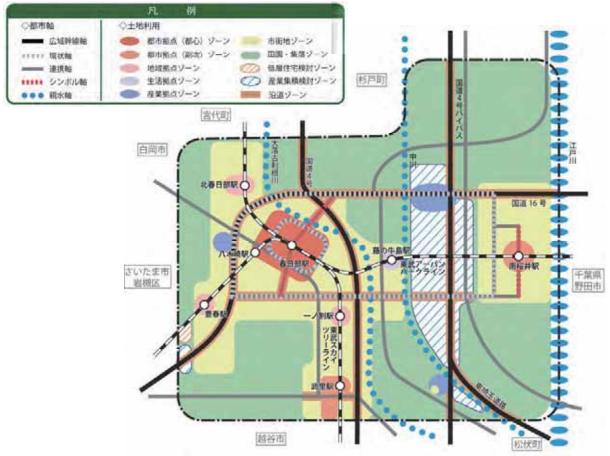
<将来像>

まちの将来像を「つながる にぎわう すまいるシティ 春日部」とし、「人」「世代」 「地域」「まち」のつながりを大切に育み、たくさんの明るい「笑顔」と活気にあふれる、 だれからも「選ばれるまち」を築いていくことを目標としています。

<目標年次>

2027年度

<土地利用構想図>



2) 春日部市都市計画マスタープラン(2018年(平成30年))

都市計画マスタープランは、都市計画法第18条の2に基づく「都市計画に関する基本 的な方針」であり、市政全般の総合的な指針である「第2次春日部市総合振興計画」で位 置づけられた様々な分野の施策のうち、都市計画によるまちづくり分野を受け持つ計画で す。

くまちづくりの基本理念>

- 市民が主役
- まちの魅力を創る
- 共に未来へチャレンジする

<まちづくりの方向>

『職と住居が近接した、コンパクトで魅力的なにぎわいのあるまち、春日部』

<目標年次>

2027年度

<土地利用の基本的考え方>

①安全で暮らしやすいコンパクトなまちづくり

- 徒歩圏を基本とした、安全で安心して住み続けられる快適な住環境の形成、生活利
 便施設等の維持や立地の誘導を図る。
- 集約型都市構造を目指し、既存ストックを有効活用した市街地の更新・再生に向け た取り組みを推進し、日常生活に寄り添った魅力と活力のある拠点の形成を図る。
- 地域の特性を守り活かしつつ、地域との協働・参画により、建物の用途や規模等き め細やかにコントロールすることで秩序ある土地利用の誘導を図る。
- 徒歩圏を基本としたコンパクトなまちづくりを推進し、市街地の無秩序な拡散を抑 制する。
- コンパクトなまちづくりを推進するため、市街化調整区域の住居系土地利用について、抑制を視野に入れた手法を検討する。

②人にやさしいまちづくり

- きめ細かな土地利用の誘導による地域ごとの暮らしやすさや魅力・活力の向上を図る。
- ユニバーサルデザインの理念のもと、バリアフリーで誰もが利用しやすい都市空間の形成を図る。

第2章 緑に関する特性と課題の整理

③新たな魅力と活力あふれたにぎわいのあるまちづくり

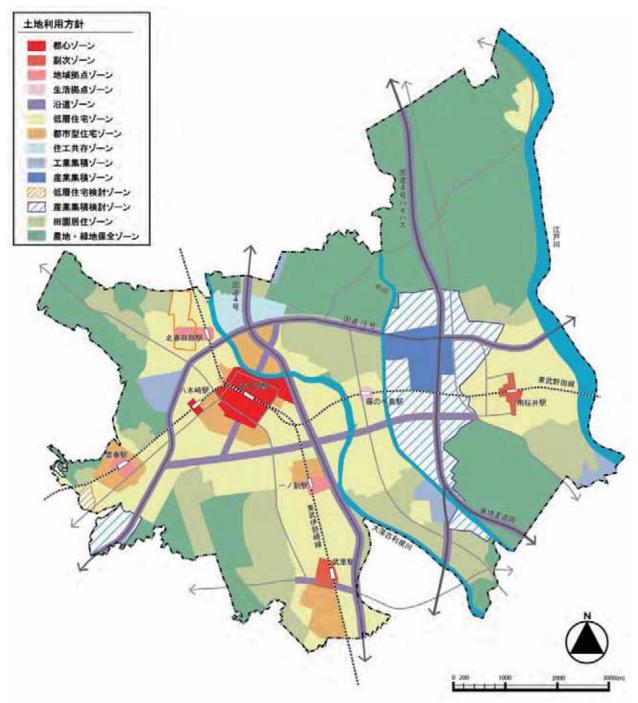
- 春日部駅周辺における都市機能の集約化・強化を図るとともに、都市の玄関ロにふ さわしい魅力ある商業拠点の形成を図る。
- 広域幹線道路の結節点や地域拠点・生活拠点など利便性の高い地域では、商業、産業、医療・福祉、文化等多様な都市機能の集約を図るとともに、周辺の住環境や景観との調和に配慮する。

④環境に配慮した持続可能なまちづくり

- 鉄道駅や幹線道路を軸に展開してきた市街地を基本的に維持しつつ、社会情勢の変化に対応し、地域特性を活かした適正な土地利用の誘導を図る。
- 豊かな自然環境を保全するとともに、自然と共生するゆとりある市街地を形成する。



<土地利用方針>



<緑地空間整備の基本的考え方>

①安全で暮らしやすいコンパクトなまちづくり

暮らしの中の身近な緑の保全・創出を図り、うるおいと安らぎの感じられる空間の確保 に努める。

②人にやさしいまちづくり

広大な農地や河川環境などの豊かな緑・水環境の保全とともに、緑の質を向上させる。

③新たな魅力と活力あふれたにぎわいのあるまちづくり

多くの人々が集い交流する拠点地区や公共空間等において、地域の自然や歴史文化などの特性を活かしつつ、四季の感じられる緑の配置・整備によるアメニティの向上に努める。

④環境に配慮した持続可能なまちづくり

まちづくりの進展にあわせた緑地の確保やネットワークの形成等、緑を増やすことによ り、ヒートアイランド現象の緩和を図る。



<緑地空間整備方針>



3) 春日部市立地適正化計画(2018年(平成30年))

居住機能や医療・福祉・商業、公共交通等のさまざまな都市機能の誘導により、都市全 域を見渡したマスタープランとして位置づけられる市町村マスタープランの高度化版の 計画です。

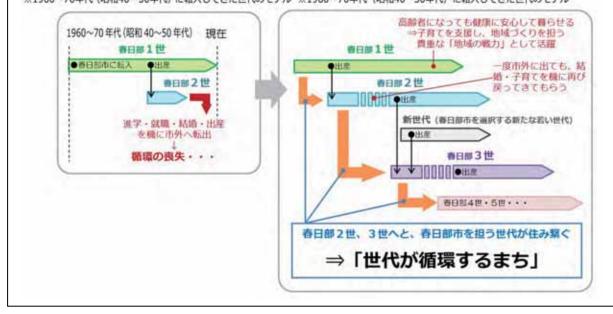
<都市づくりの方向性>

「世代が循環する」持続可能な、活力あるまち

- 東西南北の鉄道軸、バランス良く配置された 8 つの鉄道駅と、それを補完するバスネ ットワークが形成されている春日部市では、この構造を活かした"多極ネットワーク型 コンパクトシティ"の形成を目指します。
- 都市構造の集約化とともに、既存ストックを有効活用した、市街地の更新・再生に向け ٠ た取組みを推進し、"利便性が高く日常生活に寄り添った、魅力・活力ある拠点の形成" 及び"既存ストックを活用した、快適で安全な居住環境の維持・更新"を図ります。
- さらに、「春日部2世」以降の流出や高齢化の進展を踏まえ、新たな雇用の創出に向け た取組みや、"各世代のニーズにマッチした、戦略的な市街地の更新・再生と住み替え 施策の「両輪」の推進"を図ります。
- 「世代が循環するまち」のイメージ

【これまでの状況】

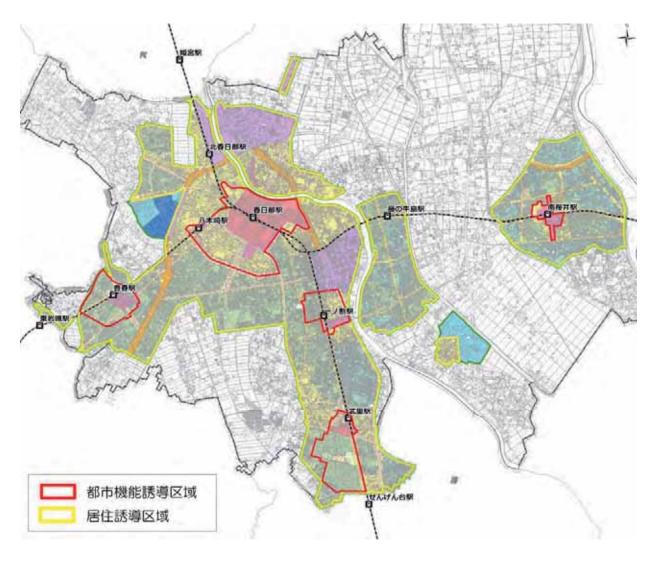
【これから春日部市がめざすイメージ】 ※1960~70年代(昭和40~50年代)に転入してきた世代のモデル ※1960~70年代(昭和40~50年代)に転入してきた世代のモデル





2040年度

<居住誘導区域及び都市機能誘導区域>



都市機能誘導区域とは、都市再生を図るため、医療施設、福祉施設、商業施設などの都 市機能増進施設の立地を誘導すべき区域のこと。

居住誘導区域とは、都市再生を図るため、居住を誘導する区域のこと。

4)春日部市都市インフラマネジメント計画(2018年(平成30年)3月)

「春日部市都市インフラマネジメント計画」とは、「春日部市公共施設マネジメント基本計画」を踏まえた、特にインフラ施設を対象とした個別施設計画です。これは現状と課題に照らした中長期的な視点からの今後の維持管理・更新に関する基本方針を策定し、それらに基づく具体的な取り組み推進の方法(対策の時期や内容、必要な予算の概ねの見通し等)を計画するものです。計画期間は2018年度(平成30年度)から2047年度までの30年間とします。

■春日部市都市インフラマネジメント道路計画

様々な道路を管理するに当たり、現状と課題を踏まえて、安全・安心の確保と持続可能 な維持管理体制の構築を推進します。

道路施設のうち、計画的な修繕又は更新(再整備含む)への転換を優先的に推進すべき 道路施設として、特に「舗装」と「街路樹」については、個別の基本方針を示すものとし ます。

さらに、すべての施設に共通して、維持管理の土台となる日常管理については、限られ た予算の中で今後も徹底していく必要があることから、一層の効率化に向けた段階的な取 り組みを推進します。

■春日部市都市インフラマネジメント河川計画

今後の河川施設に対しては、点検や調査を定期的に実施し、常に河川施設の状況把握に 努め、異常を発見した際には補修などの必要な措置を講じて災害を未然に防ぐとともに、 市民が快適に河川空間を利活用できるよう適切な維持管理に努めなければなりません。

本基本方針は、治水機能を確実に維持し、効率的・効果的な維持管理によって施設の長寿命化を図ることを目的に実施するものです。

■春日部市都市インフラマネジメント公園計画

基本方針は、公園立地と公園施設の管理数量の適正化、効率化・効果的な維持管理による施設の長寿命化、及び、公園利用者の安全・安心の確保と公園に求められる機能充実を目的としたうえで、実施するものです。

今後の公園施設は、維持管理の効率化・高度化を目指します。

(2) 国等の施策

公園、緑地等のオープンスペースは、良好な景観や環境、にぎわいの創出等、潤いのある 豊かな都市をつくる上で欠かせないものです。また、災害時の避難場所としての役割も担っ ています。都市内の農地も、近年、住民が身近に自然に親しめる空間として評価が高まって います。

2011年(平成23年)3月に春日部市緑の基本計画を策定して以降、様々な役割を担っている都市の緑空間を、民間の知恵や活力をできる限り活かしながら保全・活用していくための都市緑地法等の一部を改正する法律及び関係政省令が施行されました。春日部市緑の基本計画についても、上記の法律及び関係政省令と整合を図る必要があります。

背景・必要性

- ◆まちづくりにあたっては、公園、広場、緑地、農地等のオープンスペースは多面的な機能を発揮
 ⇒ 景観(潤い)、環境(雨水貯留、生物多様性)、防災(延焼防止、避難)、体験・学習・交流、にぎわい
 ◆緑豊かなまちづくりに向けては、以下のような課題が顕在化
 ・ 量的課題: 一人当たり公園面積が少ない地域が存在 これまで宅地化を前提としてきた都市農地は減少傾向
 ・ 質的課題: 公園ストックの老朽化の進行・魅力の低下、公園空間の有効活用の要請等
 - ⇒ 一方、使い道が失われた空き地が増加
- ◆地方公共団体は、財政面、人材面の制約等から新規整備や適切な施設更新等に限界



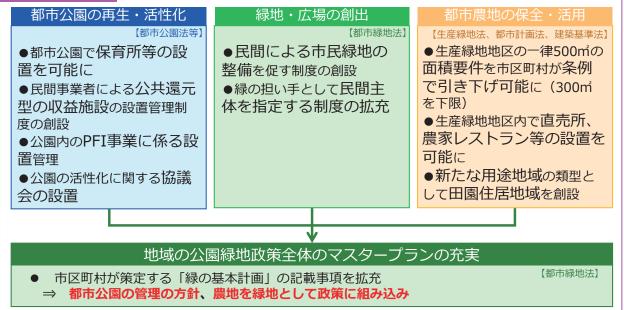


図 2-33 都市緑地法等の一部を改正する法律の概要(国土交通省資料を基に作成)

2-4 旧計画における施策の達成状況の検証

2011年(平成23年)に策定した「春日部市緑の基本計画」(旧計画)では、「豊かな水と 緑に恵まれ、風光る我がまち『春日部』」を基本理念として、みんなでみどりを「まもる」、「つ くる」、「つなげる」、「はぐくむ」の4つの基本方針に沿って施策を展開してきました。



図2-34 2011年(平成23年)策定 春日部市緑の基本計画 施策の体系

(1)施策の主な成果

<みんなで緑を「まもる」>

- 歴史的由緒のあるものや、維持管理の必要性の高い名木・古木等について、春日部市緑の保全と緑化の推進に関する条例*による樹木の保存を推進してきました。また、2016年(平成28年)には、中川低地の河畔砂丘群浜川戸砂丘が埼玉県の天然記念物に指定されています。
- 多面的機能支払交付金*により、農地保全活用の支援を行うとともに、ほ場整備事業を 推進してきました。また、農業体験活動や観光農園等の支援を行ってきました。
- 「春日部市緑の保全と緑化の推進に関する条例」に基づき、各種の開発行為について事業者と行政が連携し、春日部市緑化指導基準*に適した緑化の推進を図ってきました。

くみんなで緑を「つくる」>

- 公共空間の緑地や水面等の確保を目指し、都市計画道路の街路樹や植樹帯、大枝公園や 川の駅ふじつか公園などの公園を整備しました。
- 公園のリニューアル事業や新規整備事業では、市民要望やニーズに合わせてマンホール トイレや防災四阿などの防災施設に配慮した公園づくりに努めました。
- 地域のシンボルとして親しまれているふじ通り沿道の「フジ」を景観法に基づく景観重
 要樹木に指定しました。
- 建物の新築や改築時に緑化指導を実施することで、民地空間の緑化の推進を図りました。

くみんなで緑を「つなげる」>

- 埼玉県による「水辺再生100プラン」や「川のまるごと再生プロジェクト」などにより、大落古利根川や倉松川沿いに水と緑の豊かな緑道が整備されました。
- 内牧黒沼公園や牛島古川公園(第2期)に季節ごとの植物を配し、四季折々に楽しめる
 魅力的な空間を演出しました。

くみんなで緑を「はぐくむ」>

- 小学校や市民ボランティアとの協力のもと、苗木の里親制度や生き物調査、花植え活動 などを行ってきました。
- ホームページにより、緑化協定や生垣設置奨励金交付制度など緑に関する支援制度の情報やハスやひまわり、コスモス、フジ、サクラなど草花の開花情報を提供してきました。
- 結婚記念や出産記念、新築などの祝い事の記念に、記念樹の配布を行ってきました。
- 市民団体と美化協定*を締結し、公園内及び周辺の除草並びに清掃や公園施設の異常報告など公園の維持管理の面で連携してきました。
- 「はぐくむ」分野の施策の約半数は取組み状況が悪く、あまり成果を出せていません。

春日部市緑の基本計画 第2章 緑に関する特性と課題の整理

- (2)緑地の確保状況の変化
 - 1)緑地の現況量

2018年(平成30年)3月末時点の春日部市のすべての緑地の現況量(本計画P8で緑地として対象としている、都市公園等の「施設緑地」と法や協定、条例等による「地域制緑地」)は2,462.9haで、市の総面積(6,598ha)に対する割合は37.3%です。その内訳は、施設緑地が286.8ha、地域制緑地が2,202.1haとなっています。

2)緑地の変化

旧計画策定時(2011年(平成23年)3月)からの緑地の変化を整理します。

- 施設緑地:12.3ha增加
 - 近隣公園(大枝公園)、街区公園(川の駅ふじつか公園)、緑道(大落古利根川緑道、 倉松川緑道)等の整備により、都市公園が8.8ha増加しました。
- 地域制緑地:15.7ha減少
 - 生産緑地地区や農用地区域の減少等より、法による地域制緑地が15.4ha減少しました。
 - 開発に伴う緑化届出制度等により、条例等による地域制緑地は5.1ha増加しました。

		旧計画策定時 2011年 (平成23年)3月	現在 2018年 (平成 30 年) 4月	差			
		(平成25年)5月	(平成30年)4月				
	都市公園	90.6	99.4	+8.8			
施設緑地	公共施設緑地	161.3	164.9	+3.6			
加也言文亦來工也	民間施設緑地	22.6	22.5	-0.1			
	施設緑地合計	274.5	286.8	+12.3			
	法によるもの	2,206.4	2,191.0	-15.4			
	条例等によるもの	15.0	20.1	+5.1			
地域制緑地	(地域制緑地間の重複)	3.6	8.9	_			
	地域制緑地の合計	2,217.8	2,202.1	-15.7			
(施設・	地域制緑地間の重複)	23.7 26.1 -					
緑地	現況量(合計)	2,468.6	2,462.8	-5.8			

表2-9	旧計画策定時と現在の緑地現況量
------	-----------------

3) 旧計画の緑地の確保目標

旧計画の緑地の確保目標の達成状況を整理します。

○ 緑地の確保目標

市域の37.9%以上は緑として確保を目指します						
	中間年次 (2015年、H27)	目標値 (2020年、H32)		現状値 (2018年)		
緑の確保量	2,469.4ha	2,498.2ha		2,462.9ha		
市域全体における割合	市域の37.4%	市域の37.9%		市域の37.3%		

2015年(平成27年)の中間目標値37.4%、2020年の目標値37.9%に対し、緑地の減少により2018年(平成30年)は37.3%です。

○ 都市公園等の施設として整備すべき緑地の目標

都市公園、公共施設の緑地は市民一人当たり11.1㎡以上 の確保を目指します						
	中間年次 (2015年、H27)	目標値 (2020年、H32)		現状値 (2018年)		
1人あたり面積	10.3㎡/人	11.1㎡/人		11.2㎡/人		

公共施設の緑化や都市公園の整備が進んだことにより、2020年(平成32年)の目標 値11.1㎡/人に対し、2018年(平成30年)は11.2㎡/人と前計画の目標値を既に上回 っています。

都市公園は市民一人当たり4.7㎡以上の確保を目指します				
	中間年次 (2015年、H27)	目標値 (2020年、H32)		現状値 (2018年)
1人あたり面積	3.7㎡/人	4.7㎡/人		4.2㎡/人
1人のにり山根				,

都市公園の整備により2018年(平成30年)の1人当たり面積は4.2㎡/人でした。 2020年の目標値4.7㎡/人(平成32年)には達していませんが、2015年(平成27年) の中間目標値(3.7㎡/人)は上回っています。

【達成状況の判定基準】 ◎:現状値が中間年次を達成し、目標値も達成している場合 ○:現状値が中間年次を達成している場合 △:現状値が中間年次を達成していない場合

2-5 緑に関する課題

(1) 現況・特性と課題

本市の緑の現況・特性から課題を整理します。

1)市の現況と緑の特性について

■ 現況

現状・問題点・方針	課題		
 都市部の気温が周囲よりも高いヒートアイ	 市街地内の緑地の保全や創出によるヒート		
ランド現象となっています。	アイランド現象の緩和が求められます。		
 県東部の主要河川である利根川水系を形成 する江戸川及び中川に含まれる多くの中小 河川が流れています。特に、江戸川及び大 落古利根川は、本市の水系の基軸として際 だった存在です。 	② 市街地内の河川は涼風を届ける「風の道」 としての機能の活用が求められるととも に、市民が快適に河川空間を利活用できる よう適切な維持管理に努めることが求められます。		
● 農地(耕作地)や樹林地、河川など多様な	③ 優れた自然環境、生物の生息空間である河		
生物の生息環境として優れた自然環境を有	川の緑、田園、内牧地区の樹林地等の保全		
しています。	が求められます。		

■ 緑の特性

現状・問題点・方針	課題		
 地区計画等により周辺環境に配慮した工業 地の形成が図られています。また、緑化協 定、保存樹木等により民地空間において良 好な緑の景観を形成している地域がありま す。 	④ 引き続き、保存樹木等の指定による市域全体での緑の景観の充実や、緑化協定等の活用による市街地内での緑の景観を充実することが求められます		
 	⑤ 季節を感じることができ、歩きたくなるような優れた景観を形成する通りの整備や維持が求められます。		
 本市の市街地の大半は、かなり密度が高く 住宅地等が建ち並んでおり、災害時の一時 避難場所*となる公園や広場等のオープン スペースが少ない状況にあります。 	⑥ 計画的な公園の配置等により、災害時の避 難場所ともなるオープンスペースの確保が 求められています。また、防災活動や避難 者のための防災機能の充実が求められてい ます。		



2)市の緑に関する近年の変化について

■ 緑の変化

現状・問題点・方針	課題
 市全体で農地(田や畑)が減少しています。 市街化区域内の緑の確保に寄与してきた生産緑地地区の多くは、今後解除されることが懸念されます。 	⑦ 市全体で農地(田や畑)が減少しており、 保全する必要があります。特に市街化区域 内の農地については、市街地内の貴重な緑 の担い手として、今後も維持することが求 められます。
 1人あたり公園面積が約4.2㎡となっており、一方で、市内の各地域において、利用者が少なく、魅力の低下が見受けられる公園が多くなってきています。 	⑧ 1人あたり公園面積が少ない一方で、既存の公園の維持・保全のほか、市民のニーズも踏まえながら地域的なバランスのとれた計画的な公園の配置及び再配置が求められます。
 公園は約400箇所、街路樹は高木・中木 約3,600本、低木が約30,000㎡整備 されています。 	⑨ 大規模公園や身近な公園等を河川や街路樹 等によりネットワーク化することが求めら れます。

■ 市民アンケート調査

現状・問題点・方針	課題
 市民の「緑の基本計画」の認知度が低い状況 にあります。 	⑩ 緑の基本計画を市民により知ってもらう ための取組みが求められます。
 緑に求めるものとして、「涼しい風が吹く緑」 や「木陰のある緑」、「子どもの育成につながる緑」、「健康づくりのための緑」、「安全・安心な緑」を求める意見が多くなっています。 	 ① 涼しい風や木陰など緑による温暖化対策のほか、子どもの育成や健康づくり、安全・安心など緑による生活の質の向上が求められます。
● 農地や公園、街路樹・公共施設の植栽、河川 や水路沿いが身近な緑として認識されてい ます。	 ② ふじ通りのフジや内牧の自然(森林)、河 川や水路沿いの緑は、緑の景観としての 保全が求められます。
 緑の活動への参加について、「時間があれば 参加したい」や「家の近くなら参加したい」、 「活動内容がわからない」という意見が多くなっています。 	 ③ 緑のまちづくりへの参加促進に向けて、 気軽さ(時間や家からの近さ)や広報手 段の充実が求められます。
 緑のまちづくり、緑に関するイベントとして 求めているものについて、「お祭りやお店な ど、にぎわいのある緑のイベント」や「自然 や生き物とふれあうイベント」を求める意見 が多くなっています。 	 ④ 緑のまちづくり、緑に関するイベントとして、お祭りや自然や生き物とのふれあい、フラワーガーデン等のイベントが求められます。
 空き地・農地(民地)や公園(官地)の活用 方法として、「市民農園」や「地域コミュニ ケーションの場」、「木の植付け」等の意見が 多くなっています。 	 (1) 行政だけではなく、企業・団体、市民が 参画して活動等が行えるような場の創出 が求められます。 (1) 空き地・農地や公園の活用方法として、 地域コミュニケーションの場や市民農園 による活用が求められます。
 緑に関する施策のニーズについて、「子供が 遊んだり、体験できる緑」と「災害時の避難 場所や防風などの防災に関する緑」が高くなっています。また、重要度は、「河川などに おける環境保全や遊歩道の整備」、「スポーツ やイベントなども行える比較的大きな公園 や広場」が高くなっています。 	① 子どもの遊び・体験や防災に関連した緑の施策の展開が特に求められます。また、 遊歩道の整備やスポーツやイベントなどが行える比較的大きな公園や広場も求められています。



3) 関連計画及び国の施策の整理について

	現状・問題点・方針		課題
•	長期にわたり未整備の都市公園が存在して います。	(18)	長期にわたり未整備の都市公園について は、公園や緑地の機能等を考慮し、その必 要性の再検討が求められます。
•	市内の街路樹の老木化・大径木化が進行し、 また、周辺の土地利用の変化により、街路 樹の生育への悪化が見うけられます。	(19)	街路樹の安全性の低下や維持管理費の負担 への対策が求められています。



(2)課題解決の方向性

本市の緑の課題を基に、課題解決の方向性を整理します。

● 「まもる」視点:環境や景観などの緑を「まもる」視点

①市街地内の緑地の保全や創出によるヒートアイランド現象の緩和が求められます。

- ③優れた自然環境、生物の生息空間である河川の緑、田園、内牧地域の樹林地等の保全 が求められます。
- ④引き続き、保存樹木等の指定による市域全体での緑の景観の充実や、緑化協定等の活 用による市街地内での緑の景観を充実することが求められます。
- ⑤季節を感じることができ、歩きたくなるような優れた景観を形成する通りの整備や維 持が求められます。
- ⑦市全体で農地(田や畑)が減少しており、保全する必要があります。特に市街化区域内の農地については、市街地内の貴重な緑の担い手として、今後も維持することが求められます。
- 12 心ふじ通りのフジや内牧の自然(森林)、河川や水路沿いの緑は、緑の景観としての保全が求められます。

● 「つくる」視点:豊かな暮らしの創出のために緑を「つくる」視点

⑥計画的な公園の配置等により、災害時の避難場所ともなるオープンスペースの確保が 求められています。また、防災活動や避難者のための防災機能の充実が求められてい ます。

- ⑧1人あたり公園面積が少ない一方で、既存の公園の維持・保全のほか、市民のニーズ も踏まえながら地域的なバランスのとれた計画的な公園の配置及び再配置が求められ ます。
- ①涼しい風や木陰など緑による温暖化対策のほか、子どもの育成や健康づくり、安全・安心など緑による生活の質の向上が求められます。
- ①子どもの遊び・体験や防災に関連した緑の施策の展開が特に求められます。また、遊歩道の整備やスポーツやイベントなどが行える比較的大きな公園や広場も求められています。
- 18長期にわたり未整備の都市公園については、公園や緑地の機能等を考慮し、その必要性の再検討が求められます。

● 「つなげる」視点:河川や街路樹などの緑の軸を「つなげる」視点

②市街地内の河川は涼風を届ける「風の道」としての機能の活用が求められるとともに、 市民が快適に河川空間を利活用できるよう適切な維持管理に努めることが求められま す。

⑨大規模公園や身近な公園等を河川や街路樹等によりネットワーク化することが求められます。

⑨街路樹の安全性の低下や維持管理費の負担への対策が求められています。

● 「はぐくむ」視点:市民と緑を「はぐくむ」視点

⑩緑の基本計画を市民により知ってもらうための取組みが求められます。

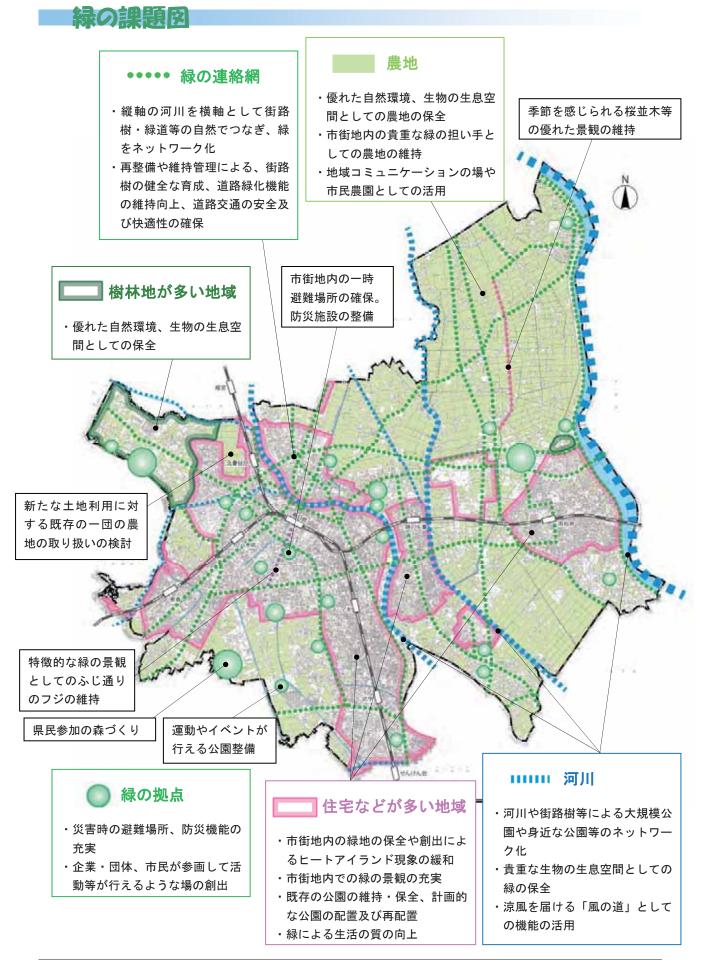
③緑のまちづくりへの参加促進に向けて、気軽さ(時間や家からの近さ)や広報手段の 充実が求められます。

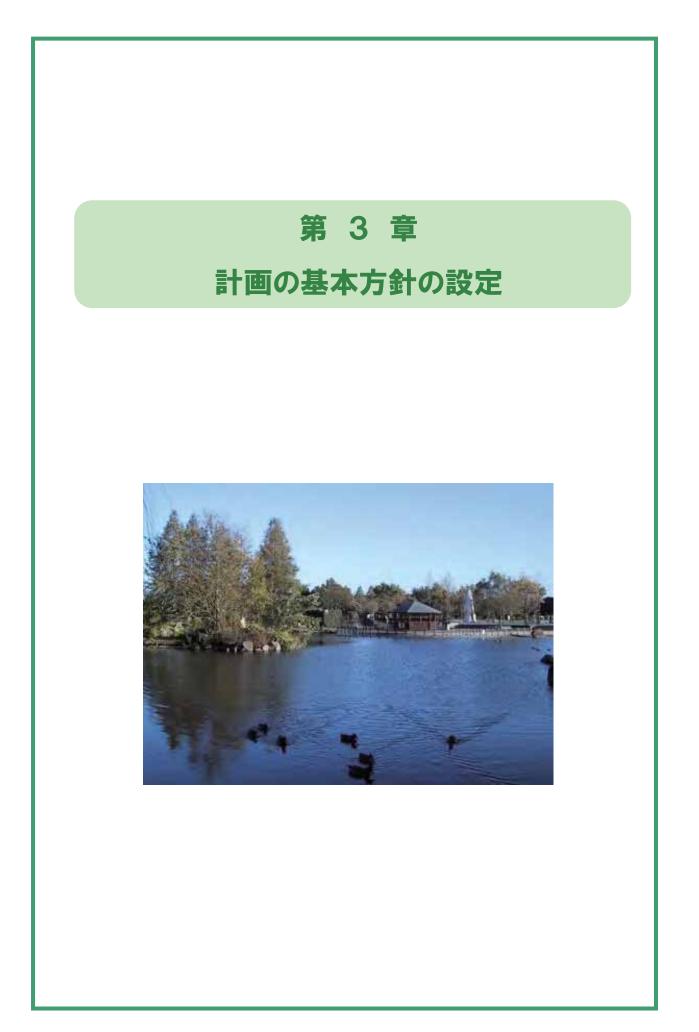
④緑のまちづくり、緑に関するイベントとして、お祭りや自然や生き物とのふれあい、
フラワーガーデン等のイベントが求められます。

⑥行政だけではなく、企業・団体、市民が参画して活動等が行えるような場の創出が求められます。

10空き地・農地(民地)や公園(官地)の活用方法として、地域コミュニケーションの 場や市民農園による活用が求められます。







第3章 計画の基本方針の設定

3-1 緑の基本計画の理念・将来像

(1) 基本理念

市域内を流れる雄大な江戸川や大落古利根川に代表される「水」、内牧樹林地や台地部斜 面林等の「緑」と生息する多様な生物、市域を吹き抜ける「風」を大切に、環境にやさしい 『豊かな水と緑に恵まれ、風光る我がまち春日部』を基本理念とします。

「水と緑」に「風」を加えて、市域内に新しい風「施策」を引き込むイメージです。

つまり、「風」とは、市域内河川等の「風の道」を通り抜け、ヒートアイランド現象を緩 和する涼風であるとともに、新しい施策に取り組んでいくものとして、「新たな風が吹くさ ま」をイメージしているものです。

これらを体感できるように、行政だけでなく、市民、事業者等、みんなで春日部について 考え、行動していきます。

また、本市には、美しい水面を有する江戸川や大落古利根川、緑ゆたかな内牧の樹林地、 広大な田園地帯や点在する屋敷林等の豊かな自然環境のほか、「牛島のフジ」や「大凧」を はじめとした歴史、文化が育まれています。

しかしながら、埼玉県東部地域の中核都市として発展してきた本市は、開発により十分な 緑が確保されないまま市街地が形成されました。これからの都市づくりには、緑は欠かすこ とのできない要素であり、また、「水と緑、歴史と文化を大切にしながら、新たなまちの魅 力」を作るためにも、緑地の保全と生物多様性、緑化の推進・保全は重要な課題です。

豊かな水と緑に恵まれ、風光る 我がまち『春日部』

※「風光る」は、春の日差しの中をそよ風が吹くさま。 また「風光」は自然の美しい眺め、美しい景色の意。 (2) 将来像

本市は、大落古利根川などの水系や水辺、まとまった農地、内牧地域にある斜面林などの豊かな水と緑に恵まれています。

このような水と緑は、都市と田園が共存している本市を大きく特徴づけているだけでなく、 自然環境を支え、市民生活と密着し、うるおいやゆとり、さらには暮らしまで支えてきまし た。

しかしながら、都市化の進展により緑は減少傾向にあり、残された緑についても放置され る傾向にあるなど、本市の緑は量の減少、質の低下という問題をかかえています。

ー方、まちづくりにおいては、人口減少に伴う対策として、都市集約型のコンパクトシティのまちづくりを目指した方向性を示しているところです。

このような中、まちづくりとともに、緑においても適合する必要があることから、緑のま ちづくりの将来像として、市街地(=居住誘導区域)の緑については、「暮らしの緑」とし て、貴重な都市部の緑の一部を構成する「農地の保全」、年数の経過とともに、魅力や利用 の低下した公園の再生として、市民ニーズに合わせた「既設公園の再編」、市街地の空き家 を解体した土地利用について、「ポケットパーク*」として利用し、地域のコミュニケーショ ンの場や気軽に休める憩いの場の確保に努めていくものとします。

また、ブロック塀から生垣に植え替える等の「住宅地の緑化」を推進し、緑の景観に配慮 していくものとします。

一方で、市街地の外側においては、特に庄和北地域などには、広大な田園が広がり、内牧 地域には、樹林や森林など自然的な緑が残っていることから、今後もこれらの緑については、 維持し保全していくものとします。

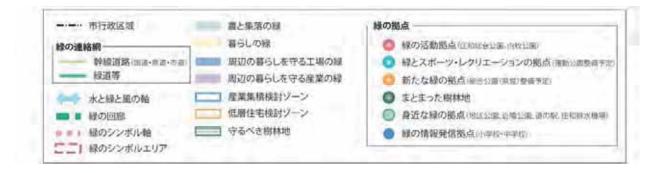
さらには、市街地を跨ぐ大落古利根川などの河川を水と緑と風の軸とし、緑の拠点と軸を つなげ、「水と緑のネットワーク」を形成していくものとします。

また、これらの取組について、成果をあげていくためには、社会を構成するすべての主体 の参加・協力・協働が不可欠となります。

本計画では、市民・事業者・団体・学生など、社会を構成するすべての主体がみんなで協 カしながら、暮らしを支えてくれる水と緑を育て、環境にやさしい豊かな水と緑が感じられ る春日部の実現を目指していくものとします。







春日部市緑の基本計画 第3章 計画の基本方針の設定

本市における「緑の将来像」の実現のため、次のとおり緑の構造について、エリア、拠点、軸に区分します。

■緑の将来像

エリア 等	対 象とする緑 地と将 来 イメージ
水と緑と風の軸	江戸川、大落古利根川、中川は自然が多く残る河川で、周囲 の樹林地も含めて市域の貴重な水辺空間・緑地空間、生物の 生息空間や環境保全の空間として保全します。また、河川に 沿った散策路やサイクリング等、レクリエーションの機能を 充実するとともに、「風の道」を形成し、快適な都市環境の 形成に寄与していきます。
農と集落の緑	市街地を取り囲む田園は広大で、のどかな風景を醸し出して います。このような良好な自然環境と、屋敷林のある田園・ 集落景観及び遊水機能*を併せ持つ水田は、災害を軽減する ため、保全していきます。
暮らしの緑	市街地を位置づけ、公共空間だけではなく、住宅地や商業地 等の民地空間においても緑や花を充実し、快適な市街地の維 持・推進を図っていきます。
守るべき樹林地	果樹園や樹林地等まとまった緑は、平坦地である市域の中で 立体的な緑として貴重であり、多様な生物の生息空間として 重要であることから保全していきます。
緑のシンボルエリア	春日部駅周辺では、連続立体交差事業や市街地整備事業等に おいて、緑の創出や豊かな緑地空間を確保し、緑と花があふ れる魅力あるまちづくりを進めていきます。 南桜井駅周辺及び武里駅周辺では、緑と花による修景を積極 的に行い、地域の顔となる景観形成を進めていきます。



エリア 等	対 象とする緑 地と将 来 イメージ
緑の回廊	緑のシンボルエリアである春日部駅周辺から南桜井駅周辺、 さらに江戸川までをつなぐ道路等を位置づけ、街路樹等の緑 化を積極的に行い、緑が繋がる快適な都市環境を形成してい きます。
緑の連絡網	
A STATE OF COMPANY	主要な幹線道路等を位置づけ、街路樹の整備・質的向上や沿 道の民地空間の緑化等に努め、公園緑地や公共施設等を結び つける「緑の連絡網」を形成し、野鳥や昆虫等の移動空間の 形成や、緑陰による快適な歩行空間を確保していきます。
緑の拠点	
	総合公園、運動公園、地区公園等の公園や樹林地、及び道の 駅、庄和排水機場、各学校を位置づけ、市民のスポーツ・レ クリエーションや憩いの場等、様々な緑の活動の場を形成し ていきます。また、学校では校庭の緑化や緑のカーテン*の 整備を行うとともに、総合学習やクラブ活動において環境学 習に取り組んだ成果を地域へ情報提供していきます。
暮らしをまもる工場の緑	
暮らしをまもる産業の緑	工業団地や産業集積地の工場等の緑化を位置づけ、周辺環境 との調和を図っていきます。
緑のシンボル軸	
	春日部駅前を位置づけ、シンボルにふさわしい藤棚や樹木な どの魅力的な空間の保全を図っていきます。

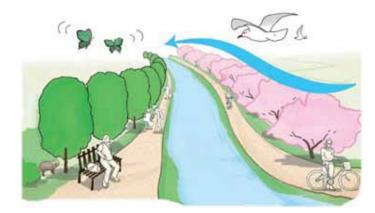
3-2 緑の基本計画の基本方針

本市の計画の基本理念を実現する緑の基本方針(緑の目指すべき方向)は以下のとおりとし ます。

この基本方針を実現するため、行政だけでなく、市民、事業者等、みんなで春日部について 考え、行動していきます。

(1)水と緑と風のまちをみんなで「まもる」

市の骨格を形成する大小の河川、広大な田園、歴史風土を感じる社寺林、人々にうるおい を与える涼風は、本市の中で貴重な水と緑と風となっています。これらの自然環境は、これ からも大切な水と緑と風として守っていきます。



(2) 水と緑と風のまちをみんなで「つくる」

緑の拠点づくりを進め、人々が楽しめる水と緑と風の空間を創出するとともに、民有地や 公共施設の緑、街路樹の緑の質の向上を図り、災害時の避難場所や延焼遮断帯、防災活動拠 点を確保します。

また、本市には、約400の公園が整備されていますが、年数が経ち、施設の老朽化や市 民ニーズに合わなくなり、利用者や魅力が失われつつあります。そこで、公園の再編・再整 備による公園の配置バランスやサービスレベルの向上を図っていきます。



(3)水と緑と風のまちをみんなで「つなげる」

多自然型の景観を形成している河川、中心市街地*を中心に形成されている幹線道路沿いの街路樹は、市域内の緑の軸となっています。これらの緑の軸を基本に、住宅地や事業所の緑化を推進し、緑の拠点と拠点をつなげ、レクリエーション機能はもとより防災機能を有し、 生物多様性に配慮した環境にやさしい水と緑と風のネットワークをつくります。



(4)水と緑と風のまちをみんなで「はぐくむ」

企業・団体、市民の参加による緑の保全、整備、緑化等に関するしくみづくりや市民間の 交流活動、市民に対する普及・啓発活動を推進し、水と緑と風のあるまちづくりを進めます。 多くの市民が身近に緑を育てる機会を持てるよう、緑に親しめる空間やしくみをつくり、水 と緑と風のまちを育みます。



3-3 計画のフレーム

本計画策定の前提となる計画対象地域の人口の見通し、市街地の規模について整理します。

●計画対象区域

計画対象市町村名 都市計画区域名	
春日部市の全域	春日部都市計画区域の全域
約 66 km ²	6,598 ha

●都市計画区域内の人口の見通し

	現況	中間年次	目標年次
年次	2018年	2022年	2027年
	(平成 30 年)		
都市計画区域内人口(人)	235,372*1	231,345 ^{*2}	226,787 ^{*2}

●市街地の規模

	現況	中間年次	目標年次
年次	2018年	2022年	2027年
	(平成 30 年)		
市街化区域内人口(人)<注a>	204,149	200,656	196,703
市街化区域の規模(ha)	2,220.4 ^{**3}	2,220.4 ^{<注b>}	2,220.4 ^{<注b>}
人口密度(人/ha)	91.9	90.4	88.6

※1 春日部市住民登録世帯人口調査(2018年(平成30年)4月1日現在)

※2 第2次春日部市総合振興計画

※3 2015年度(平成 27年度)都市計画基礎調査

<注a>2015年度(平成27年度)都市計画基礎調査に基づく都市計画区域人口に対する市街 化区域人口の割合(201,839/232,709×100=86.7%)を利用し、推計しました。 <注b>2015年(平成27年)の市街化区域の規模が将来も変わらないと仮定した推計値です。

3-4 緑地の確保目標

本計画における確保すべき緑地の目標を以下のように設定します。 目標については、中間年次、目標年次において進行管理、評価をしていきます。 今後、既存の緑地の見直しや新たな緑地の創出に努め、目標の確保を進めていきます。

(1)緑地の確保目標

市域の 37.9%以上は緑として確保を目指します				
年次	現況 2018 年 (平成 30 年)	中間年次 2023 年	目標年次 2027 年	
緑の確保量(ha)	2,462.9ha	2,472.5ha	2,498.2ha	
市域全体における割合	市域の 37.3%	市域の 37.5%	市域の 37.9%	
市街化区域内の 緑の確保量(ha)	167.8ha	167.2ha	170.0ha	

(2) 都市公園の確保目標

都市公園は市民一人当たり 5.2 ㎡以上の確保を目指します				継続
年次	現況 2018 年 (平成 30 年)	中間年次 2023 年	目標年次 2027 年	
1 人あたり都市公園面 積(m [/] /人)	4.2 ㎡/人	5.0 ㎡/人	5.2 ㎡/人	

(仮称)新たな森公園や(新)中央町第1公園などの公園整備を進めると共に、現在の緑をできる限り維持し、目標年次までに2,498.2ha(市域の37.9%)の緑の確保と、市民1人あたり5.2ml以上の都市公園の確保を目指します。

公園の再編やリニューアルを 10 箇所以上で進めます

新規

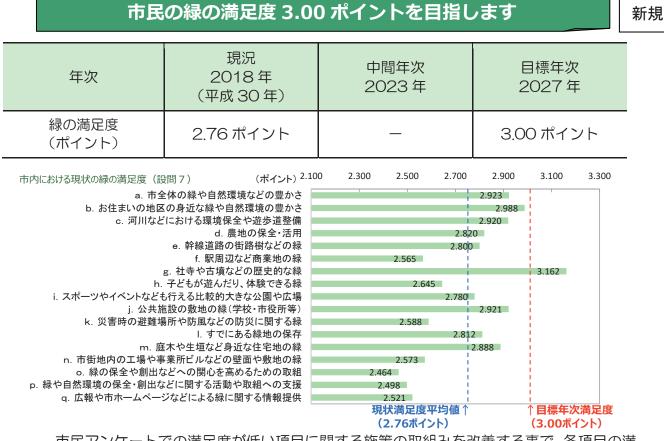
年次	現況 2018 年 (平成 30 年)	中間年次 2023 年	目標年次 2027 年		
公園の再編やリニュー アル数(箇所)	10 箇所	15 箇所以上	20 箇所以上		
利用者が極めて少	利用者が極めて少ない小規模公園*や、借地公園*を、地域のニーズに応じて有効活用を				
行うなど、公園の再配置を図ります。また、古くなった公園施設は、地域のニーズに応じて					
機能を変更し機能の	機能を変更し機能の向上を行うなど、施設の再配置を図ります。				

(3)市民の緑のまちづくりへの参加支援

緑の市民活動団体の支援団体数 130 団体を目指します				新規
年次	現況 2018 年 (平成 30 年)	中間年次 2023 年	目標年次 2027 年	
 緑の活動団体 支援団体数	年間 109 団体	_	年間 130 団体	_

現在109の緑に関する市民団体の後方支援を行っています。今後美化協定(市民団体との除草・清掃などの維持管理に関する協定)への後方支援を推進し、目標年次までに年間 130団体への支援を目指します。

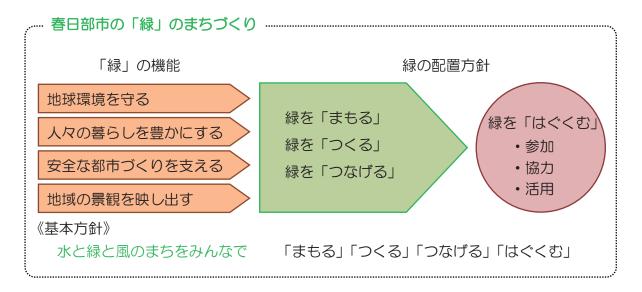
(4)市民の緑の満足度



市民アンケートでの満足度が低い項目に関する施策の取組みを改善する事で、各項目の満 足度の底上げを目指します。(平成28年度市民意識調査の「緑の保全と公園の整備充実」の 満足度2.898ポイント)

満足度ポイントと重要度ポイントは次の方法で計算しています。
 満足度平均スコア=(「満足」×5+「やや満足」×4+「普通」×3+「やや不満」×2+「不満」×1」)/(回答者数-無回答)
 重要度平均スコア=(「カを入れてほしい」×5+「どちらかといえば力をいれてほしい」×4+「今のままで良い」×3+
 「あまり力を入れる必要はない」×2+「力を入れる必要はない」×1」/(回答者数-無回答)

3-5 緑の配置方針



緑の持つ4つの機能から、本市の緑の特徴を踏まえ、「まもる」「つくる」「つなげる」ため に配置した「緑」を「はぐくむ」ことで、まちづくりを効果的に進めます。

《緑を「まもる」配置方針》

『本市を象徴する河川と農地、貴重な資源としての社寺林等の「緑」をまもります。』

<u>良好な自然環境の保全</u>

- 江戸川や大落古利根川の河川は、水辺だけではなく周囲の樹林地と一体的に守ります。
- 農地や樹林地、点在する屋敷林・防風林・社寺林等は、多様な生き物が生息する空間 となっていることから、これらを一体として保全します。
- 生産緑地地区は、市街地内の貴重な緑であることから保全するとともに、今後も追加 指定を行っていきます。
- 小学校、中学校及び義務教育学校では、生き物の生息空間を確保するため、校庭等の 緑化を積極的に行うとともに、児童生徒の環境学習の場として守ります。

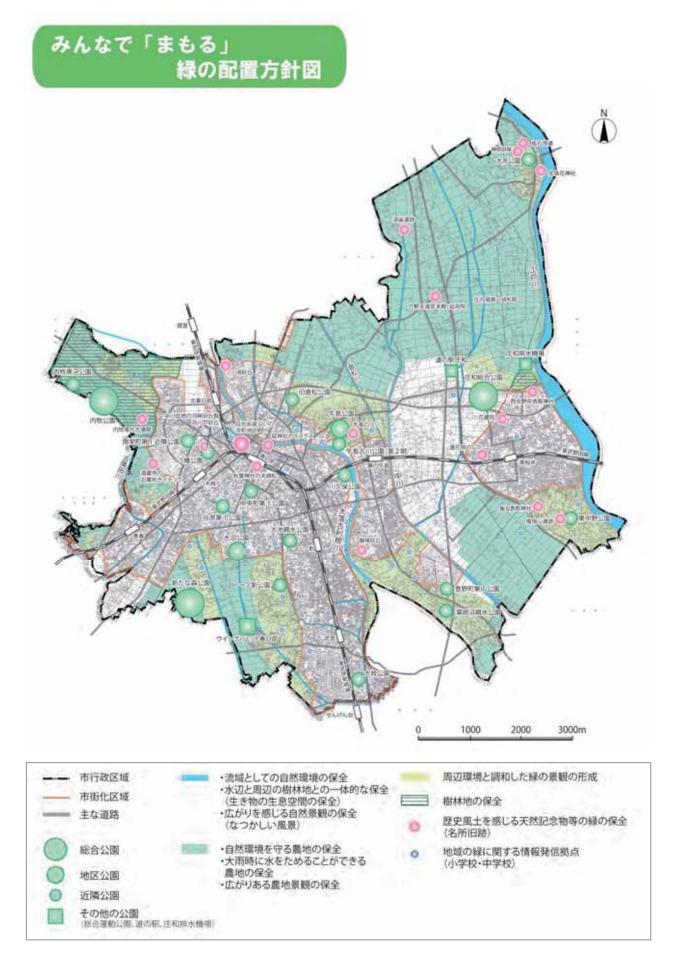
快適な生活環境の保全

- 公園緑地や公共施設等のまとまった緑は「緑の拠点」となるため保全します。
- 大雨時に雨水を地中に浸透・保水する機能を有した農地を守ります。

市の代表的な景観の保全

 江戸川や大落古利根川の河川や、広がりのある農地の自然景観は、市民の原風景(な つかしい風景)であるため守ります。

- 広大な農地内に点在する屋敷林・防風林は、平坦な地形の中でランドマーク*(目印)
 となる樹林であるため守ります。
- 春日部市「らしさ」を感じさせる市街地景観や自然景観、田園風景、緑と一体となった名所旧跡等を守ります。



《まもった「緑」をみんなで「はぐくむ」》

- 江戸川等の河川空間での生態系調査等への参加により、自然環境に対する保全の意識
 を養いましょう。
- 身近な緑(樹林地、農地、屋敷林等)の持つ効果、保全の必要性について理解してい きましょう。
- 農地の保全ともに、市民農園等を通じた地域コミュニティ創出の場として活用してい きましょう。
- まだ埋もれている新たな春日部市「らしさ」を発見していきましょう。
- 小・中学生に自然に親しみ学習するとともに、小・中学校及び義務教育学校を環境に
 関する交流拠点として地域に情報発信していきましょう。

《緑を「つくる」配置方針》

『豊かな水辺空間や歴史風土を活かしながら、安心・安全で快適な「緑」をつくります。

環境負荷の低減

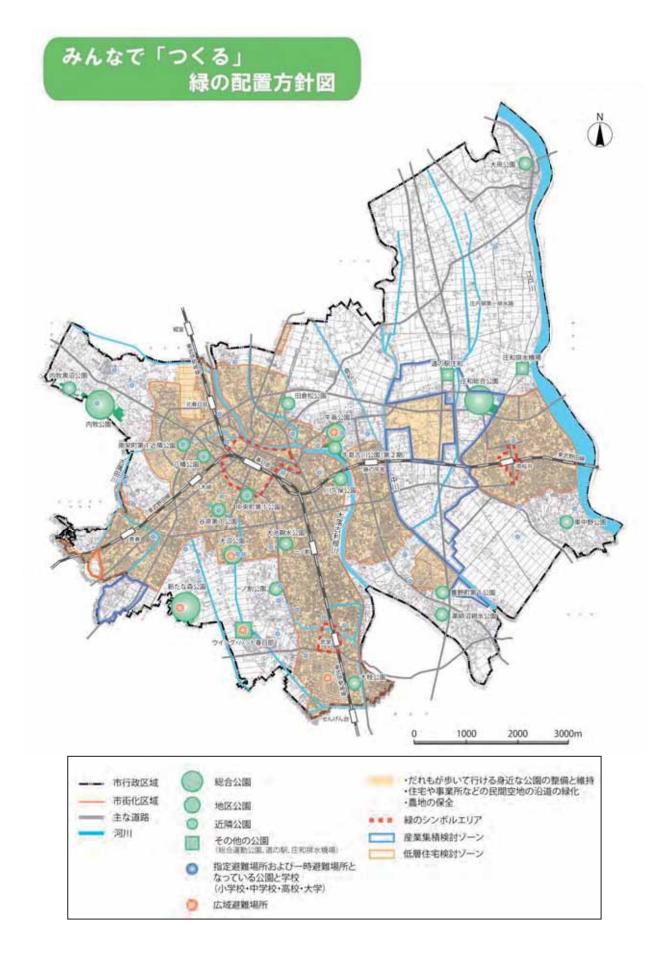
住宅地等の生垣設置や事業所の建物周りや駐車場の緑化、店舗の壁面や屋上の緑化等、
 民地空間の沿道のミニ緑化を進め、市街地におけるヒートアイランド現象の緩和を図ります。

快適な生活環境の創出

- 市街化区域では、日常的に遊びや交流ができるよう、地域のニーズに応じて計画的な 公園の適正配置に努めます。
- 公園や緑地だけではなく、歩道の草花の植替えや親水空間整備、樹林地の活用、生き物の生息空間確保等、市民が身近に自然とふれあえる場を確保します。
- 植樹帯が確保できない歩道では、沿道の商店街や事業所等と協力して花いっぱい運動
 を行い、季節の花が楽しめる歩道としていきます。
- 子どもたちが生き物とふれあうことができるよう、昆虫や野鳥が生息できる郷土に合う多様な樹種や草花を植栽した公園や緑地を整備します。
- 住宅地では、緑や花による緑化を進め、まち全体が緑と花に包まれた季節感があり、
 うるおいのある質の高い景観を形成します。

災害に強い都市構造の形成

- 公園や緑地をはじめ、市街地内の緑地やオープンスペースを確保し、災害時の延焼の 拡大を防止します。
- 住宅地の緑化や、事業所・工場等の緑化を進め、災害の拡大を防止します。
- 一時避難場所となる身近な公園やオープンスペースを確保するよう、計画的に公園緑 地を整備します。
- 指定避難場所や広域避難場所*となっている公園の保全・整備に努めます。
- リニューアル事業や新規公園整備においては、地域ニーズに応じて、災害時の防災施設の整備を行います。



《つくった「緑」をみんなで「はぐくむ」》

- 住宅地などの民地部分で敷地内緑化を進めていき、緑を身近に感じていきましょう。
- 公園や緑地で、草花の植替えや清掃活動等の市民活動を行い、「緑を守る人」を増やしましょう。
- 災害時の避難場所や防災施設の存在を把握し、防災対策の必要性を認識するとともに、
 自助共助の考えを養いましょう。
- 商店街や市民が主体となって季節の花や郷土に合う樹種を植栽し、緑への愛着を高めるとともに、緑を大切に思う心を育てましょう。

《緑を「つなげる」配置方針》

『市域内に点在している「緑」の拠点を、水と緑と風でつなげます。 』

まち全体を緑でつなげる

- 江戸川や大落古利根川等の河川、公園や緑地、公共施設の緑化等の拠点を街路樹等でつなげます。
- 壁面や屋上等の様々な場所を緑化し、まち全体が緑でつながるようにします。

生き物の移動空間となるネットワークの形成

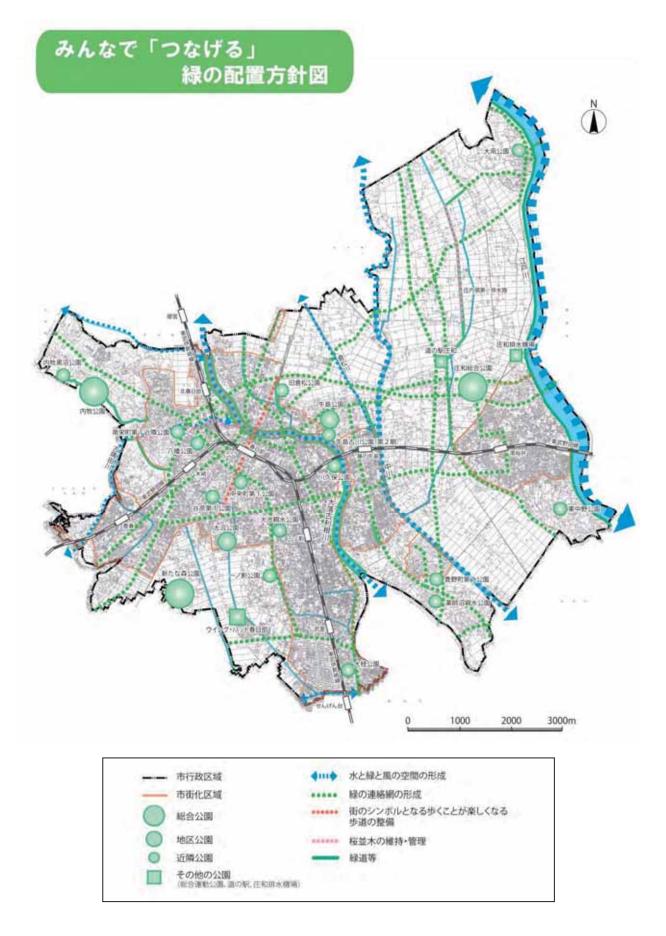
- 江戸川や大落古利根川等の主要河川を軸に、用水や樹林地がつながって、生き物が移動 することができるネットワークを形成します。
- 飛び石状の既存の樹林地や公園・緑地、生産緑地地区、屋敷林・防風林、社寺林等を保 全するとともに、生き物が移動しやすいよう点在する緑をつなげるため公共施設や住宅 地、事業所、工場等の庭や生垣等を緑化します。
- 地域の緑のまとまりとなる学校や公園は、野鳥や昆虫等が生息できるよう積極的に緑化 します。

緑道や街路樹等による緑の帯の形成

- 緑道整備基本構想*の推進や主要幹線道路の街路樹植栽によって、市内に緑の回廊を形成します。
- 既存の街路樹は、自然な樹形で健全な状態を保つため適切な維持管理を行います。
- 花が咲いたり紅葉したり、季節の変化を感じることができる地域に合った街路樹植栽を 推進します。
- ふじ通りや千本桜構想*の推進等により、特徴があり歩くことが楽しくなる緑道を形成します。
- 住宅はブロック塀から生垣への変更を推奨し、倒壊を防止し避難路の確保に努めます。
- 市街地内を流れる河川沿いの緑道や道路は、災害時の延焼を防止し、避難路となることから、遮断される事がないよう緑のネットワーク化を推進します。

歩くことが楽しくなる歩道の整備

- 歩道には、新緑や紅葉、季節の花や実が楽しめるような郷土の樹種を植栽や植替えをします。
- 春日部駅を中心に、旧日光街道の面影を感じながら大落古利根川まで歩ける緑と花のある回遊性*のあるルートを整備します。



《つなげた「緑」をみんなで「はぐくむ」》

- 春日部市の点在する緑(樹林地、公園、農地、屋敷林等)をつなぐことで、生き物が移動しやすい空間になることを知り、民地内緑化等身近な緑の整備の必要性を理解しましょう。
- 緑に対する関心を高めていき、自ら沿道敷地における緑化意識を高めましょう。
- ふじ通りや千本桜、新緑や紅葉等、季節感の楽しめる樹種を植栽することで、緑への愛 着や春日部市民としての誇りを持ちましょう。
- 普段は景観的側面の大きい緑も、災害時には延焼防止等の機能を発揮することを理解し、 緑を大切に思う心を育てましょう。
- 花の植替えや歩道の清掃や除草活動は、行政と住民が協働で行い、快適に歩ける歩道を 維持していきます。



3-6 公園の整備及び管理の方針

本市における公園の整備の方針を以下のように設定します。

(1) 都市公園整備の方針

2016年度(平成28年度)末現在、本市には庄和総合公園と内牧公園の2つの「総合 公園」と「地区公園」「近隣公園」「街区公園」といった徒歩圏内の「身近な公園」が約300 箇所整備されています。これらの公園には、滑り台、ブランコ、砂場などの遊戯施設、トイ レや水飲み場などの便益施設、ベンチや四阿などの休養施設といった公園施設が設置されて います。

社会情勢の変化や今後の人口減少の見通しを踏まえ、本市においては「安全で暮らしやす いコンパクトなまちづくり」「人にやさしいまちづくり」「新たな魅力と活力にあふれたにぎ わいのあるまちづくり」「環境に配慮した持続可能なまちづくり」を掲げております。

また、国土交通省においても、「新たな時代の都市マネジメントに対応した都市公園等の あり方検討会」において、「ストック効果をより高める」「民との連携を加速する」「都市公 園を一層柔軟に使いこなす」の3つの観点を重視し、都市のリノベーションや都市公園のマ ネジメントなどを重点的に推進すべきとしています。

このことから、市域の新たなシンボルとなる特徴的な大規模公園の整備を進めます。また、 日常的に遊びや地域コミュニティの場として一層活用が図れるよう、都市公園の機能充実に よるストック効果を高めていきます。

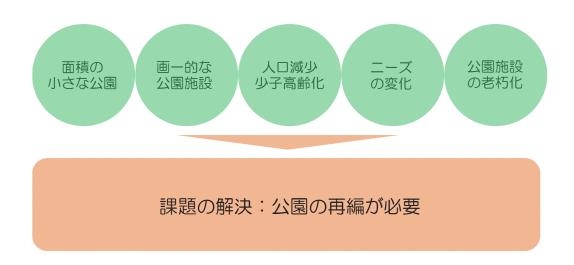
- 全市的なスポーツ・レクリエーションの拠点である「総合体育施設(ウィング・ハット春日部周辺)」を、周囲の自然環境と調和させながら、総合運動公園の整備を進めます。
- 新本庁舎整備後、速やかに(新)中央町第1公園の整備を進めます。
- 県と連携して、県南東部の「みどりの再生」のシンボルとなる県営公園((仮称)新た な森公園)の整備を進めます。
- 既存の公園は、子どもから高齢者までの幅広い世代が一緒にふれあえるような公園の
 再整備を進めます。
- 長期にわたり未整備の都市計画公園は、周辺の公園や緑地の機能等を考慮し、その必要性の検討を行います。

(2) 公園の再編

本市の公園の多くは、高度成長期の昭和40年から昭和55年頃にかけて、大規模な宅地 開発等による急速な都市化とともに集中的に整備されました。また、公園充足のため、借地 によるちびっ子広場なども整備されてきました。その後も公園は増え続けていますが、面積 の小さい公園の割合が高くなってきました。

当時の公園整備は主に、子どもの利用のための公園であり、滑り台、ブランコ、砂場など が画一的に設置されましたが、少子高齢化に伴って、子どもの利用だけでは、市民ニーズに 合わなくなっています。加えて、整備後30年以上経過した公園が全体の約半分に達し、施 設の老朽化が進行しています。

これらのことから、公園の利用者数や魅力が低下してきています。これらの課題解決のため、計画的な公園の再編を進め、ストック効果の向上を図っていく必要があります。



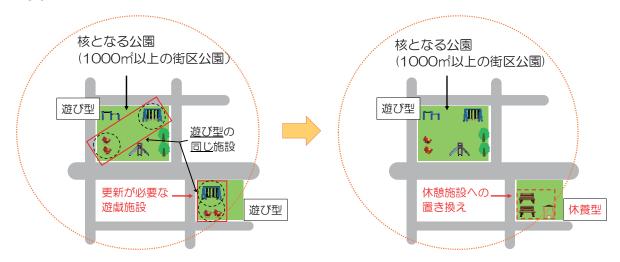
- 1) 公園の機能
- 公園に設置されている遊戯施設や便益施設、休養施設等から、公園の機能を分類する
 と、大きく分けて7つの機能に分類できます。

機能 分類	自然型	遊び型	スポーツ型	休養型	健康 づくり型	コミュニティ型	防災型
代表的 な施設	緑道、 緑地、 池 等	ブランコ、 滑り台、 砂場 複合遊具 等	グラウンド	四阿、 ベンチ 等	健康器具 園路	広場	防災施設 、 防災倉庫 等

- 2) 公園再編の進め方
- 公園施設の再編では、地区内の公園ごとに、設置されている施設から分類した機能と、
 周辺の公園がもっている機能を考慮したうえで、同じ施設への更新、又は置換えとと
 もに不足している機能がある場合には追加を検討し、バランスの取れた施設の再配置
 を目指します。
 - 【全体イメージ】 この地区には、遊戯施設を備えた遊び型の公園が複数あり、一方で、 休息できる施設を備えた公園が不足しています。そこで、休養型の 公園への機能転換を図ります。



 本市における公園の整備状況を踏まえて、面積 1,000 m以上の公園を「核となる公園」 と位置づけ、核となる公園の誘致距離に重なっている公園に同様な機能があれば、施 設の置き換えを行い、地区全体で多様な利用が可能となるよう、施設の再編を進めま す。

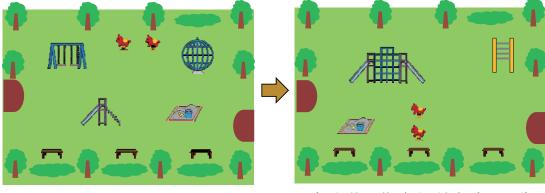


 「遊び型」の公園に設置されている施設の多くは、滑り台、ブランコ、砂場といった 子どもの利用を主とした施設となっていますが、大人や高齢者を含む幅広い年齢層が 利用できる場として施設の再編を進めます。



3) 公園再編のイメージ

【再編例①】 遊び型の公園を継続し、また、ニーズに合わせた遊戯施設への置き 換えや健康器具を配置し、健康づくり型を補います。



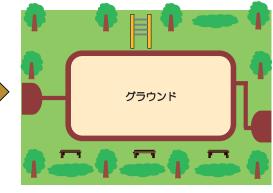
(再編前:遊び型)

(再編後:遊び型+健康づくり型)

【再編例②】 遊び型の公園を、運動やイベント利用等、グラウンドの拡張や園路、 健康器具を配置し、スポーツ型+健康づくり型+コミュニティ型と します。

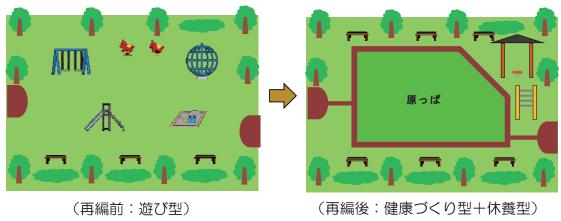


(再編前:遊び型)

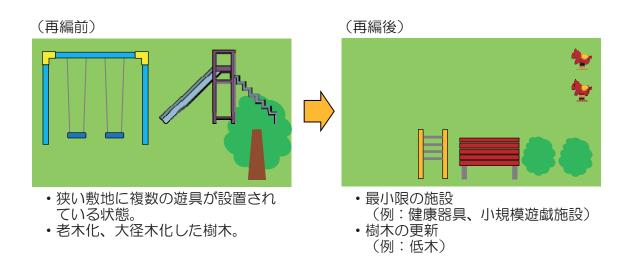


(再編後:スポーツ型+健康づくり型 +コミュニティ型)

【再編例③】 遊び型の公園を、自由にくつろげる原っぱや四阿、健康器具を配置 し、健康づくり型+休養型とします。

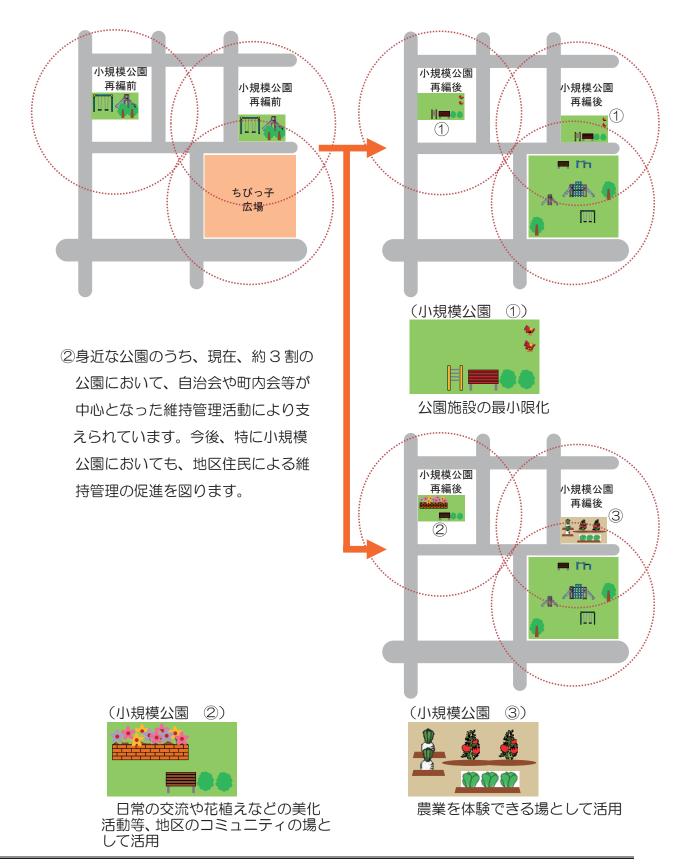


- 4) 小規模公園
- 都市インフラマネジメント公園計画において、面積 150 m以下の公園を、公園の十分 な機能が発揮できない「小規模公園」として位置づけています。
- 小規模公園においては、利用者がほとんどいない、あるいは整備当初設置された滑り 台、ブランコ、砂場などの遊戯施設が、現在の安全領域の基準では不適合なものもあ り、今後、施設が限られる場合があります。
- 小規模公園は、オープンスペースの確保を図り、管理の手間がかからないなど、施設の設置は最小限とし、維持管理コストの縮減を図ります。



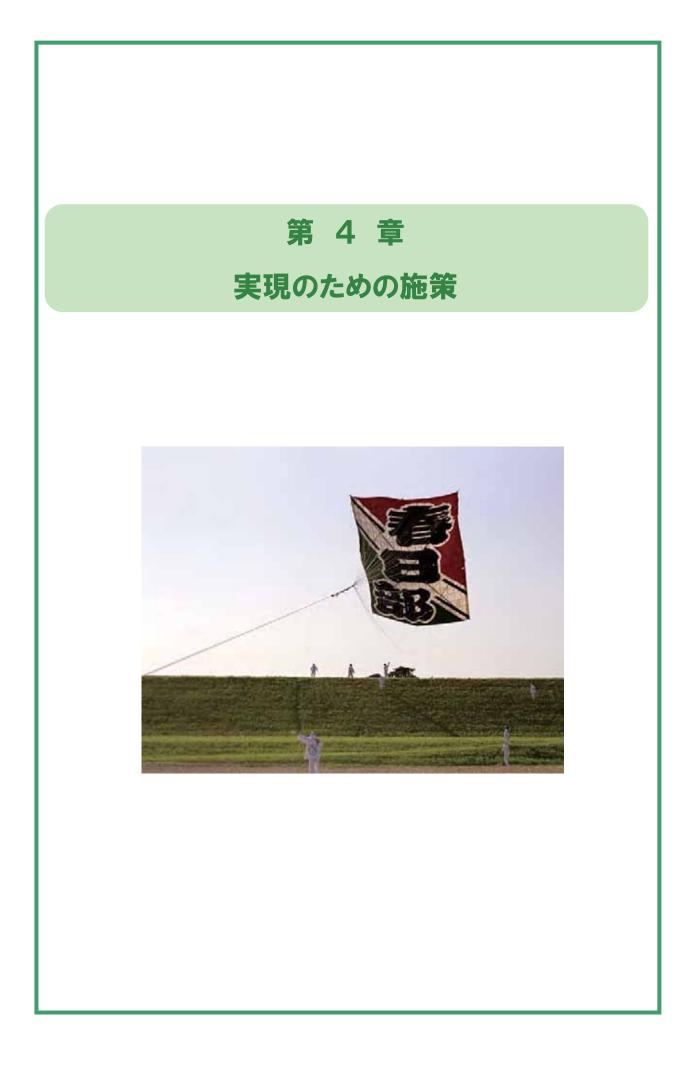
- 現在、「身近な公園」約300箇所のうち、小規模公園が約3割と多くなっていることから、小規模公園を整理する必要があります。また、小規模公園の誘致距離が重なり合っている地区は、地区の様々なニーズに対応した利用が果たせるよう、小規模公園の再編を進めます。
- 再編に当たっては、地区住民との合意形成を踏まえたうえで、地区住民の日常の交流 や、花植えなどの美化活動を通じて、地区内のコミュニティーの形成や多様な利用が 可能となるような仕組みやルールを考えるなど、「地区で公園を使いこなす」ことで小 規模公園のストック効果を高めます。

- 5) 小規模公園の再編イメージ
 - ①既存のちびっ子広場等に遊戯施設や健康器具、休養施設などを設置し、新たに公園整備を行うことで、近くにある小規模公園を集約します。



春日部市緑の基本計画 第3章 計画の基本方針の設定

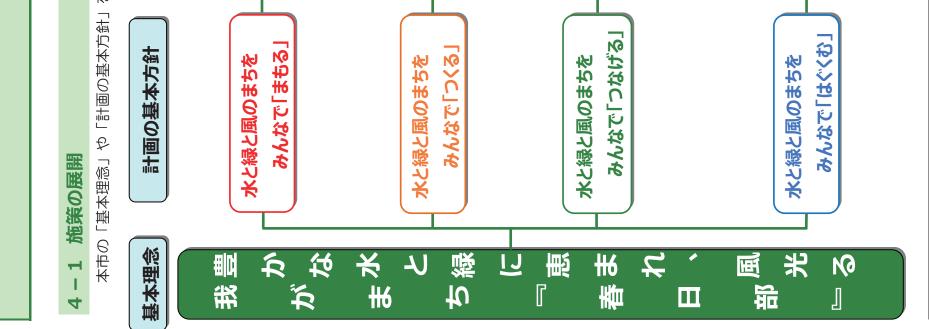
- (3) 公園施設の安全性の保持とコスト縮減
 - 公園施設の長寿命化によるコスト縮減を図り、市民の安全確保のため、予防保全*型管理による公園施設の計画的な維持管理を行います。
 - 公園灯は、光熱費を削減するために、既存照明(水銀灯やナトリウム灯など)からLED 化を図ります。
 - 公園樹木は、樹木管理の適正化を図り、樹木の樹姿パターンや見通し確保を意識した
 剪定、また、樹勢の悪化や倒木の危険性がある樹木は、撤去を行っていきます。
- (4) 様々な担い手による維持管理の実施
 - 除草・清掃・草刈などは、自治会などの地域住民による維持管理を推奨し、アダプト プログラムや美化協定の締結を行い、公園への愛着、地域コミュニティの結束、市民 の居場所づくり、公園利用の活性化を図ります。
- (5)都市緑地、緑道整備の方針
 - 都市緑地は、自然的環境の保全・改善、景観の向上を図るために保全・整備を図ります。
 - 緑道は、緑道整備基本構想、大落古利根川緑道整備基本計画に基づき整備し活用します。
- (6) 市民との連携による公園の維持管理
 - 地域に密着した緑を守り育てるために、緑のボランティアを育成し、市民が主体となる自主的な維持管理を推進します。
 - 公園の保全・管理を行う団体を設立した際の助成に関しての検討を進めます。
- (7) 指定管理者制度による維持管理及び市民サービスの向上
 - 面積の大きい公園やスポーツ施設と併用している公園については、市民サービスの向上と経費削減を図るため、指定管理者制度を継続的に活用していきます。
 - 施設の管理については、創意工夫ある企画や効率的な運営などにより、利用者の多様なニーズに応え、質の高いサービスの提供を図るとともに、効率的・効果的な管理運営を目指していきます。



第4章 実現のための施策

を実現するために、「施策の展開」として 15 の項目に分類し、	の項目に分類し、さらに市で取り組む「具体的な取組」として 57 の施策に展開します。
施策の展開	具体的な取組 ※ 青字は「重点的な取組」を示します
○樹木・樹林の維持・保全	【1】緑地保全地域や特別緑地保全地区等の指定 [*] 、【2】保存樹木・樹林の指定、【3】市民緑地の指定、 【4】 天然記念物の指定、【5】森林の保全
〇農地の保全・活用	 (6) 生産緑地制度による市街化区域内の農地の保全、【7】特定生産緑地制度による市街化区域内の農地の保全、 (8) 生産緑地地区の面積要件引下げによる農地の保全、【9】市街化区域内の農地の活用、【10】農用地区域の維持、 (11)市民農園の支援、【12】農業体験活動の場の整備、【13】観光農園等の支援
〇自然の回復と保全	【14】水辺の自然の回復と保全、【15】開発における緑の保全指導
○地球温暖化対策の推進	【16】公共空間や民地空間における緑地や水面等の確保と整備、【17】「風の道」「水の道」の確保と整備
〇公園整備・再整備	【18】公園緑地の用地取得、【19】土地区画整理事業等による公園緑地の確保と充実、【20】拠点となる公園の整備、 【21】防災公園・防災施設の整備、【22】既設公園の再整備と長寿命化、【23】既設公園の再編・活用
〇公共施設の緑化	【24】公共施設の緑化、【25】駅前広場の緑化
〇氏地空間の緑化	【26】商業地の緑化、【27】工場等の緑化、【28】住宅地の緑化、【29】「緑の街」の指定、 【30】文化遺産と一体となった緑化の推進
- O水と緑のネットワークの形成	[31] 緑道整備基本構想の推進
○河川及び水辺の緑化	【32】河川沿いの緑化・親水空間の整備・活用、【33】調整池の活用・公園化、【34】避難路の確保
○道路等の緑化	【35】幹線道路の緑化と適正な管理、【36】サイクリングロードのネットワーク化、【37】親しみのある道の確保、 【38】ポケットパークの確保
O市民参加の推進	【39】市民との協働による緑の調査活動の実施、【40】事業者の参加と支援、【41】緑のボランティアとの協働、 【42】企業・団体、市民の参加による連携
〇普及啓発活動の推進	【43】広報紙・インターネット等の活用、【44】ポスター・パンフレット等の発行、【45】コンクール・展覧会・顕彰の 実施、【46】縁と花のイベント開催、【47】緑化に関する相談の実施、【48】情報発信拠点の充実、【49】苗木の配布
●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●	【50】緑と花の講習会の実施、【51】学校での緑化教育・環境教育
○緑化の支援体制づくり	【52】緑のまちづくり基金の運用、【53】緑と花づくりへの支援
〇市民活動の推進	【54】緑化活動グループのネットワーク化・支援、【55】自然保護団体等の連携、【56】都市緑化団体の支援・強化、 【57】美化協定事業やアダプトプログラム等の活動団体の推進

-95-





〇施策の区分

: 重点的な取組 新規(本計画から追加した新たな施策)、継続(旧計画から継続する施策)、拡充(継続する施策内容を拡充する施策)

	施策 No.	具体的な取組	中間年次 (5 年)	目標年次 (10 年)	ページ
水と緑と風のまちをみんなで「まもる」	1	緑地保全地域や特別緑地保全地区等の指定	継 続	$ \rightarrow $	99
	2	保存樹木・樹林の指定	継続		99
	3	市民緑地の指定	継続		100
	4	天然記念物の指定	継 続		100
	5	森林の保全	継続		101
	6	生産緑地制度による市街化区域内の農地の保全	拡 充		101
	7	特定生産緑地制度による市街化区域内の農地の保全	新規		101
	8	生産緑地地区の面積要件引下げによる農地の保全	新規		102
	9	市街化区域内の農地の活用	新規	$ \longrightarrow $	102
	10	農用地区域の維持	継続		102
	11	市民農園の支援	継続		102
	12	農業体験活動の場の整備	継 続		102
	13	観光農園*等の支援	継 続		103
	14	水辺の自然の回復と保全	継続		104
	15	開発における緑の保全指導	継続		104

	施策 No.	具体的な取組	中間年次 (5 年)	目標年次 (10 年)	ページ
水と緑と風	16	公共空間や民地空間における緑地や水面等の確保と整備	継続		105
	17	「風の道」「水の道」の確保と整備	継続		106
	18	公園緑地の用地取得	継続		107
	19	土地区画整理事業*等による公園緑地の確保と充実	継 続		107
と	20	拠点となる公園の整備	拡 充		108
風のまちをみんなで「つくる」	21	防災公園*・防災施設の整備	継 続		109
	22	既設公園の再整備と長寿命化	拡 充		109
	23	既設公園の再編・活用	新規		110
	24	公共施設の緑化	継 続		111
	25	駅前広場の緑化	継 続		112
	26	商業地の緑化	継続		113
	27	工場等の緑化	継 続		114
	28	住宅地の緑化	継 続		114
	29	「緑の街」の指定	継続		114
	30	文化遺産と一体となった緑化の推進	継続		115

○施策の区分



新規(本計画から追加した新たな施策)、継続(旧計画から継続する施策)、拡充(継続する施策内容を拡充する施策)

	施策 No.	具体的な取組	中間年次 (5 年)	目標年次 (10 年)	ページ
みんなで「つなげる」	31	緑道整備基本構想の推進	継続		116
	32	河川沿いの緑化・親水空間の整備・活用	拡 充		117
	33	調整池*の活用・公園化	継 続		118
	34	避難路の確保	継続	\square	118
	35	幹線道路の緑化と適正な管理	拡 充		119
	36	サイクリングロードのネットワーク化	継続		119
	37	親しみある道の確保	継続		120
	38	ポケットパークの確保	継続		120

	施策 No.	具体的な取組	中間年次 (5 年)	目標年次 (10 年)	ページ
水と	39	市民との協働による緑の調査活動の実施	拡 充	$ \longrightarrow $	121
	40	事業者の参加と支援	継 続		121
	41	緑のボランティアとの協働	継 続		122
	42	企業・団体、市民の参加による連携	継 続		122
	43	広報紙・インターネット等の活用	継 続		123
禄と	44	ポスター・パンフレット等の発行	継 続		123
と緑と風のまちをみんなで「はぐくむ」	45	コンクール・展覧会・顕彰の実施	拡 充		124
	46	緑と花のイベントの開催	拡 充		124
	47	緑化に関する相談の実施	継 続		124
	48	情報発信拠点の充実	継 続		124
	49	苗木の配布	継 続		124
	50	緑と花の講習会の実施	継 続		125
	51	学校での緑化教育・環境教育	継 続		125
	52	緑のまちづくり基金*の運用	継 続		126
	53	緑と花づくりへの支援	継 続		126
	54	緑化活動グループのネットワーク化・支援	継 続		127
	55	自然保護団体等の連携	継 続		127
	56	都市緑化団体の支援・強化	継 続		127
	57	美化協定事業やアダプトプログラム*等の活動団体の推進	拡 充		127

4-2 水と緑と風のまちをみんなで「まもる」

本市の原風景である面的に広がる農地や台地上に残された樹林地の維持・保全に努めながら、 緑地の減少を最小限にし、地域と一緒に良好な都市環境を維持していきます。特に現状でも量 の少ない樹林地については、緑の保全策を積極的に展開して保全を強化していきます。

また、都市部の農地が減少傾向にあり、法改正や市民アンケート結果を踏まえ、主に「特定 生産緑地制度による市街化区域内の農地の保全」「生産緑地地区指定の面積要件引下げによる 農地の保全」「市街化区域内の農地の活用」の施策に取り組んでいきます。

(1) 樹木と樹林の維持・保全

台地上に残存する樹林や社寺林、河川沿いに残る樹林、市街地内の大径木等、身近な樹木・ 樹林をみんなで守ります。

【施策 No.1】 緑地保全地域や特別緑地保全地区等の指定

市街地内で良好な自然的環境を形成する雑木林や屋敷林等の樹林地については、都市緑 地法による諸制度を活用し、緑地の担保性の向上を図ります。そのため、緑地保全に向け ての調査、評価を行い、土地所有者の意向を把握しながら、計画的な地区指定を検討しま す。また、市民がこれらの緑や自然にふれあえることができるような仕組み・体制づくり を検討します。

【施策 No. 2】 保存樹木・樹林の指定

都市景観の形成や歴史文化的な意義のある樹木・樹林については、「春日部市緑の保全 と緑化の推進に関する条例*」により保存樹木・樹林の指定を図っていきます。特に緑の 少ない市街地内に残っている民家の敷地内や社寺に生育する大径木の緑を対象に、積極的 な保全を誘導します。

保存樹林・保存樹木の所有者に対する助成金等の維持管理に関する財政的な援助を推進 するとともに、樹木・樹林に市民がふれあえるような場の提供について、検討します。





内牧樹林地

東八幡神社

【施策 No.3】 市民緑地の指定

豊かな自然を利用した遊びや散策、自然の動植物とのふれあい等、市民に開放し利用に 供することが適当な樹林は、用地を借り上げ、市民緑地「かすかべの森*」として整備し、 一般利用できる公開された緑地として保全を図ります。



内牧高野の森(かすかべの森)

【施策 No. 4】 天然記念物の指定

日本の歴史や風土を語る上で、欠かすことのできない学術上、価値の高い天然記念物を 文化財保護法、県文化財保護条例、市文化財保護条例により、文化財に指定して保護をす すめます。

現在、本市には「牛島のフジ」をはじめ、国・県・市の天然記念物に指定された樹木が 5件あり(2018年現在)、これらの貴重な緑の保全と継承を図ります。

(国指定特別天然記念物)

「牛島のフジ」

(県指定天然記念物)

「蓮花院のムク」「満蔵寺のお葉附きイチョウ」

「碇神社のイヌグス」

(市指定天然記念物)

「秋葉神社の夫婦松」



蓮花院のムク

【施策 No. 5】 森林の保全

保健・文化・教育的利用の場となるような公益的機能を有する森林については、春日部 市森林整備計画*に基づき、所有者に対して、下草刈りや枝落としの助成及び指導などを 行うことにより、森林の保全を図ります。



小渕樹林地



内牧樹林地

(2) 農地の保全・活用

既成市街地内と市街地周辺の農地は、食料生産基盤であると同時に、緑豊かな風景の構成、 良好な自然環境の保全、防災上重要なオープンスペースの確保、子どもたちの自然教育の場 の提供等、都市的生活の面から重要な役割を担っています。

このような農地のもつ多種の機能を重視しつつ、農地を保全・活用します。特に、水と緑 と風の軸となる大落古利根川等の河川沿いを、水と緑のネットワークの形成のため、河川沿 いの農地を積極的保全し、連続した緑の保全とともに生物多様性の確保に努めます。

【施策 No.6】 生産緑地制度による市街化区域内の農地の保全

貴重な緑地である市街化区域内の農地については、生産緑地制度による適正な保全・活 用を誘導します。

また、将来的には公園・緑地として整備し、活用を図ることを検討します。

【施策 No.7】 特定生産緑地制度による市街化区域内の農地の保全

(重点的な取組)

1992 年度に指定した生産緑地地区については、2022 年度に制度の期間満了を迎えることから、所有者の意向をもとに、法改正により新たに創設された、買取申出可能時期を10年ごとに延期できる特定生産緑地制度を活用し、農地の継続を図ります。

【施策 No. 8】 生産緑地地区の面積要件引下げによる農地の保全 (重点的な取組) 法改正により、生産緑地地区の面積要件については、現在一団で 500 ㎡以上から、300 ㎡まで引き下げることが可能となったため、都市部の農地の役割を踏まえ検討し、保全を 図ります。

【施策 No.9】 市街化区域内の農地の活用



市街化区域内の農地が減少傾向にあることから、市街化区域内の農地を保全・活用する ために、利用されていない農地などについては、地権者の意向も踏まえ、有効活用してい きます。

【施策 No. 10】 農用地区域の維持

農業振興地域内の農用地区域については、農業生産基盤の整備や農地の集約化による生産性の向上に努めるとともに、地域の共同活動による花植え等の景観形成への支援など、 魅力ある農業環境づくりを進め、農用地区域を維持していきます。



農用地区域に広がる田園



農道の緑化

【施策 No. 11】 市民農園の支援

市民農園は、農作業を行うことで農業への親しみや関心、理解を深めることができます。 民間の市民農園を照会することで、市内や周辺地域の方が、土と触れ合う場の提供をし ていきます。

【施策 No. 12】 農業体験活動の場の支援

農業体験ができる場として、学習農園*、市民農園、分区園*、観光農園*等があり、そういった場の情報発信や収穫体験を取り入れたツアーを実施することで市民が農業への 親しみや関心、理解を深めていきます。

【施策 No. 13】 観光農園等の支援

市内では、梨、ブドウ、柿、ミカン、苺などの直売や収穫体験などができる観光農園が あり、市内外の方が訪れています。生産者の支援をおこなうと共に、他の観光施設や事業 者、行政が連携した事業を行い、魅力ある農産物づくりにより、観光の振興を進めていき ます。



観光農園



散策マップの作成の例

(3) 自然の回復と保全

【施策 No. 14】 水辺の自然の回復と保全

水と緑と風の軸に位置づけられている大落古利根川等の河川・水路については、清流を 復活させ周辺の樹林地と一体的に保全し、多様な生物が生息できるようなビオトープ*の 形成やその回復を図り、公園内にも自然的親水空間の確保に努めていきます。

河川・水路等の水辺の自然を保全し回復させるとともに、住民参加による桜並木等によ り、個性とうるおいのある空間の創出を図ります。

このような都市の中の自然地については、市民が自然とふれあえるイベント等、市民参加の機会の創出を図ります。



谷原親水広場



大落古利根川



大池親水公園



川の駅ふじつか

【施策 No. 15】 開発における緑の保全指導

「春日部市緑の保全と緑化の推進に関する条例」に基づき、各種の開発行為について自 然環境の保全に留意していきます。

開発行為等に際しては、事業者と行政が連携して春日部市緑化指導基準に適した緑地面 積を確保するとともに、既存の樹林地や水辺、ランドマークとなるような樹木・特色ある 地形等をできるだけ保全します。

4-3 水と緑と風のまちをみんなで「つくる」

緑を点でふやし、線でつなげ、面的に広がるような緑をみんなでつくります。また、利用の 面からも質の高い緑をみんなでつくっていきます。

新たな「つくる」緑として、子どもからお年寄りまで、体づくりや健康維持を図れる施設として、スポーツ・レクリエーションの拠点となる総合運動公園、(新)中央町第1公園の整備 を推進するとともに、県と連携して(仮称)新たな森公園の整備を促進します。

また、既存の公園を地域のニーズに応じ、コミュニケーションの場や憩いの場を提供し、市 民が利用しやすく、使い勝手のよい公園の再整備に取組んでいきます。このため、主に「公園 の整備」「既設公園の再編・活用」の施策に取り組んでいきます。

(1) 地球温暖化対策の推進

地球温暖化対策として、二酸化炭素削減やヒートアイランド現象の緩和のために、市民、 事業者、行政が連携して積極的に緑化を推進します。

【施策 No. 16】 公共空間や民地空間における緑地や水面等の確保と整備

二酸化炭素の吸収量を上げるため、新規整備においては、街路樹や植栽帯、公園樹木などの配置を検討します。また、民間における緑地整備を促進します。

【施策 No. 17】 「風の道」「水の道」の確保と整備

夏期における市街地のヒートアイランド現象の原因として、アスファルトやコンクリートによる地表面の人工化や、密集した建物による風通しの阻害、熱の滞留などが挙げられます。

そこで環境省等が示す「緑化による地表面被覆の改善」及び「水と緑のネットワークの 形成」の取組みが有効と考えられます。屋上緑化、壁面緑化(緑のカーテン)、駐車場緑 化等の取り組みを推進します。また、夏期に河川の上を吹く風を、道路や緑地等のネット ワーク化により、街中への風として誘導を図ります。



緑のカーテン (市役所本庁舎)



緑のカーテン (春日部市教育センター)

(2) 公園整備・再整備

本市の都市公園の面積は、一人当たり 4.2 m^{(2018 年 (平成 30 年) 3 月末時点)で すが、2027 年の目標年次には 5.2 m[/]人とすることを目標とします。}



街区公園(備後第1公園)



地区公園(牛島公園)



近隣公園 (大池親水公園)



総合公園 (庄和総合公園)

【施策 No. 18】 公園緑地の用地取得

将来公園候補地として計画されている農地については、生産緑地制度を利用して、市民の協力のもと緑地として担保していきます。

【施策 No. 19】 土地区画整理事業*等による公園緑地の確保と充実

土地区画整理事業等では、法に基づき地区内に一定の公園が確保されますが、街区公園、 近隣公園、地区公園などの「身近な公園」は、公園の規模や位置及び人口、誘致距離等を 考慮してバランスのとれた配置に努めるとともに、緑のネットワークの確保や、地区外の 周辺地域にある公園の配置状況も考慮した整備を図ります。

【施策 No. 20】 拠点となる公園の整備 (重点的な取組)

全市的なスポーツ・レクリエーションの拠点である「総合体育施設(ウィング・ハット 春日部)周辺」を、周囲の自然環境と調和させながら、自然と親しむことのできる空間形 成を図ります。そのため、春日部市体育施設整備基本計画に沿って、「(仮称)総合体育施 設(ウィング・ハット春日部)周辺整備基本計画」を策定し、総合運動公園の整備を推進 します。

(新)中央町第1公園は、隣接する市立医療センターと一体となった空間整備を行い、 新たなまちのシンボルを創出します。

(仮称)新たな森公園は、県と連携して県南東部の「みどりの再生」のシンボルとなる 総合公園として整備を促進します。

【施策 No. 21】 防災公園・防災施設の整備

災害時における市民の安全確保のため、公園を避難場所として活用できるように整備し ていきます。また、大規模災害によって、避難場所に留まることを余儀なくされた場合を 想定し、防災機能を備えた公園整備の推進を図ります。



防災訓練の様子(大枝公園)



避難場所 (内牧公園)

【施策 No. 22】 既設公園のリニューアル(再整備)と長寿命化

既設の公園については、市民ニーズとの不整合や老朽化による安全性の低下から、公園 のリニューアルが必要となっています。リニューアルにおいては、計画段階から市民参加 を推進し、合わせて公園を利用するすべての人が安全・安心に利用できるように、公園施 設のバリアフリー化を進めていきます。また、公園施設の安全性確保のため、特に遊具に おいては定期点検を実施し、状態の把握に努めるとともに、損傷が大きくなる前に補修を 行い、施設の長寿命化を図っていきます。

公園の樹木は、健全な生育を促す管理を行うとともに、見通しの確保や周辺環境との調 和を図ります。



リニューアル公園(実施前)



リニューアル公園(実施後)



出入口のバリアフリー化



遊具の点検

【施策 No. 23】 既設公園の再編・活用

(重点的な取組) 小規模公園や借地公園については、経過年数とともに整備当初からニーズが変わってき

ている場合があります。そこで、利用状況に応じた公園の再編を図り、公園の利活用の向 上を図っていきます。

再編にあたっては、住民の合意形成やニーズを把握して行います。 (第3章 3-6公園の整備及び管理の方針 P89~93 参照)



小規模公園の例

(3) 公共施設の緑化

公共施設を他にさきがけて緑化し、緑豊かで快適なまちづくりへの第一歩とします。また、 地域らしさや地域文化を形成する拠点としての役割も重要であることから、これらに配慮し た施設の緑化を進めます。

【施策 No. 24】 公共施設の緑化

新本庁舎や総合公園の中の庄和総合支所は、まちの顔となり、また住民の憩いの場とな りシンボルとなるような緑化を図ります。

コミュニティの拠点となる公共公益施設では、身近で触れることのできる緑を創出して いきます。

公共施設の道路に面した部分や駐車場、入口部等、わずかなスペースでも緑視効果の高 い緑を取り入れ、緑豊かなまちなみを形成していきます。また、四季の変化や花を楽しめ る植栽、植栽パターンの工夫等によって貴重な空間をより美しく効果的なものとします。

大木や老木化した樹木については、枝の剪定を行い、落下を防止し安全性を確保するとともに、生育の向上に努めます。

大規模な施設等においては、圧迫感を与えないように、比較的高い常緑樹により周辺を囲い、道路からの景観の向上のための緑化に努めます。

このような、公共施設における緑の創出や緑視効果の向上を推進するため、緑化方法や維持管理などの指針づくりを検討します。



市立医療センター



庄和市民センター

【施策 No. 25】 駅前広場の緑化

駅前広場は、通勤・通学等日常的に利用される空間であることから、人々にうるおいと やすらぎを与えるような緑豊かな空間を形成します。大きな枝張りをもつ樹木は、剪定管 理の徹底を基本とした適正な保全を推進します。足元には花を十分に取り入れ、花と緑の 空間の確保に努め、「まちの顔」の魅力向上を図ります。



春日部駅東口



春日部駅西口

(4) 民地空間の緑化

まちの成り立ちの経緯や土地利用、自然立地など地形条件により、緑化状況が異なってお り、各々の土地利用に応じて、緑化を推進していきます。

市民による緑化活動を推進するために、地区計画、緑化協定、建築協定*等の計画づくり の支援を行い市民相互のルールづくりを進めます。その際には、緑化を意識した整備を促し ます。特に、新しい住宅地の開発等では、緑化協定制度等の導入による協定締結が有効です。

また、都市緑地法の改正により、新たに創設された制度として、土地所有者の協力の下、 NPO法人や企業等の民間主体が設置管理者として、空き地等を公園的な空間に整備・公開 する取組みを促進します。

【施策 No. 26】 商業地の緑化

春日部駅や南桜井駅の周辺は、商業施設、ビル等の集積した区域であり、街の玄関ロと しても役割を果たしています。このような多くの人々が集まる場所をいきいきとした緑豊 かな空間としていくために、道路等の公共施設だけでなく、事業者へ公開空地の確保に努 めるとともに壁面の緑化を促します。

また、訪れた人々が、楽しさやにぎわいを感じ親しみのもてるような、周辺環境と調和 する彩り豊かな緑の配置を事業者と連携しながら促進します。



春日部駅東口周辺

【施策 No. 27】 工場等の緑化

事業者には、緩衝緑地*として、工場敷地内の緑化や、無機質な構造物を隠して道路か らの景観の向上を図るため、常緑の高木等による緑化を促進します。

工場、事業所、事務所の新築・改築の機会をとらえて緑化協定の締結推進に努めるとと もに、道路に面した部分の塀のセットバック*による緑化、前庭のポケットパーク化等、 まちなみ景観に配慮した緑化手法を、事業者と行政が連携して積極的に取り入れていきま す。



工業団地内の緑化

【施策 No. 28】 住宅地の緑化

家のまわりのブロック塀等を取り除き、生垣に替えることにより、緑豊かなまちなみの 形成や、道行く人の心をなごませる効果があります。市民には、生垣による緑化を促進す るとともに、市では市民の負担を軽減するために、生垣助成金制度による支援を行います。



住宅地の緑化

【施策 No. 29】 「緑の街」の指定

「春日部市緑の保全と緑化の推進に関する条例」に基づき、区域住民と協議の上、「緑の街」として指定することが出来ます。指定されると、市は街路樹の植栽等の緑化に必要な措置を講じるとともに、住民への助言、指導または援助を行い、市民による緑化を支援することにより、緑豊かな生活環境の確保を図ります。

【施策 No. 30】 文化遺産と一体となった緑化の推進

神社を囲む森のように、市の歴史や風土によって培われた文化遺産は周囲の緑と一体と なって、市民に親しまれ、愛されてきたかけがえのない財産です。このような、文化遺産 を取り巻く環境を景観資源として市民と連携して周辺の緑化や修景に努めます。



春日部八幡神社



西親野井地区に広がる神明貝塚



県内最古の現存する石橋を公園に移設 (やじま橋)

4-4 水と緑と風のまちをみんなで「つなげる」

緑をまもり、点で緑をつくり、市内全域を有機的に線でつながるように、みんなで緑をつな げます。

本市には様々な特徴を持った大小の河川が流れており、これらの河川や水辺はレクリエーションや動植物の生息する重要な空間となっています。そのため、水と緑の軸としては、縦軸は 河川、横軸は、街路樹等により、自然や公共緑地の緑がネットワークとして、「つながる」ように取組むことにより、生物多様性への配慮やレクリエーション機能の強化につながります。 このため、このため、主に「河川沿いの緑化・親水空間の整備・活用」「幹線道路の緑化」の 2つの施策に取り組んでいきます。

(1)水と緑のネットワークの形成

市内に点在する公園・緑地等をつなぎ、連続的かつ広域的な利用を図るため、公園・緑地間を相互に連絡する道路の緑化、河川沿いの遊歩道の活用等により、水と緑のネットワークの形成をみんなで図ります。

【施策 No. 31】 緑道整備基本構想の推進

本市の「水と緑のネットワーク」を形成する空間として、河川水路沿いと道路の空間 が一体となって、大落古利根川をはじめ、本市内の河川沿いに13のルートを緑道として 整備する計画です。本市のシンボルである大落古利根川を主軸にして"親水ネットワー ク都市"の実現を目指している、緑道整備基本構想を推進します。



古隅田川旧河川ルートの緑道



倉松川沿いの緑道

(2) 河川及び水辺の緑化

【施策 No. 32】 河川沿いの緑化・親水空間の整備・活用

水と緑と風の軸に位置づけられている江戸川や大落古利根川の景観は、重要な郷土景 観であり市民のレクリエーションの場であることから、桜並木等、水辺の自然を活かし つつ自然とふれあうレクリエーション活動ができる親水空間整備を推進します。

市内を流れる河川沿いのレクリエーション施設へ至るサイクリング道や散歩道などの 緑道整備とともに「川の駅」等の拠点施設を配置し、観光にも寄与する広域的なレクリ エーションネットワークを形成します。



江戸川サイクリングロード



大落古利根川沿いの緑道



大落古利根川の親水空間の活用 (春日部夕涼みフェスタ in 公園橋)

【施策 No. 33】 調整池*の活用・公園化

浸水・冠水を防止する調整池について、平常時は公園や広場として活用できるよう調 整を図り、緑化等の整備を推進していきます。

また、浸水実績のある地域に分布する公園緑地は、掘り下げにより一時的な貯留機能 を持たせます。

【施策 No. 34】 避難路の確保

河川沿いの道路は避難路として活用できるため、遮断される事がないよう緑のネット ワークとして連結させます。また、道路沿いは生垣や街路樹等によって、避難路として の安全性を高めていきます。



旧倉松第2調節池緑道



大落古利根川沿いの緑

(3) 道路等の緑化

【施策 No. 35】 幹線道路の緑化と適正な管理 (重点的な取組)

市内の道路は、連続した街路樹の整備等、景観の向上のために道路の緑化に努めます。 また、「街路樹の健全な育成」、「道路緑化機能の維持向上」、「道路交通の安全及び快適性 の確保」を実現するため、樹種ごとの特性や地域の状況に合わせた樹木の剪定や撤去・更 新などの再整備を推進するとともに、管理の質を高めるため、適正な水準(剪定頻度)に よる維持管理に努めます。

新設道路については、管理のしやすい樹種及び低木を植栽し、安全で快適な親しみのある道路としての整備に努めます。



ユリノキ通り



武里団地けやき通り



南桜井駅前通り

【施策 No. 36】 サイクリングロードのネットワーク化

市域の東西端を南北に走っている内牧地区のサイクリングロードと江戸川沿いのサイ クリングロードを市域内で連絡し、サイクリングロードのネットワーク化を図ります。

【施策 No. 37】 親しみある道の確保

緑道やコミュニティ道路、花と緑の散歩道等、歩行者空間としての親しみのある道を確 保します。



親しみのある歩行空間



ふじ通りのフジ

【施策 No. 38】 ポケットパークの確保

道路の残地や空き地等を利用してポケットパークを整備し、地域コミュニケーションの 場や気軽に休める憩いの場の確保に努めます。ポケットパークの整備にあたっては、国の 補助金の活用を検討します。また、密集市街地*等、まとまった公園用地を確保すること が困難な地域では、点在する緑化可能空間を、市民と連携しながら積極的に確保していき ます。

4-5 水と緑と風のまちをみんなで「はぐくむ」

市民一人ひとりが生き物・緑・花などに関心をもち、身近な緑や水辺の環境を守り育て、緑 や花のある暮らしを楽しめるように、様々な緑の普及啓発を展開していきます。市民の発意に もとづき、市民による参加、運営を啓発し、市が市民を支援しながら、また事業者は、地域貢 献活動の一環として、地域と連携した緑化活動や支援を行い、みんなで緑を育みます。

改定前の計画の施策では、「はぐくむ」の取組状況の達成度が低く、また、市民アンケート 結果においても、「緑の基本計画の認知度」が低く、「緑に関する情報提供」及び「関心を高め る取組」に関する満足度が低いことから、市民参加の推進や普及啓発活動などに取組んでいき ます。このため、主に「市民による緑の調査活動の実施」「コンクール・展覧会・顕彰の実施」 「緑と花のイベントの開催」「美化協定事業やアダプトプログラム等の活動団体の推進」の4 つの施策に取り組んでいきます。

(1)市民参加の推進

【施策 No. 39】 市民との協働による緑の調査活動の実施

緑は鳥や昆虫などの様々な生き物の棲息の場所としても重要であり、それらの生き物と ふれ合える場にもなっています。市民と協働による身近な生き物の調査を行うことにより、 市域の自然環境の実態を把握します。

また、花や樹木の植付けや、農園利用などの市民ニーズのため、公園や農地等の現況調 査や、新たな緑の資源の発掘調査等、市民と協働して緑の調査活動を実施することで、緑 化意識の高揚や土地の利活用の向上を図っていきます。

【施策 No. 40】 事業者の参加と支援

事業者は、環境保全に対する社会的責任を認識し、市民の一人として、地域の緑化活動 の開催や参加、支援等を促進します。

【施策 No. 41】 緑のボランティア等との協働

身近な公園や緑道、緑地等、地域に密着した緑を守り育てるために、地域レベルで構成 される緑のボランティア等との協働により、市民が主体となる自主的な維持管理を推進し ます。





地元の愛護団体による水辺や緑道の植栽活動

【施策 No. 42】 企業・団体、市民の参加による連携

公園を新たに整備する際には、事業の計画段階から企業や団体、市民に参画してもらい、 一緒に緑を生み出し育てていけるような場を創造します。

(2) 普及啓発活動の推進

【施策 No. 43】 広報紙・インターネット等の活用

本市の広報紙やホームページ等を活用し、市内の公園案内や利用方法等について掲載す るとともに、緑化協定や生垣設置奨励金交付制度*等についても紹介します。

なお、四季折々に開花する草花の情報をリアルタイムで提供する等、インターネットならではの情報提供を行います。加えて、市民団体やNPO等による緑の情報発信についても、ホームページで紹介する等を検討します。



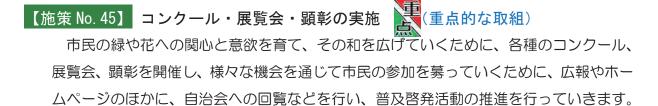
春日部市ホームページ

【施策 No. 44】 ポスター・パンフレット等の発行

公園ガイドブック、市内散歩道ガイドブック、子ども向けの自然観察ガイド等を載せた PR用パンフレット等を作成し、市内観光の振興にも役立てます。また、緑に関する市民 向けの白書、緑化推進事例等、様々な各種ポスターの掲載等を行います。



各種リーフレット



【施策 No. 46】 緑と花のイベントの開催



(重点的な取組)

より多くの市民が気軽に参加でき、緑と花を身近なものと感じることができるように、 緑と花のフェスティバル等、楽しいイベントを開催するために、広報やホームページのほ かに、自治会への回覧などを行い、普及啓発活動の推進を行っていきます。



ホタルの幼虫放流



道路空間を利活用した緑のイベント (ふじ通りのフジ)

【施策 No. 47】 緑化活動に関する相談の実施

緑化に関する相談について、相談員の確保とともに、日常の市民の緑化活動に対して普 及啓発を行っていきます。

【施策 No. 48】 情報発信拠点の充実

小学校、中学校及び義務教育学校等においては、植物に関する指導や公園等の利用、イベント、団体の活動等緑に関する情報提供を行い、緑化の普及啓発を図ります。

【施策 No. 49】 苗木の配布

市民が民地空間の緑化を推進するため、手軽に管理できる草花の種子や苗木を配布し、 緑の普及啓発に努めます。 (3) 緑に親しむ教育の推進

【施策 No. 50】 緑と花の講習会の開催

ー般市民向け、子ども向け、及び緑化活動団体のリーダー向け等、各種の講習会、研修 会、観察会等を開催し、緑化技術の向上と緑化思想の普及を図ります。

【施策 No. 51】 学校での緑化教育・環境教育

小学校、中学校及び義務教育学校を対象として、道路に面した部分の緑化や緑化教育の 場として活動できるようなモデル緑化園等の設置を検討します。また、小学生による花の 植栽事業を実施していきます。このような自然とのふれあいの場を設けることで、子ども たちの環境教育の場を創造します。





小学生による花の種まき



小学生による花の摘み取り (コスモス)



小学生の緑化教育

(4)緑化の支援体制づくり

緑や花に対する関心の高まりとともに、市民の緑と花づくり活動が活発化することが予想 されます。この意欲を受け止め、活動しやすいしくみづくりと援助・支援施策を推進します。

【施策 No. 52】 緑のまちづくり基金の運用

現行の「緑のまちづくり基金」を運用し、以下のような活動を支援していきます。

- ・緑化推進事業の助成
- ・緑化普及啓発事業に対する説明会等の実施
- ・ポスター・パンフレットの作成等・緑化推進調査研究

また、緑地の買い上げ等に対応する基金制度の創設も検討していきます。

【施策 No. 53】 緑と花づくりへの支援

庭木の植栽、生垣の新設、ベランダの緑化、プランターの設置、花壇の新設等、様々な 緑化活動に対して支援します。



地元団体との花壇の花植え

(5)市民活動の推進

【施策 No. 54】 緑化活動グループのネットワーク化・支援

市内で活動する市民団体やNPO等の緑化活動グループについて、情報交換や交流の機 会等、グループ間の連携と交流を支援していきます。

【施策 No. 55】 自然保護団体等の連携

野生動植物等の保護・観察・情報提供等を行う自然保護団体の連携に努め、活動を支援していきます。

【施策 No. 56】 都市緑化団体の支援・強化

河川・水路等における桜並木の管理や整備等、緑化の保全や推進に関しての緑化推進団体の設立を目指し、講習会やイベント等による住民啓発活動を行い、設立した際の助成に 関しての検討を進めます。

【施策 No. 57】 美化協定事業やアダプトプログラム等の活動団体の推進

(重点的な取組)

公園内及び周辺の除草並びに清掃や公園施設の異常報告等を行う団体に助成金を交付 する美化協定事業やアダプトプログラムを推進します。また、緑化推進事業などにより、 小学生や自治会などの団体と花植え・花摘みを実施し、市民の緑のまちづくりの参加団体 を増やしていくために、広報やホームページのほかに、自治会への回覧などを行い、普及 啓発活動の推進を行っていきます。





美化協定事業



第5章 地域別の方針

地域別の方針では、市内を粕壁、幸松、武里、内牧、豊春、豊野、南桜井、庄和北、庄和中 央、庄和南10地域に区分し、地域別に緑の方針を整理します。

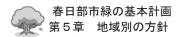
地域の区分は、都市計画マスタープランとの整合を図るため、地域別構想の地域区分としま す。



図 5-1 地域区分図

■ 地域別町丁名

地域名	町丁名
粕壁	粕壁、粕壁 1~4 丁目、中央 1~8 丁目、浜川戸 1~2 丁目、粕壁東 1~6 丁目、 緑町 1~6 丁目、南 1~5 丁目、八木崎町
幸松	八丁目、小渕、不動院野、樋籠、牛島、樋堀、新川
武里	千間1丁目、備後西1~5丁目、備後東1~8丁目、一ノ割、一ノ割1~4丁目、 武里中野、薄谷、大場、大畑、大枝、増田新田、武里団地1~9街区
内牧	梅田、梅田 1~3 丁目、梅田本町 1~2 丁目、内牧、南栄町、栄町 1~3 丁目
豊春	谷原新田、上大増新田、下大増新田、増富、増戸、下蛭田、花積、道口蛭田、上蛭田、 道順川戸、南中曽根、新方袋、西八木崎1~3丁目、谷原1~3丁目、大沼1~7丁目、 豊町1~6丁目
豊野	赤沼、銚子口、藤塚、六軒町、本田町 1~2 丁目、豊野町 1~3 丁目
南桜井	西金野井、大衾、米島、新宿新田
庄和北	西親野井、西宝珠花、塚崎、木崎、上吉妻、下吉妻、小平、芦橋、神間、椚、倉常、 榎、立野
庄和中央	上金崎、金崎、上柳、下柳、永沼
庄和南	水角、赤崎、飯沼、米崎、東中野



5-1 粕壁地域

(1)地域の概要

粕壁地域は、古くは日光街道の宿場町として、また 近年では春日部駅を中心に商業、業務、文化、教育、 行政などの様々な機能が集積し、春日部市の中心的な 市街地を形成しています。春日部駅周辺は中高層の住 宅が点在していますが、その周辺は低層住宅地が広が っています。また、旧日光街道沿いには社寺が多く分 布し、地区の東側には緑豊かな大落古利根川が流れて います。



		面	積		一人あたり
	人口	全体	市街化 区域	緑地率	の公園面積
	46,200人	514 ha	463 ha	15.3 %	2.0 m [*]
. 1		•	•		※元はつつたっ日主

※平成30年3月末

緑地率:「地域内にある緑地の面積(第1章1-6本計画で対象となる「緑地」等の内容P8参照)」/「地域の人口」 ※一人あたりの公園面積:「地域内にある都市公園の面積」/「地域の人口」



橋からの眺め(大落古利根川)



浜川戸砂丘 (八幡公園内)

(2)緑の方針

●河川沿いの水と緑と風の空間の形成

大落古利根川沿いの空間は、緑と調和した安全で快適なまちづくりを進める上で、中 心的となる水と緑と風の空間を形成するとともに、周辺の農地の保全を図り、河川と一 体となった連続した緑の形成を目指します。

また、河川沿いや橋から見た景観がふるさとを認識できるよう、良好な景観形成を図っていきます。

●緑豊かな拠点づくり

春日部市の玄関となる春日部駅周辺において、先導緑化モデル地区として、緑豊かな潤 いのある空間づくりを進めます。

●身近な緑の保全と活用

市街地の農地は貴重な緑地空間であることから、生産緑地制度等を活用し緑の確保に努めます。

●歴史・文化の緑の保全

寺町をはじめ地域内の寺社の緑や天然記念物等に指定されている緑の保全を図ります。

●緑の連絡網の形成

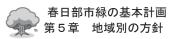
大径木化や老木化等により樹勢が悪化した街路樹は、樹種ごとの特性や市民ニーズに合わせた計画的な更新等を行い、安心で快適な道路環境の提供とともに、公園緑地や公共施設を結びつける緑のネットワークの形成を図ります。

● (新) 中央町第1公園の整備推進

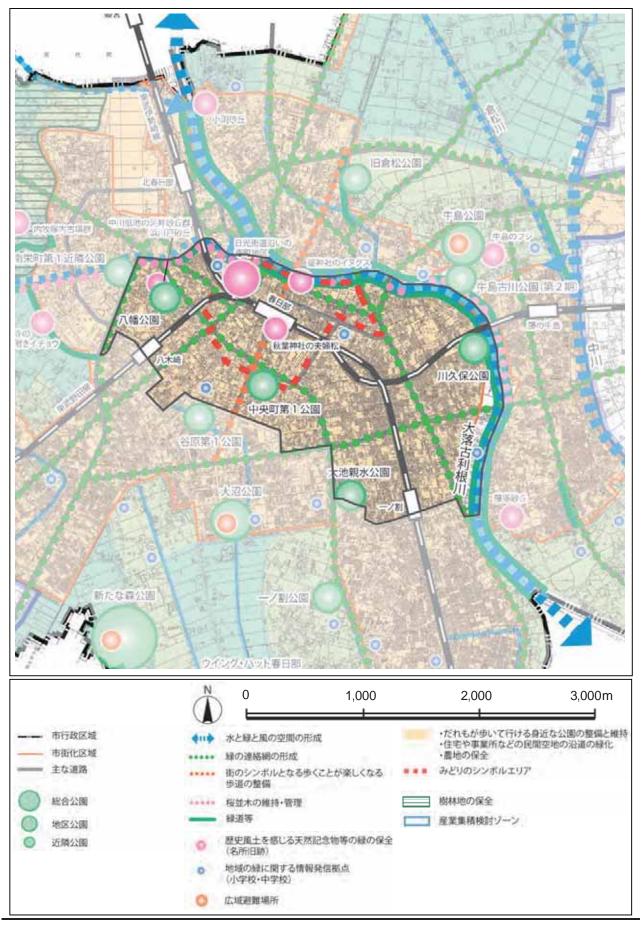
庁舎移転後の市役所敷地は、市立医療センターと一体感を持った空間と防災機能を備え た、新たなまちのシンボル空間を創出するため、(新)中央町第1公園の整備を推進しま す。

●既存公園の再編やリニューアルの推進

地域内の利用者の極めて少ない小規模公園や借地公園は、市民ニーズに対応した再配置 を推進し、公園の質的向上を図ります。また、古くなった遊戯施設も、市民ニーズに対応 した施設の置き換えを行うなど、子どもから高齢者まで楽しめる公園へのリニューアルを 推進します。



粕壁地域の緑の方針図

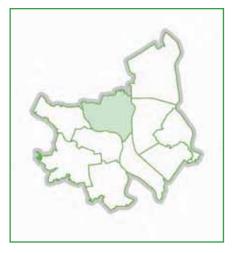


5-2 幸松地域

(1)地域の概要

市中央北部に位置し、大落古利根川・中川・倉松川等 の河川が流れ、地域の約3割が市街化区域となっていま す。市街化区域の大部分が住宅地となっており、牛島公 園や旧倉松公園、倉松公園のほかは小規模な公園が多い 地域となっています。

北側に位置する不動院野地区には広大な田園が広がっ ており、また小渕地区の大落古利根川の左岸には、小渕 河畔砂丘が広がり、小渕山観音院や浄春院等の社寺が分 布し、自然と歴史を有しています。



	面	積		一人あたり
人口	全体	市街化 区域	禄地率	の公園 面積
21,800 人	762 ha	254 ha	53.9 %	5.2 m [*]

※平成30年3月末

緑地率:「地域内にある緑地の面積(第1章1-6本計画で対象となる「緑地」等の内容P8参照)」/「地域の人口」 ※一人あたりの公園面積:「地域内にある都市公園の面積」/「地域の人口」



牛島古川公園(第2期)



旧倉松川の旧河道敷を利用した調整池

(2)緑の方針

●花と緑の豊かな地域の拠点づくり

牛島公園周辺の農地や集落を保全するとともに、大落古利根川沿いの牛島古川公園(第 2期)を、四季を通じて花が咲く広場とし、河川と一体となるような空間形成を図りま す。 ●身近な緑の保全と活用

市街地の農地は貴重な緑地空間であることから、生産緑地制度等を活用し緑の確保に努めます。

●農地の保全

地域の代表的な田園景観を形成している広大な農地は、生産性の高い農地で農業上の 利用を確保すべき土地として指定された土地であるため、維持していきます。また、地 区内に点在し、散居村を彷彿させる屋敷林については、助成制度を検討する等、その保 全に努めます。

●水と緑と風の空間の形成

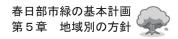
緑と調和した安全で快適なまちづくりを進める上で、中心的となる水と緑と風の空間を 形成するとともに、周辺の農地の保全を図り、河川と一体となった連続した緑の形成を目 指します。

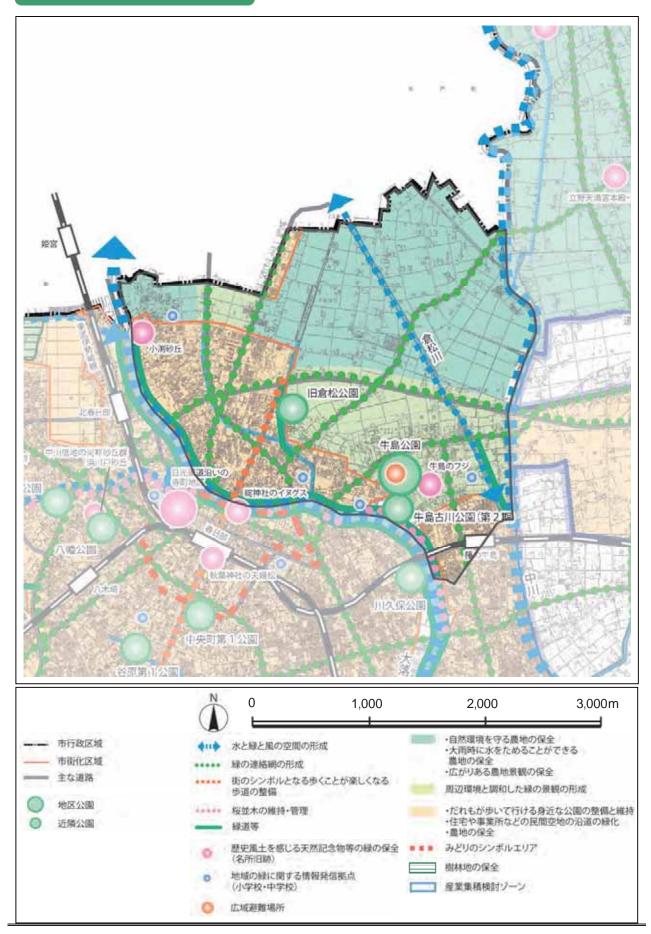
●四季を楽しめる空間の形成

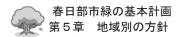
倉松川と中川に挟まれた地区一帯を、先導緑化モデル地区として、四季を楽しめる空間 づくりを進めます。

●既存公園の再編やリニューアルの推進

地域内の利用者の極めて少ない小規模公園や借地公園は、市民ニーズに対応した再配置 を推進し、公園の質的向上を図ります。また、古くなった遊戯施設も、市民ニーズに対応 した施設の置き換えを行うなど、子どもから高齢者まで楽しめる公園へのリニューアルを 推進します。



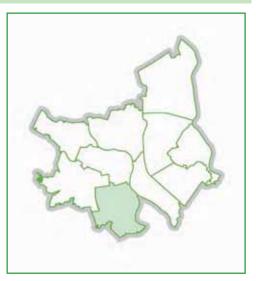




5-3 武里地域

(1)地域の概要

市南部に位置し、武里団地が立地しており、地域 の約6割が市街化区域となっています。市街化区域 は商業地と住宅地が混在し、大枝公園や-ノ割公園 のほかは小規模な公園が多い地域となっています。 西側に位置する増田新田地区には、まとまった田園 が広がっており、また、武里団地内にはケヤキ並木 が続いています。



	面	積		一人あたり
人口	全体	市街化 区域	緑地率	の公園 面積
53,800 人	692 ha	409 ha	30.9 %	1.6 m ²

※平成30年3月末

緑地率:「地域内にある緑地の面積(第1章1-6本計画で対象となる「緑地」等の内容P8参照)」/「地域の人口」 ※一人あたりの公園面積:「地域内にある都市公園の面積」/「地域の人口」



ーノ割公園



大沼公園

(2) 緑の方針

●公園整備の推進

全市的なスポーツ・レクリエーションの拠点である「総合体育施設(ウィング・ハット 春日部)周辺」を、周囲の自然環境と調和させながら、総合運動公園の整備を進めます。

●水と緑と風の空間の形成

緑と調和した安全で快適なまちづくりを進める上で、中心的となる水と緑と風の空間 を形成するとともに、河川と一体となった連続した緑の形成を目指します。 ●防災に配慮した緑地の配置

既存市街地では、郊外に比べ、オープンスペースが少なく、また、家屋倒壊等により避 難しにくくなることも想定されることから、一時的に避難することができるオープンスペ ースや、避難路を確保していきます。

●身近な緑の保全と活用

市街地の農地は貴重な緑地空間であることから、生産緑地制度等を活用し緑の確保に努めます。

●緑の連絡網の形成

大径木化や老木化等により樹勢が悪化した街路樹は、樹種ごとの特性や市民ニーズに 合わせた計画的な更新等を行い、安心で快適な道路環境の提供とともに、公園緑地や公 共施設を結びつける緑のネットワークの形成を図ります。

●歴史・文化の緑の保全

地区内の寺社の緑の保全を図ります。

●田園景観の保全

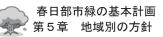
集落地等に残る屋敷林を可能な限り残し、田園景観の保全を図ります。

●既存公園の再編やリニューアルの推進

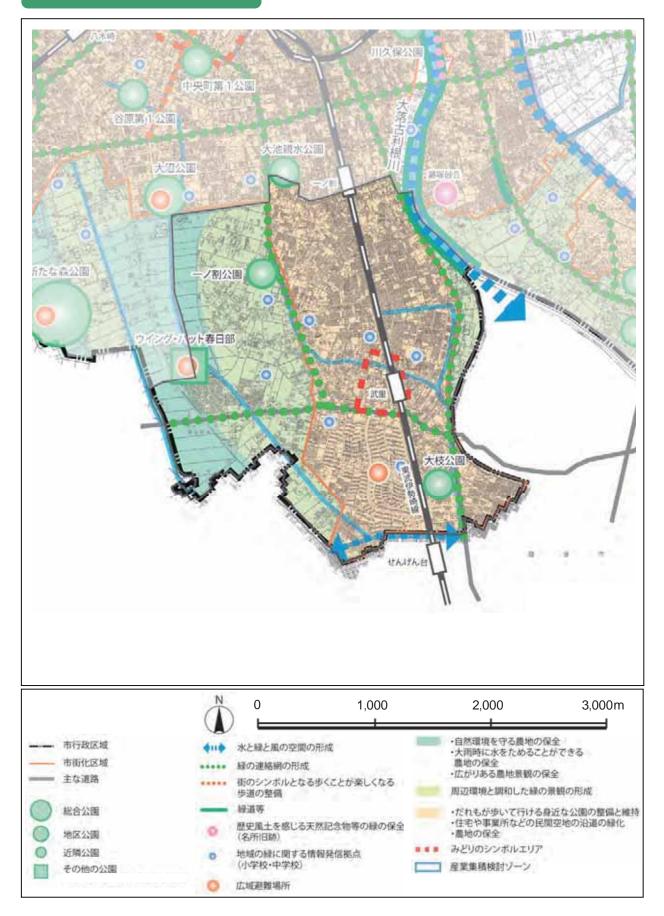
地域内の利用者の極めて少ない小規模公園や借地公園は、市民ニーズに対応した再配 置を推進し、公園の質的向上を図ります。また、古くなった遊戯施設も、市民ニーズに 対応した施設の置き換えを行うなど、子どもから高齢者まで楽しめる公園へのリニュー アルを推進します。

●既成市街地の更新と緑地空間の創出

快適な居住環境の確保・創出のため、先導緑化モデル地区として、街路樹やポケット パーク等による緑地空間の創出や、様々な世代の市民が共存し住み続けられる住宅地の 緑の形成を図ります。



武里地域の緑の方針図

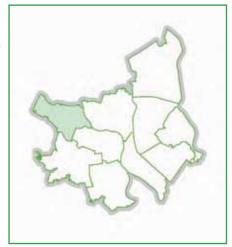


5-4 内牧地域

(1)地域の概要

市北西部に位置し、地域の約4割が市街化区域となっ ています。市街化区域は工業団地と住宅地となっており、 市街化調整区域は台地部が主で、水田・雑木林・果樹園 等、豊富な緑で構成され、緑の豊かな景観を残している 貴重な地域です。

さいたま市(岩槻区)との境には、内牧公園(総合公 園)が整備されており、周辺住民のレクリエーションの 場となっています。また、地域を流れる古隅田川沿いに は桜並木が続いています。



今後、北春日部駅西側の梅田地区においては、計画的 な市街地・住環境整備が行われる予定です。

		面	積		一人あたり
	人口	全体	市街化 区域	緑地率	の公園 面積
-	13,500 人	531 ha	198 ha	24.5 %	15.3 m [*]

※平成30年3月末

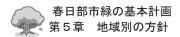
緑地率:「地域内にある緑地の面積(第1章1-6本計画で対象となる「緑地」等の内容P8参照)」/「地域の人口」 ※一人あたりの公園面積:「地域内にある都市公園の面積」/「地域の人口」



内牧公園のアスレチック広場



古隅田川



(2)緑の方針

●樹林地の保全・活用

当地区は、市内で最も多く樹林が残っている地区であることから、地区全体にわたっ て樹林景観を保全していきます。特にケヤキ・コナラ・クヌギ等の広葉樹で構成される 樹林地は、下草刈りや間伐を行い、樹林を明るくし、散策ルート等を整備し、公開利用 を図るなど、保全・活用できるように整備していきます。また、スギ・ヒノキからなる 屋敷林や社寺林等は保存樹林等に指定していきます。

●水と緑と風の空間の形成

緑と調和した安全で快適なまちづくりを進める上で、中心的となる水と緑と風の空間を 形成するとともに、周辺の農地の保全を図り、河川と一体となった連続した緑の形成を目 指します。

●農地の保全・活用

地域の平坦部には水田、台地部には果樹園が多く分布し、これらの農地のほとんどが 生産性の高い農地で農業上の利用を確保すべき土地として指定された土地であるため、 維持していきます。また、内牧公園と連携した観光農園等を支援するとともに、緑豊か な景観を保全していきます。

●北春日部駅周辺地区の緑地の確保

北春日部駅周辺地区では、駅に隣接する立地環境を活かし、市内で働く人々の居住の 受け皿として利便性の高い低層住宅を中心とした住環境を整備します。この住環境の整 備に伴い、誘致距離や人口に応じて住区基幹公園を適正に配置します。また、周辺の豊 かな自然環境を活かした親水空間を創出します。

●緑の連絡網の形成

大径木化や老木化等により樹勢が悪化した街路樹は、樹種ごとの特性や市民ニーズに 合わせた計画的な更新等を行い、安心で快適な道路環境の提供とともに、公園緑地や公 共施設を結びつける緑のネットワークの形成を図ります。

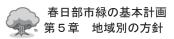
●自然レクリエーションゾーンの形成

地域の西側一帯を、先導緑化モデル地区として、自然レクリエーションゾーンとして 活用を図ります。 ●身近な緑の保全と活用

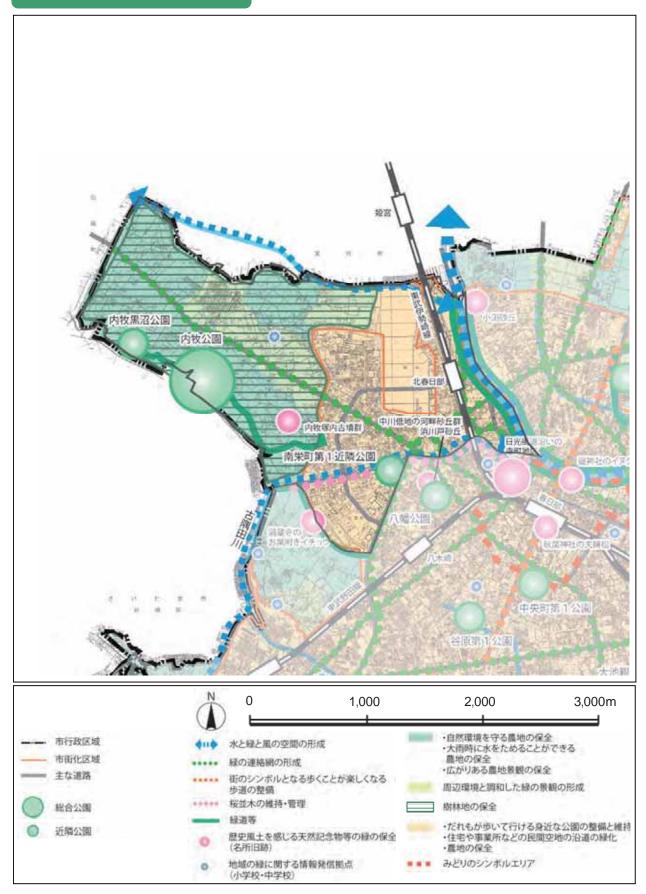
市街地の農地は貴重な緑地空間であることから、生産緑地制度等を活用し緑の確保に努めます。

●既存公園の再編やリニューアルの推進

地域内の利用者の極めて少ない小規模公園や借地公園は、市民ニーズに対応した再配 置を推進し、公園の質的向上を図ります。また、古くなった遊戯施設も、市民ニーズに 対応した施設の置き換えを行うなど、子どもから高齢者まで楽しめる公園へのリニュー アルを推進します。



内牧地域の緑の方針図



5-5 豊春地域

(1)地域の概要

市西部に位置し、地域の約半分が市街化区域となってい ます。市街化区域は商業地と住宅地が混在し、土地区画整 理事業や民間開発により公園が整備され、小規模な公園も 多い地域となっています。地形は台地部と低地部に分かれ、 台地部では樹林地が多く分布しており、低地部には、まと まった田園が広がっています。地域を流れる古隅田川沿川 には、「やじま橋」や「満蔵寺お葉附きイチョウ」などの 文化財が分布し、旧流路や旧堤防は緑道として整備されて います。

Self.

南側には、県営の「(仮称)新たな森公園」(約16ha) が総合公園として整備されています。

	面	積		一人あたり
人口	全体	市街化 区域	緑地率	の公園 面積
42,400 人	789 ha	394 ha	33.5 %	3.9 m [*]

※平成30年3月末

緑地率:「地域内にある緑地の面積(第1章1-6本計画で対象となる「緑地」等の内容P8参照)」/「地域の人口」 ※一人あたりの公園面積:「地域内にある都市公園の面積」/「地域の人口」



古隅田公園の竹林の遊歩道



ウイング・ハット春日部

- (2) 緑の方針
 - ●公園整備の推進

全市的なスポーツ・レクリエーションの拠点である「総合体育施設(ウィング・ハット 春日部)周辺」を、周囲の自然環境と調和させながら、総合運動公園の整備を進めます。 ●樹林地の保全

台地部に残存する屋敷林、社寺林をできる限り保全していきます。

●水と緑と風の空間の形成

緑と調和した安全で快適なまちづくりを進める上で、中心的となる水と緑と風の空間 を形成するとともに、周辺の農地の保全を図り、河川と一体となった連続した緑の形成 を目指します。

●身近な緑の保全と活用

市街地の農地は貴重な緑地空間であることから、生産緑地制度等を活用し緑の確保に 努めます。

●公園整備の推進

埼玉県と連携して、県南東部の「みどりの再生」のシンボルとなる「(仮称)新たな森 公園」の整備を進めます。

●防災に配慮した緑地の配置

既存市街地では、郊外に比べ、オープンスペースが少なく、また、家屋倒壊等により避難しにくくなることも想定されることから、一時的に避難することができるオープンスペースや、避難路を確保していきます。

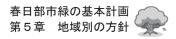
「(仮称)新たな森公園」は、災害時に備えた救援物資の備蓄や集配機能をもつ防災活 動拠点としても整備を行います。

●緑の連絡網の形成

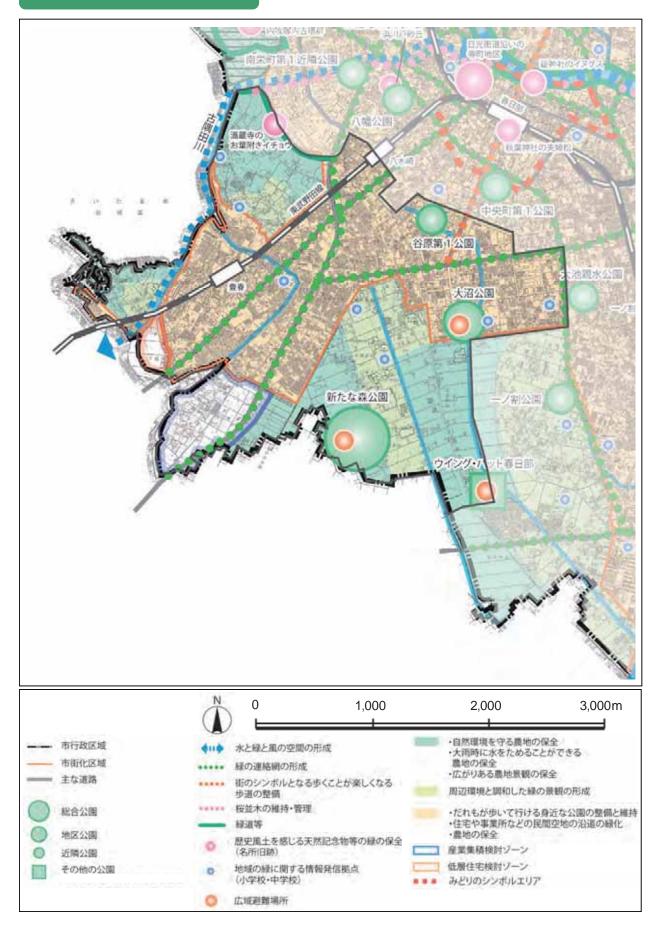
大径木化や老木化等により樹勢が悪化した街路樹は、樹種ごとの特性や市民ニーズに 合わせた計画的な更新等を行い、安心で快適な道路環境の提供とともに、公園緑地や公 共施設を結びつける緑のネットワークの形成を図ります。

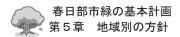
●既存公園の再編やリニューアルの推進

地域内の利用者の極めて少ない小規模公園や借地公園は、市民ニーズに対応した再配 置を推進し、公園の質的向上を図ります。また、古くなった遊戯施設も、市民ニーズに 対応した施設の置き換えを行うなど、子どもから高齢者まで楽しめる公園へのリニュー アルを推進します。



豊春地域の緑の方針図

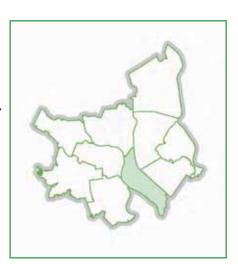




5-6 豊野地域

(1)地域の概要

市東南部に位置し、中川と大落古利根川に挟まれた南 北に細長い地域です。地域の約4割が市街化区域となっ ています。市街化区域は工業団地と住宅地となっており、 土地区画整理事業や民間開発により公園が整備されて います。地域内には、藤塚香取神社を中心に、藤塚河畔 砂丘が広がっており、常楽寺をはじめとする寺社が点在 し、銚子口香取神社や赤沼神社に獅子舞が奉納されるな ど、豊かな自然環境と歴史・文化を有しています。



	面	積		一人あたり
人口	全体	市街化 区域	緑地率	の公園 面積
18,500 人	497 ha	174 ha	44.9 %	6.5 m [*]

※平成30年3月末

緑地率:「地域内にある緑地の面積(第1章1-6本計画で対象となる「緑地」等の内容P8参照)」/「地域の人口」 ※一人あたりの公園面積:「地域内にある都市公園の面積」/「地域の人口」



古利根きらめき通り



薬師沼親水公園

(2)緑の方針

●水と緑と風の空間の形成

緑と調和した安全で快適なまちづくりを進める上で、中心的となる水と緑と風の空間 を形成するとともに、周辺の農地の保全を図り、河川と一体となった連続した緑の形成 を目指します。 ●歩行者・自転車ネットワークの形成

大落古利根川や中川等では、ジョギングやサイクリング等もできる桜並木のある遊歩 道として活用します。

●樹林地の保全

集落地等に残る屋敷林や社寺林をできる限り残し、良好な景観を保全していきます。

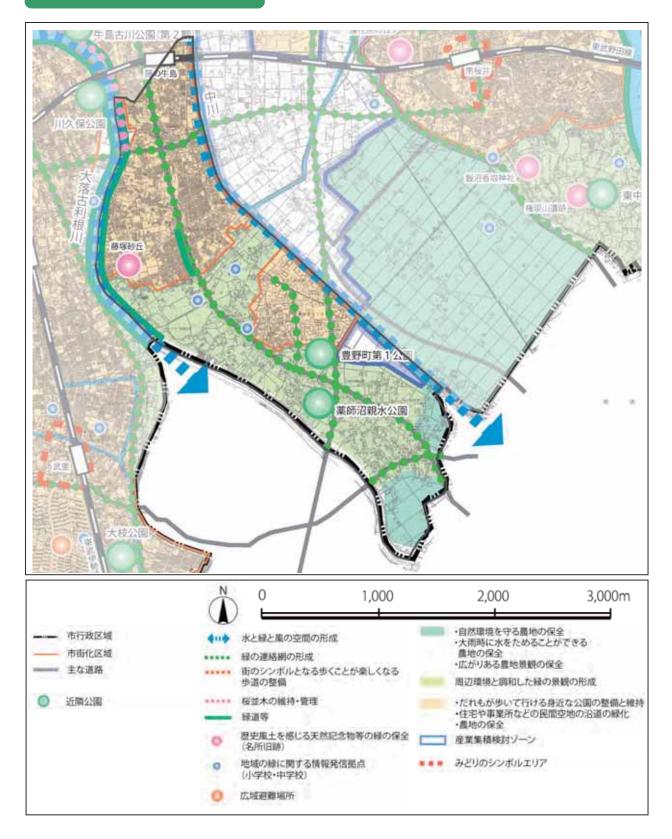
●身近な緑の保全と活用

市街地の農地は貴重な緑地空間であることから、生産緑地制度等を活用し緑の確保に努めます。

●既存公園の再編やリニューアルの推進

地域内の利用者の極めて少ない小規模公園や借地公園は、市民ニーズに対応した再配 置を推進し、公園の質的向上を図ります。また、古くなった遊戯施設も、市民ニーズに 対応した施設の置き換えを行うなど、子どもから高齢者まで楽しめる公園へのリニュー アルを推進します。

豊野地域の緑の方針図





5-7 南桜井地域

(1)地域の概要

市東部に位置し、地域の約7割が市街化区域となっ ています。市街化区域は南桜井駅周辺の商業地と、そ れを囲む住宅地となっており、民間開発による公園が 多く整備されています。地域の大部分が高台に位置し、 東側は雄大な江戸川河川敷や金野井用水の水空間を 有しています。また、現在、地域の北側で土地区画整 理事業が進められています。



	面	積		一人あたり
人口	全体	市街化 区域	緑地率	の公園 面積
24,200 人	459 ha	329 ha	32.7 %	1.0 m [*]

※平成30年3月末

緑地率:「地域内にある緑地の面積(第1章1-6本計画で対象となる「緑地」等の内容P8参照)」/「地域の人口」 ※一人あたりの公園面積:「地域内にある都市公園の面積」/「地域の人口」



金野井用水路



江戸川沿いのサイクリングロード

(2)緑の方針

●台地部縁辺部の緑

台地縁辺部に残存する平地林、社寺林等をできる限り保全していきます。

●江戸川沿いの緑の形成

江戸川沿いのサイクリングロードを維持し、河川敷の良好な自然環境を保全していくと ともに、連続した水と緑の空間形成を図っていきます。 ●緑豊かな拠点づくり

庄和地域の中心部である南桜井駅周辺において、先導緑化モデル地区として、緑豊かな 潤いのある空間づくりを進めます。

●身近な緑の保全と活用

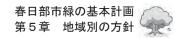
市街地の農地は貴重な緑地空間であることから、生産緑地制度等を活用し緑の確保に努めます。

●緑の連絡網の形成

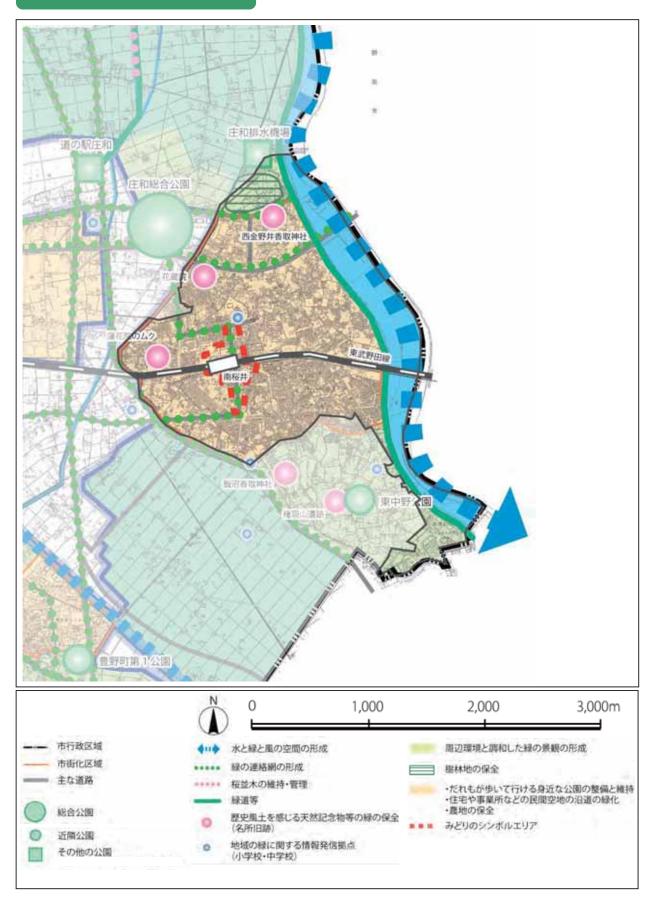
大径木化や老木化等により樹勢が悪化した街路樹は、樹種ごとの特性や市民ニーズに 合わせた計画的な更新等を行い、安心で快適な道路環境の提供とともに、公園緑地や公 共施設を結びつける緑のネットワークの形成を図ります。

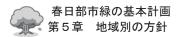
●既存公園の再編やリニューアルの推進

地域内の利用者の極めて少ない小規模公園や借地公園は、市民ニーズに対応した再配 置を推進し、公園の質的向上を図ります。また、古くなった遊戯施設も、市民ニーズに 対応した施設の置き換えを行うなど、子どもから高齢者まで楽しめる公園へのリニュー アルを推進します。



南桜井地域の緑の方針図

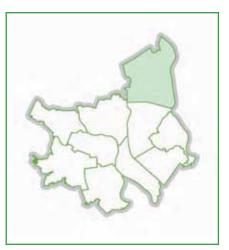




5-8 庄和北地域

(1)地域の概要

市北東部に位置し、市域の全てが市街化調整区域となっています。良好な田園地帯であり、田園の中に屋敷林 を有する住宅が点在する特徴的な景観を有しています。 北東部江戸川沿いの西宝珠花地区は、古くからの舟運の 要衝として栄え、町屋や蔵など歴史的な建造物、神明貝 塚の遺跡などの文化遺産が残っています。



	面	積		一人あたり
人口	全体	市街化 区域	緑地率	の公園 面積
3,860 人	1,142 ha	0 ha	77.3 %	5.4 m [*]

※平成30年3月末

緑地率:「地域内にある緑地の面積(第1章1-6本計画で対象となる「緑地」等の内容P8参照)」/「地域の人口」 ※一人あたりの公園面積:「地域内にある都市公園の面積」/「地域の人口」





江戸川からの眺め

(2) 緑の方針

●桜並木の維持保全

地区の中心を南北に流れる準用河川沿いの桜並木の維持保全を図ります。

●江戸川沿いの緑の形成

江戸川沿いのサイクリングロードを維持し、河川敷の緑を保全する等、連続した水と緑 の環境を保全していきます。 ●緑道等の整備・活用

河川水路沿いと道路の空間を快適に散策できる緑道等の整備を検討、水辺の空間として 活用します。

●農地と屋敷林の保全

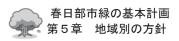
本市の代表的な田園景観を形成している農用地区域については維持していきます。ま た、地区内に点在し、散居村を彷彿させる屋敷林については、助成制度を検討する等、 その保全に努めます。

●緑の連絡網の形成

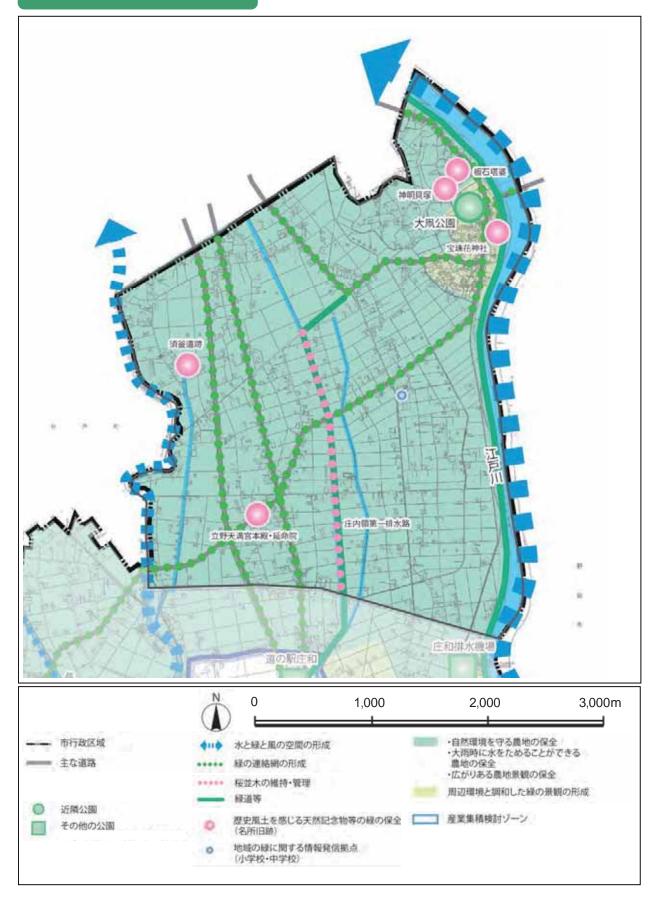
大径木化や老木化等により樹勢が悪化した街路樹は、樹種ごとの特性や市民ニーズに 合わせた計画的な更新等を行い、安心で快適な道路環境の提供とともに、公園緑地や公 共施設を結びつける緑のネットワークの形成を図ります。

●住宅地の緑化

植木や生垣等により、住宅地の緑化を図ります。



庄和北地域の緑の方針図



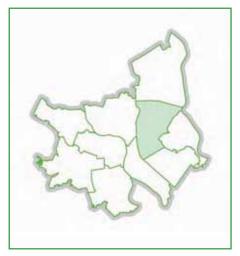


5-9 庄和中央地域

(1)地域の概要

市東部に位置し、地域の全てが市街化調整区域となってい ます。地域の大部分は田園地帯ですが、庄和総合支所や庄和 総合公園等の公共施設をはじめ、「道の駅庄和」「庄和排水機 場(龍Q館)」等特色ある施設が立地しています。地域の中 心部で国道4号バイパスと国道16号が交差しており、東埼 玉道路のインターチェンジが計画されています。

国道4号バイパス沿道については、産業・流通系土地利用 等の新たな産業集積を図るため、今後の土地利用を検討する エリアとなっています。



	面	積		一人あたり
人口	全体	市街化 区域	緑地率	の公園 面積
3,600 人	698 ha	0 ha	57.3 %	43.4 m ²

※平成30年3月末

緑地率:「地域内にある緑地の面積(第1章1-6本計画で対象となる「緑地」等の内容P8参照)」/「地域の人口」 ※一人あたりの公園面積:「地域内にある都市公園の面積」/「地域の人口」





用悪水路沿いの桜並木

(2) 緑の方針

●産業集積検討エリアにおける緑地の確保

庄和 I C周辺地区の産業集積検討エリアで開発が行われた場合は、規模に応じて適正 な緑化を推進するとともに、貴重な屋敷林をできる限り保全します。

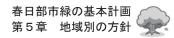
●緑道等の整備・活用

河川水路沿いと道路の空間を快適に散策できる緑道等の整備を検討、水辺の空間として 活用します。 ●公共空間の整備・活用

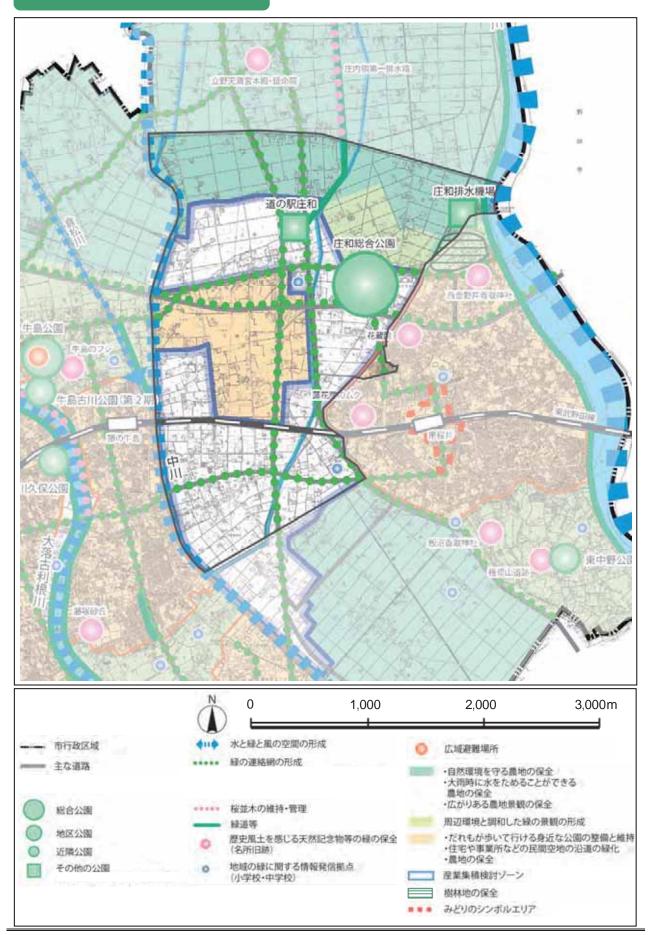
庄和排水機場周辺を、地域の新たな文化と人々の交流の場となるよう、「水辺の森」として活用します。

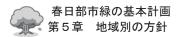
●緑の連絡網の形成

大径木化や老木化等により樹勢が悪化した街路樹は、樹種ごとの特性や市民ニーズに 合わせた計画的な更新等を行い、安心で快適な道路環境の提供とともに、公園緑地や公 共施設を結びつける緑のネットワークの形成を図ります。



庄和中央地域の緑の方針図

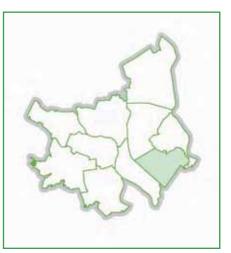




5-10 庄和南地域

(1)地域の概要

市南東部に位置し、地域の全てが市街化調整区域と なっています。地形は台地部と低地部に分かれ、低地 部には、良好な田園が広がっています。台地部には、 旧来の農家住宅や小規模な宅地開発による住宅が散在 しています。また、現在、東埼玉道路の整備が進めら れています。



	面	積		一人あたり
人口	全体	市街化 区域	緑地率	の公園 面積
4,750人	509 ha	0 ha	67.5 %	4.0 m [*]

※平成30年3月末

緑地率:「地域内にある緑地の面積(第1章1-6本計画で対象となる「緑地」等の内容P8参照)」/「地域の人口」 ※一人あたりの公園面積:「地域内にある都市公園の面積」/「地域の人口」



東中野ふれあい公園



五ケ門樋

(2) 緑の方針

●台地部縁辺部の緑

台地縁辺部に残存する平地林、社寺林等をできる限り保全してききます。

●緑道等の整備・活用

河川水路沿いと道路の空間を快適に散策できる緑道等の整備を検討し、水辺の空間として活用します。

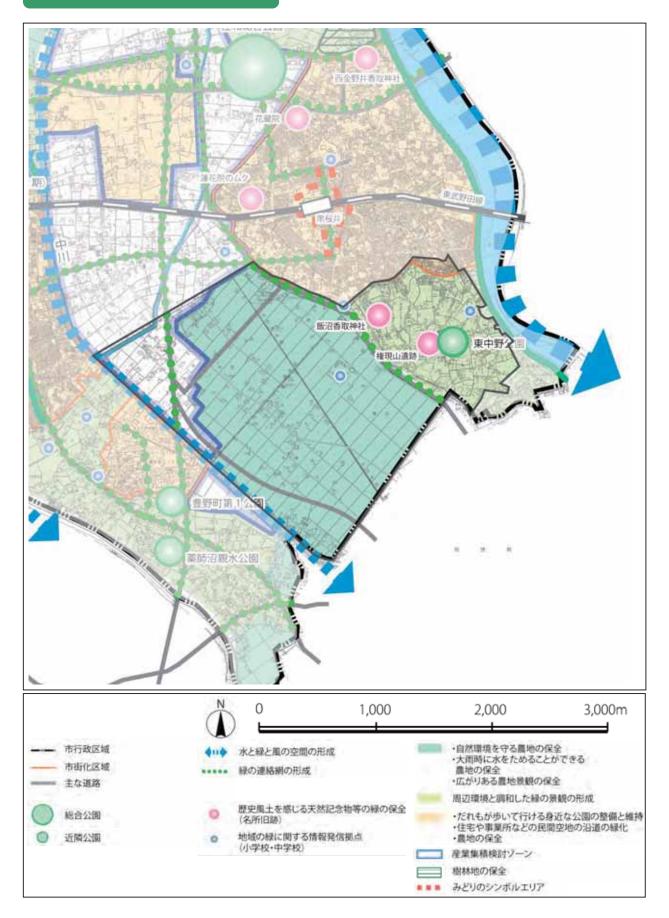
●農地と屋敷林の保全

本市の代表的な田園景観を形成している農用地区域については維持してきます。また、 地区内に点在し、散居村を彷彿とさせる屋敷林については、助成制度を検討する等、そ の保全に努めます。

●緑の連絡網の形成

東埼玉道路の整備推進とともに、大径木化や老木化等により樹勢が悪化した街路樹は、 樹種ごとの特性や市民ニーズに合わせた計画的な更新等を行い、安心で快適な道路環境 を提供し、公園緑地や公共施設を結びつける緑のネットワークの形成を図ります。

庄和南地域の緑の方針図





第6章 先導緑化モデル地区

先導緑化モデル地区は、「駅前等の都市の顔となる」、「緑に関する住民意識が高い等で住民 や事業者とともに自然とのふれあいの場を提供する」、「現況で十分な緑化が図られていないた め、積極的に緑を増やしていく必要がある」といった考えのもと、「緑の将来像」を目に見え る形でモデル地区として指定するものです。つまり、これからの緑のまちづくりの先導的なモ デルとして、緑化推進や緑地の保全などの取り組みを重点的に行い、その動きを周辺地域に広 げていく役割を持った地区となります。

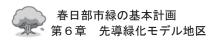
本市では、以下にあげる6箇所を先導緑化モデル地区として設定し、本市が目指す緑の将来 像の実現を住民・事業者・行政が協力して取組んでいくものとします。

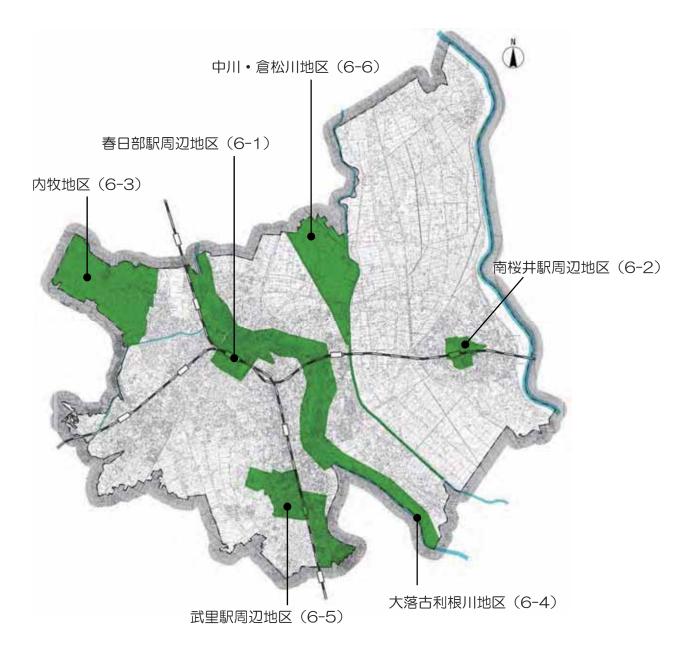
先導緑化モデル地区	指定の要件等
春日部駅周辺地区	 ・駅前等本市のシンボルや拠点となる地区 ・本市の緑の特性を代表する地区 ・積極的に緑を増やしていく必要性が高い地区
南桜井駅周辺地区	・駅前等本市のシンボルや拠点となる地区・積極的に緑を増やしていく必要性が高い地区
内牧地区	 本市の緑の特性を代表する地区 住民や事業者とともに自然とのふれあいの場を提供する地区
大落古利根川地区	・本市の緑の特性を代表する地区
武里駅周辺地区	・駅前等本市のシンボルや拠点となる地区・積極的に緑を増やしていく必要性が高い地区
中川・倉松川地区	・住民や事業者とともに自然とのふれあいの場を提供する地区

また、先導緑化モデル地区においては、アンケート調査結果から得られた「力を入れてほしい緑」についても取り組んでいきます。

(第2章 2-2 緑に関する市民の意向 P44 参照)

緑を守り・増やしていくための重要度"大"	対象先導緑化モデル地区
河川などにおける環境保全や遊歩道整備	春日部駅周辺地区、大落古利根川地区、 武里駅周辺地区、中川・倉松川地区
市全体の緑や自然環境などの豊かさ	内牧地区、大落古利根川地区、 中川・倉松川地区
子どもが遊んだり体験できる緑	内牧地区、中川・倉松川地区







6-1 春日部駅周辺地区

春日部駅周辺は、様々な都市機能が集積した春日部市の中心拠点として、市民が集い、楽しみ、交流する、魅力ある都市の実現、としての役割を担っております。また、北側の大落古利 根川の自然環境は、市街地内を通る貴重な水と緑の資源であり、市民の憩いの場の形成を図る など、安全で快適に過ごせるよう、まちづくりを進めなければなりません。

そこで、『春日部市の玄関口として、 訪れる人々を緑と花で迎える』といった方向性(テーマ)のもと緑のまちづくりのための取り組みを行っていくものです。

口緑のまちづくりの方針

①駅前広場、駅前通り線等の恵まれた空間を緑豊かなうるおいのある空間として整備します。 ②旧日光街道の名残である緑地を守ります。

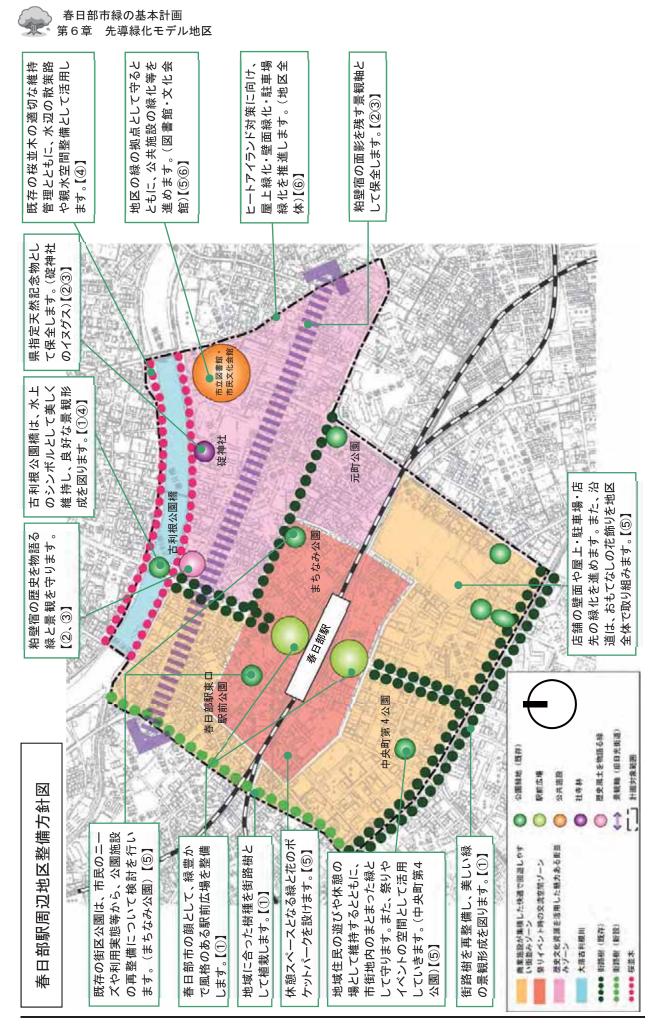
③旧日光街道粕壁宿の趣を残す緑や花で彩られた景観を形成します。

④大落古利根川に架かる古利根公園橋の景観を維持するとともに、親水空間として活用しま す。

⑤賑わい空間を演出する緑や花の緑化を進めます。

⑥地球温暖化対策を市民、事業者、行政が連携して推進します。





6-2 南桜井駅周辺地区

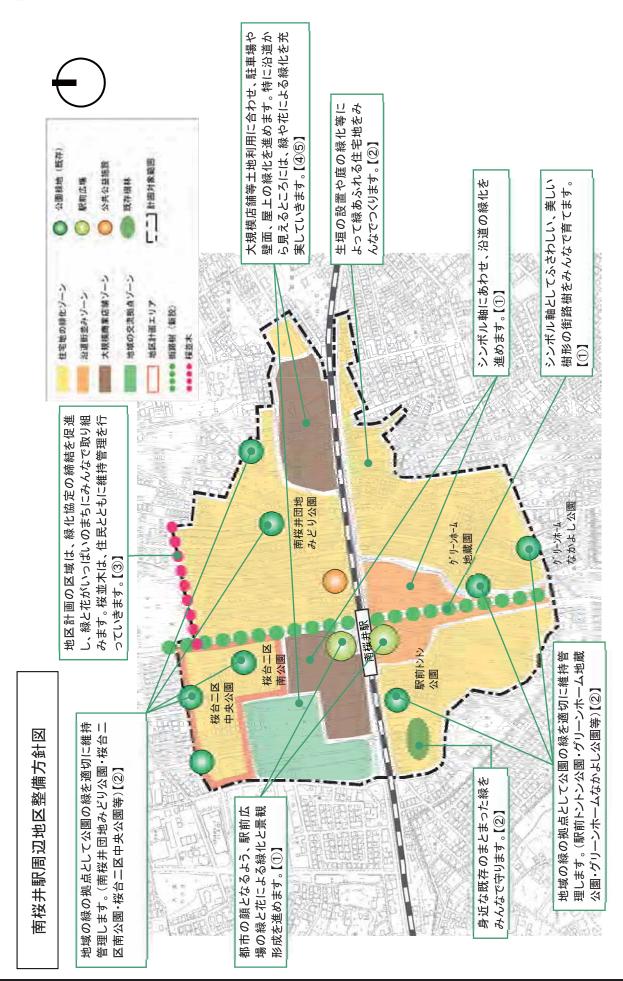
南桜井駅周辺地区は、都市機能や生活サービス機能が集約した副次拠点、としての役割を 担っております。商業系市街地とその周辺にある閑静な住宅地とが調和した落ち着きとにぎ わいが形成されるよう、まちづくりを進めなければなりません。

そこで、『地域の中核として、住宅や店舗とも緑で豊かにする』といった方向性(テーマ)のもと緑のまちづくりのための取り組みを行っていくものです。

口緑のまちづくりの方針

①庄和地域の玄関口として、緑豊かな地区とします。
②低層住宅の緑化を積極的に進め、緑豊かなまちなみを形成します。
③地区計画の区域内では緑化協定の締結を促進し、緑のまちづくりを進めます。
④大規模店舗は、壁面や駐車場等の緑化を進めます。
⑤遊休地は、地域の交流施設や地域の環境保全の拠点として整備します。





) 春日部市緑の基本計画 第6章 先導緑化モデル地区

6-3 内牧地区

内牧地区は、農地、樹林地、田園等の豊かな自然環境を有し、内牧公園や高野の森など緑豊 かな公園、塚内古墳群などの歴史豊かな資源にも恵まれております。また、内牧の特徴である 果樹園は、農家さんの協力を得て、観光農園として活用していく、といった取り組みも行われ ていきます。

そこで、『緑・実り・観光・レジャー・歴史などをネットワークでつなぐ』といった方向性 (テーマ)のもと緑のまちづくりのための取り組みを行っていくものです。

口緑のまちづくりの方針

①貴重な自然林を活かした内牧公園を中心に、緑豊かな地区とします。

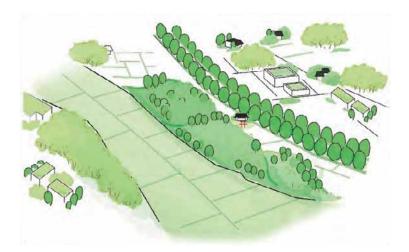
②屋敷林や社寺林等の既存林を保全します。

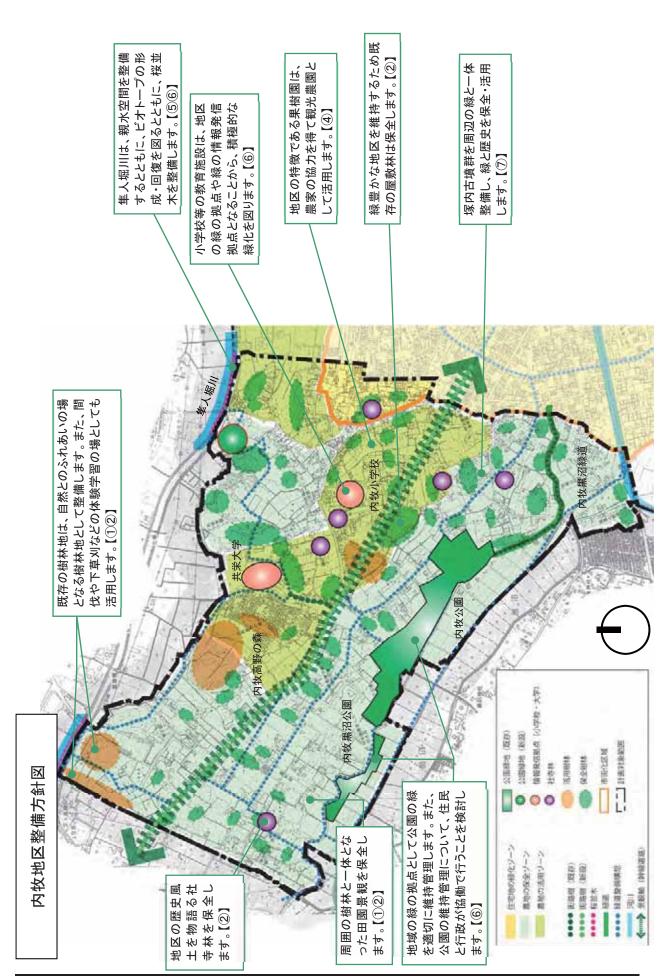
③広葉樹(ケヤキ・コナラ・クヌギ等)で構成する樹林地は、住民に開放して活用します。
 ④地区の特性である果樹園等の農地は、自然・農業と親しめるレクリエーションの空間として活用します。

⑤緑道整備計画に基づき緑化を進めるとともに散策ルートを整備します。

⑥内牧公園等の緑の拠点や黒沼耕地及び果樹園等の農地、隼人堀川等、一体的となるよう空間形成を図り、自然とふれあえるレクリエーション資源として保全・活用します。

 ⑦歴史や風土によって培われた文化遺産を周辺の緑と一体整備し、緑と歴史豊かな資源を保 全・活用します。





6-4 大落古利根川地区

大落古利根川地区は、春日部市の南北を流れる、骨格となる緑地環境や水環境であり、春日 部駅付近では、古利根公園橋や親水護岸などで開催されている各種イベント、一方で、両岸 に整備された遊歩道を利用すると、小渕や藤塚地区の河畔砂丘、また、河川沿いの農地や集 落、神社や文化財等を散策することができます。

そこで、本市における「水と緑」の象徴である大落古利根川を、「緑」「水」「レクリエーション」「歴史」などで、『端から端まで満喫できる、訪れる人々に「きらめき」を提供する』 といった方向性(テーマ)のもと緑のまちづくりのための取り組みを行っていくものです。

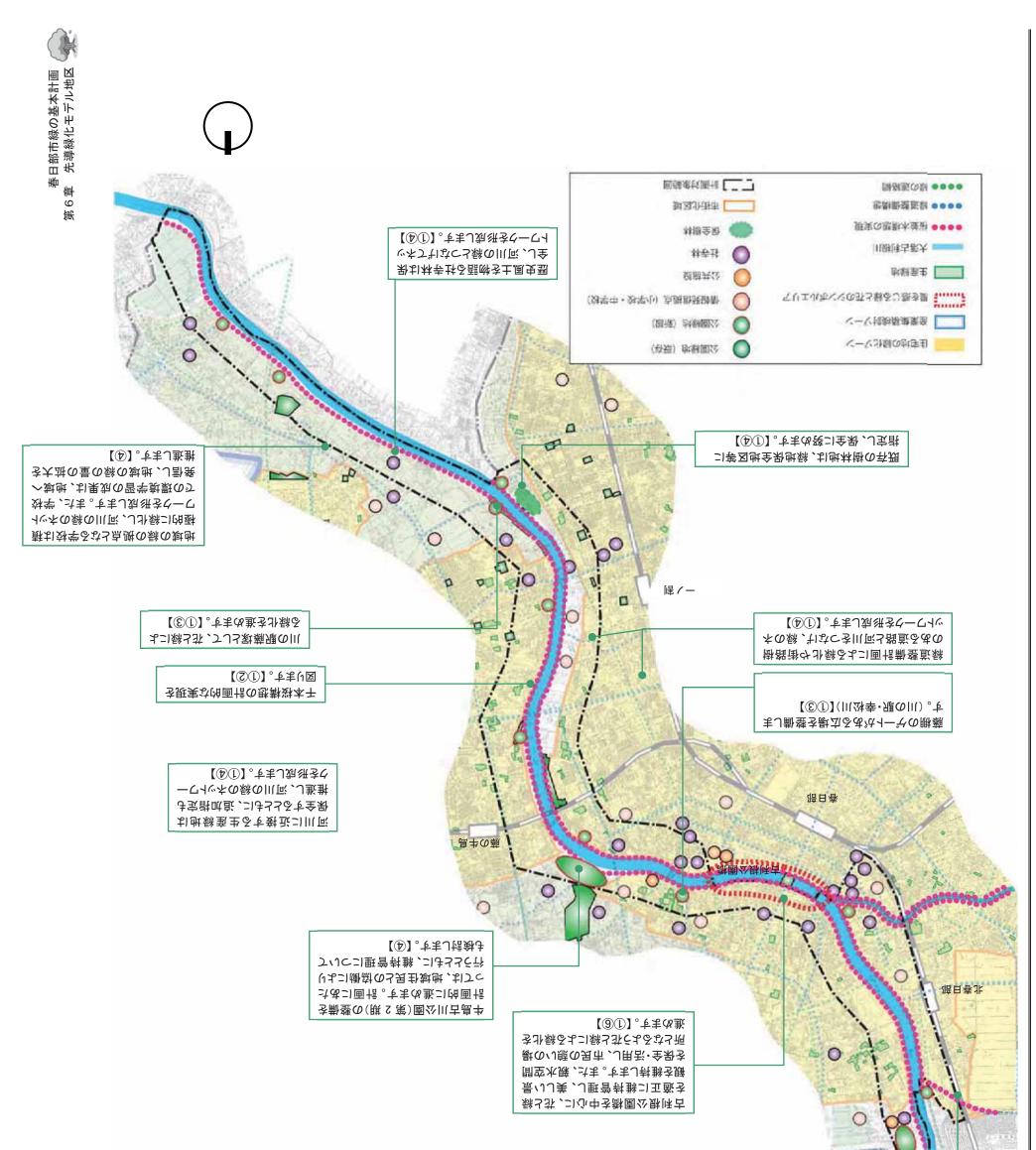
口緑のまちづくりの方針

①市を代表する河川であり、水と緑と風を感じる空間を形成します。

- ②千本桜構想を推進するとともに、桜並木の適正な維持管理を図ります。
- ③大落古利根川沿いに拠点施設や散策路を整備し、親水空間を市民の散策やジョギング、サ イクリング等のレクリエーションの場として活用します。
- ④大落古利根川に近接する農地や社寺林等の緑地はできるだけ保全し、緑の連続性を確保す るとともに、公共施設では積極的な緑化を図り、河川と一体となった緑のネットワークを 形成します。
- ⑤大落古利根川に合流する古隅田川においても、水辺とふれ合うことができるよう、親水空 間を整備します。

⑥古利根公園橋をはじめ、大落古利根川に架かる橋や河川沿いからの良好な景観を保全します。







6-5 武里駅周辺地区

武里地区は、都市計画マスタープランでは、武里駅周辺は、副次拠点として既存ストックを 活用しリニューアルを行い、既成市街地の更新を図るものとしております。

しかし、一人当たり公園面積が少ないといった状況です。今後、都市計画マスタープランで は、高齢者や子どもが安心して暮らせる人にやさしいまちづくりや、生垣や四季折々の花な ど緑が豊かで閑静な住環境の形成を図る、などを掲げているところです。そこで、地域の中 核として、「武里」の由来でもある『「武蔵野の里」らしく、住宅や店舗、公共施設、河川な ど水と緑でつなぐ』といった方向性(テーマ)のもと緑のまちづくりのための取り組みを行 っていくものです。

口緑のまちづくりの方針

①地区の水と緑の軸となる会之堀川沿い及び新方川は、四季の移り変わりを感じながら散策 できる遊歩道を整備します。

②武里中学校・武里小学校・備後小学校・正善小学校は、学校緑化やビオトープ整備等を進め、児童・生徒の環境学習の場として充実を図るとともに、各学校の緑を充実することによるネットワークを形成します。

③武里駅周辺では、街路樹、ポケットパークなどによる緑地空間の創出や、住宅地における 緑地の確保・創出を市民との協働により推進します。

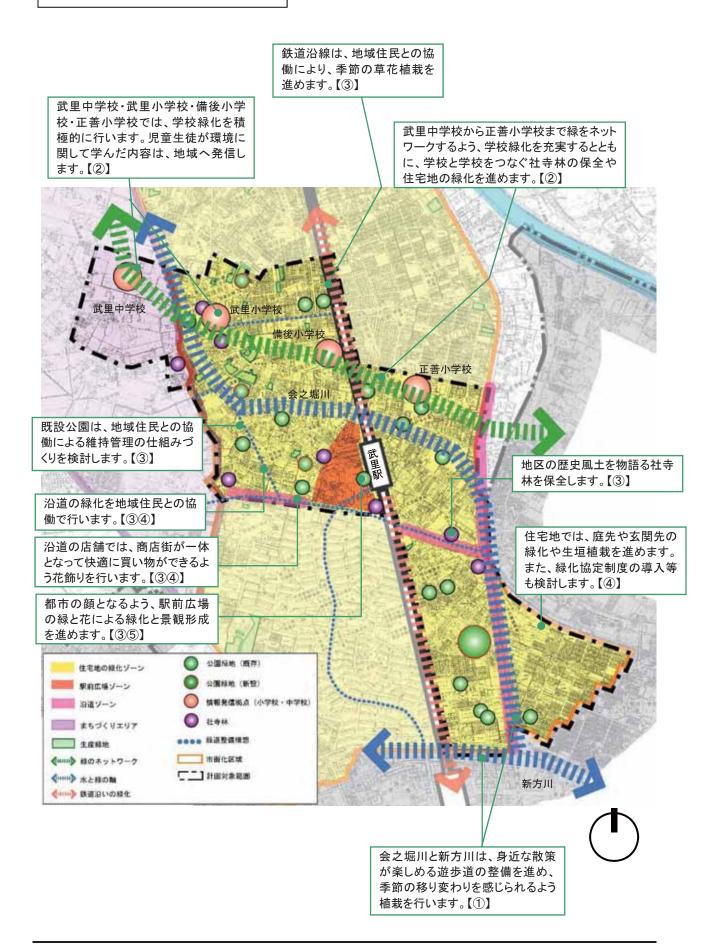
④住宅地内は、庭先や玄関先等の緑化や生垣植栽等を進め、地域の緑の量を増やします。

⑤武里駅前は、緑と花で飾り緑のまちとしての印象を高めます。

⑥田園集落地では、周囲の田園と調和するような植栽を維持します。



武里駅周辺地区整備方針図



6-6 中川·倉松川地区

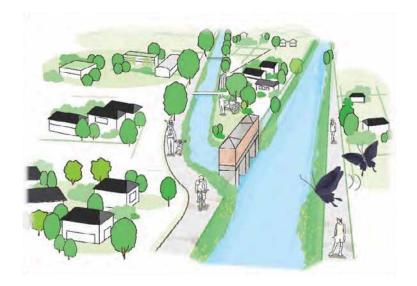
中川・倉松川地区は、地域を特徴づけている農地や集落、河川に挟まれるなどの自然環境を 有しております。また、水辺環境を活かした環境学習の場として、先導的な取り組みも行われ ております。

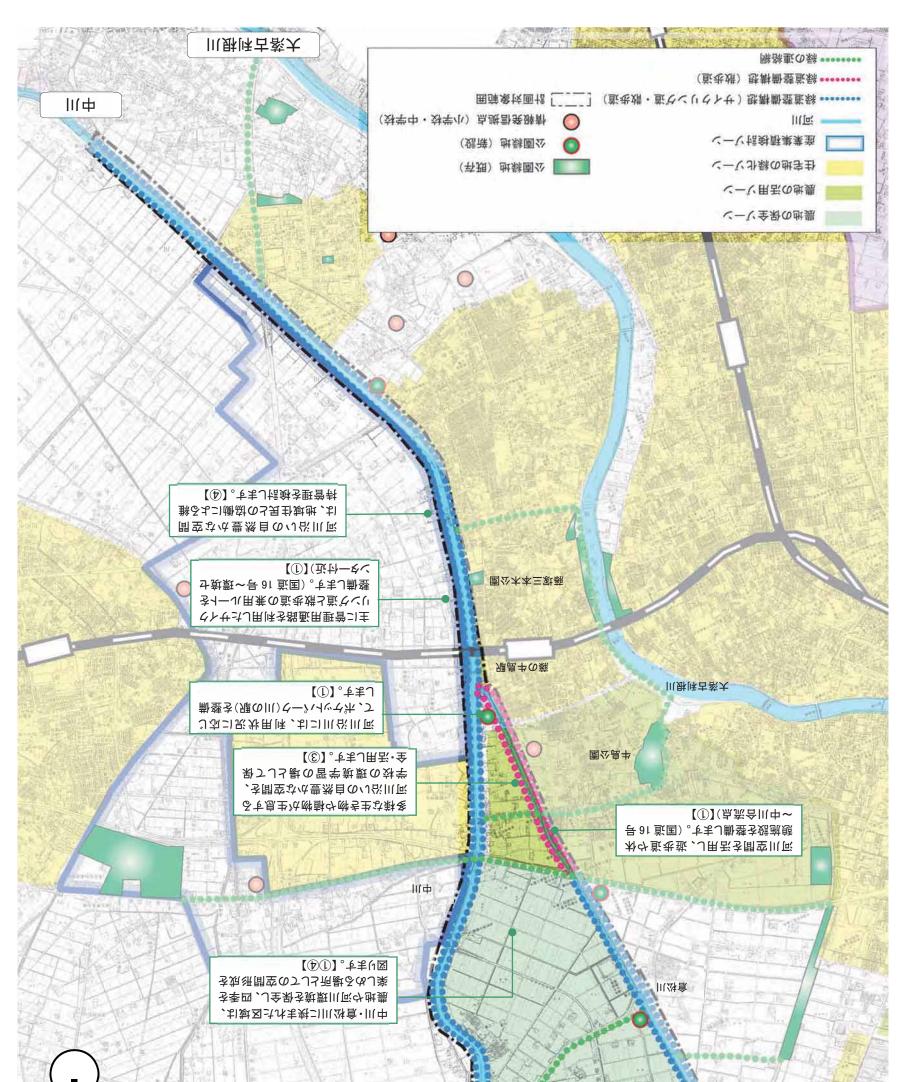
そこで、『「水と緑」に囲まれ、「生き物」「学習」「レクリエーション」に適した環境を保全・ 活用』といった方向性(テーマ)のもと緑のまちづくりのための取り組みを行っていくもので す。

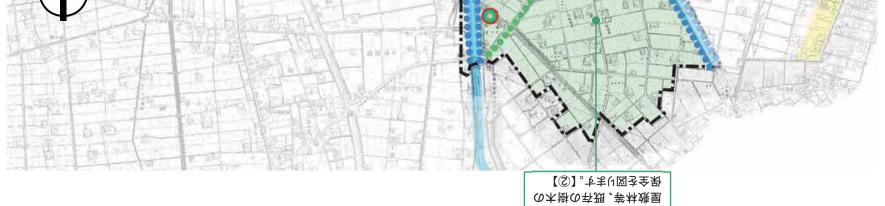
口緑のまちづくりの方針

 ①中川・倉松川の自然豊かな水辺環境を保全しながら、市民の散策やサイクリング等のレク リエーションの場として活用するための施設整備を進めます。
 ②豊かな田園景観を形成する屋敷林等の既存樹木を保全します。
 ③多様な生き物や植物が生息する河川沿いの自然豊かな空間を、児童・生徒の環境学習の場 として保全し活用します。
 ④地域住民との協働による維持管理を検討するとともに、アダプトプログラムの推進を図り











第7章 実現化の方針

7-1 実現化に向けた推進体制の確立

(1) PDCAサイクルの実施

本計画で示す緑の保全・整備や緑化施策を推進するためには、

「Plan(計画)」:実現のための施策の方針

「Do (実行)」:事業計画の策定、実行

「Check(評価)」:事業評価、緑の現況評価、取り組みのフォローアップ

「Action(改善)」:評価を踏まえた計画の見直し、新たな事業計画の立案

という PDCA サイクルを基本とし、各段階において、市民の参加により施策の推進を図 ります。

また、緑に関係する施策を円滑に進めるためには、これまで以上に、担当する部署との +分な連携を図っていく必要があります。そのため、都市計画や公園緑地だけでなく、農 政・環境・道路・河川・学校・文化財等の庁内関係部署や他の関係機関と総合的に計画を 推進・管理する体制づくりに努めます。

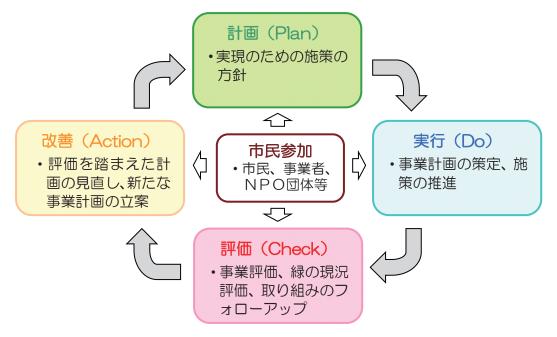


図 7-1 PDCAのサイクル

(2)「緑の基本計画」の見直し

「総合振興計画」や「都市計画マスタープラン」の改定等にともない、関連部課との調整 が必要になるため、10年を目安(必要に応じて5年)に定期的に「緑の基本計画」を見直 していきます。 (3)緑の審議会

緑の保全や緑化の推進に関して必要な事項について調査及び審議するため、2018年(平 成 30 年)より、「緑の審議会」を設置し、緑の保全や緑化の推進に関する事項について、 調査・審議していきます。

(4) 市民の参加による計画の仕組みづくり

本市の目指す緑の将来像を実現するためには、市民・事業者・NPO団体等の各団体の参加を促し、行政・緑の審議会との協働による緑のまちづくりを実現していくために、緑の保 全・緑化の推進の仕組みづくりを進めます。

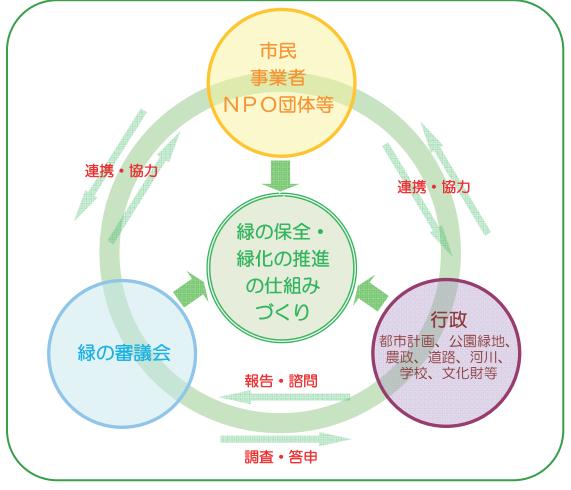


図 7-2 計画の推進体制

7-2 市民·事業者·行政の役割

緑の基本計画の実現に向け、市民(市民活動団体・NPO等)、事業者、行政の各主体は、 それぞれの役割を理解し、緑の将来像の実現に向けて、積極的に「緑をまもり、つくり、つな げ、はぐくむこと」に取り組んでいくことが必要です。

(1)市民(市民活動団体・NPO等)に期待される役割

緑豊かなまちづくりを進めていくためには、本市の大半を占める民地空間の緑の保全やさらなる緑化が必要になります。そのためには、住んでいる地区の緑化活動等に積極的に参加したり緑に関する講習会へ参加する等、緑づくり活動への積極的な参加や緑の大切さへの理解を深めることが必要であり、何より、市民一人ひとりが自宅の庭やベランダ等の身近な緑を育むことが大切です。

市民は自らが所有している土地等が、まちの大部分を占めていることを理解し、庭先や門 等、公共空間から見ることが出来る部分の緑化に努め、市の施策と協働し、緑化を推進して いくことが求められます。また、地域の緑も自分達の緑と捉え、維持管理等へ積極的に参加 する等、市と協働することにより、緑化の保全に努めることが求められます。

(2) 事業者に期待される役割

大規模工場だけでなく中小規模の工場や事業所等においても、環境保全に対する社会的責任を認識し、周辺環境に配慮した敷地内や周辺の緑化に積極的に取り組むことともに、建築物についてもデザインの配慮が求められます。

また、地域貢献活動の一環として、地域と連携した緑化活動の開催や参加、市民への支援 等、地域市民との協働による緑のまちづくりに関わっていくことが求められます。

大規模工場等については、敷地内緑地の地域への開放等、地域に開かれた工場等として地域との連携を図っていくことが期待されます。

(3) 行政に期待される役割

市民(市民活動団体・NPO等)・事業者から、緑の保全、緑化活動への理解と協力が得 られるよう、普及・啓発活動を進めるとともに、各主体の主体的な緑の保全、創出活動に対 して、助成を行う等の積極的な支援を行います。

河川・道路・公園等の公共施設の整備にあたっては、地域の自然環境、市街地環境に調和 し、利用者のニーズに応じた整備と緑化を進めます。

(4)緑の審議会

緑の基本計画の改定、保存樹木等の指定や解除等、緑の保全と緑化の推進に関する事項、 及び都市緑地法に基づく制度に関する事項について調査審議するとともに、緑の保全・整備 や緑化施策の進行管理において、専門的見地から施策の検証や実績の評価を受け、計画を確 実に推進していくために審議会の活用を図ります。

< 資料編 >

資 料

資料-1 計画改定体制と経緯

(1) 改定体制

■春日部市緑の審議会 委員名簿(敬称略)

氏名	3	職名等	
委員長 柳井	重人	千葉大学大学院園芸学研究科 准教授	(学識経験者)
深堀	清隆	埼玉大学大学院理工学研究科 准教授	(学識経験者)
押田	佳子	日本大学理工学部まちづくり工学科 准教授	(学識経験者)
鈴木	敏仁	春日部市自治連合会	(団体代表者)
内山	裕幸	倉松川を愛する会 会長	(団体代表者)
両角	實	G-CANS	(団体代表者)
横山	利夫		(市民公募)

■春日部市緑の基本計画改定検討委員会・作業部会(庁内委員会・作業部会)

市長公室	防災対策課		道路管理課	学校教育部	施設課
総合政策部	政 策 課	建設部	道路建設課	子权狄肖即	指導課
市民生活部	市民参加推進課		河川課	社会教育部	文化財保護課
	環境政策課		公園緑地課		
環境経済部	観光振興課	都市整備部	都市計画課		
	農業振興課	伯則登山哈	開 発 調 整 課		

(2)「春日部市緑の基本計画」改定までの経過

日時		内容
平成30年 6月18日	第1回緑の審議会	
 平成30年 8月 2日	第1回改定作業部会	・事業説明と審議会の進め方について
	(庁内部会)	 ・基本方針について
 平成30年 8月 7日	第1回改定検討委員会	
	(庁内委員会)	
平成30年 9月	市民意向調査(市民アン	ノ ケート)
 平成30年10月19日	第2回改定作業部会	・市民アンケート結果について
平成30年10月19日	(庁内部会)	・基本理念と将来の緑地数量について
 平成30年10月22日	第2回改定検討委員会	・基本的な施策の展開について
平成30年10月22日	(庁内委員会)	・計画改定(案)の諮問について
平成30年10月26日	第2回緑の審議会	
平成30年11月13日	第3回改定作業部会	
平成30年11月13日	(庁内部会)	
 平成30年11月16日	第3回改定検討委員会	・計画改定(案)について
平成30年11月10日	(庁内委員会)	
平成30年11月19日	第3回緑の審議会	
		・パブリックコメント実施結果
平成31年 2月 8日	第4回緑の審議会	について
		・計画改定(案)の答申について

(3) 春日部市緑の保全と緑化の推進に関する条例(一部抜粋)

第2章 緑の審議会

(設置)

- 第7条 緑の保全と緑化の推進に関する事項を調査審議するため、春日部市緑の審議会(以下この章において「審議会」という。)を置く。
- (所掌事務)
- 第8条 審議会は、市長の諮問に応じ、緑の保全と緑化の推進に関する事項を調査審議する。 (組織)
- 第9条 審議会は、委員7人以内をもって組織する。
- 2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。
 - (1) 学識経験者
 - (2) 市内各種団体を代表する者
 - (3) 公募に応じた市民

(任期)

- 第10条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

- 第11条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。
- 2 会長は、審議会を代表し、会務を総理し、会議の議長となる。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代 理する。

(会議)

- 第12条 審議会の会議は、必要に応じて会長が招集する。
- 2 審議会の会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。 (意見聴取等)
- 第13条 審議会は、審議のため必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見 若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第14条 審議会の庶務は、建設部公園緑地課において処理する。

(委任)

第15条 第7条から前条に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、審議会が定める。

資料-2 パブリックコメントの実施

意見提出者数及び意見提出件数

	直接	〇人
	郵送	1人
意見提出者数	ファックス	〇人
	メール	0人
	計	1人
	直接	O件
	郵送	1件
意見提出件数	ファックス	O件
	メール	O件
	計	1件
意見反映件数	1件中	O件

「春日部市緑の基本計画(改定案)」に対する意見の募集期間 平成31年1月4日(金)から平成31年2月2日(土)まで

資料-3 関連計画

(1) 第2次埼玉県広域緑地計画(平成29年3月改定)

県では、緑の将来像を「緑とともに暮らす、ゆとり・安らぎ「埼玉」」とし、ふるさと埼 玉を象徴する緑を守り、新たな緑を育てていくことにより、緑豊かな埼玉を形成することを 目的に広域緑地計画を策定しています。2016 年度(平成 28 年度)で前計画の期間が終 了したことから、埼玉の緑の現状を踏まえ新たに第2次計画として改定されたものです。

<計画の性格>

①緑の将来像と緑のネットワーク形成方針を示します

埼玉の緑の現状やこれまでの成果、緑に対する県民の声などを踏まえ、埼玉の緑の将来 像を示します。また、その実現に向けて、緑のネットワーク形成方針を示します。

②身近な緑に関する施策の方針・展開を示します

ふるさと埼玉を象徴する緑、貴重な緑を次世代に継承させるため、減少傾向にある都市 部の樹林地を中心とした保全施策や新たな緑の創出施策など、「身近な緑」の「保全」と 「創出」、「活用」に向けた県の施策の基本方針と展開方針を示します。

<計画の期間>

計画期間は、2017年度(平成29年度)から2021年度までの5年間とします。

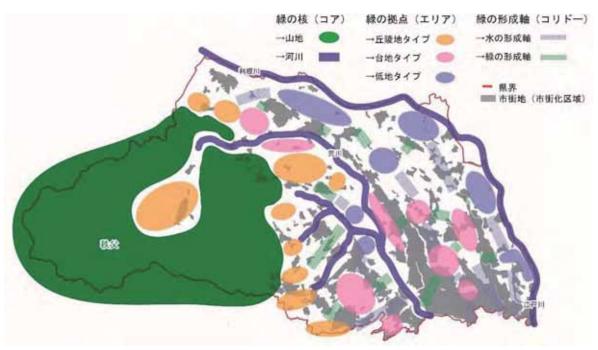


図-1 緑のネットワーク形成方針図

(2)(仮称)新たな森公園における県民参加による森づくり(平成29年11月)

■(仮称)新たな森公園とは

埼玉県では、春日部市南西部において、みどりの少ない都市部の中で「みどり再生のシンボル」となる、(仮称)新たな森公園の整備を進めています。今後、平成30年度末の一部供用開始に向け、園内の整備を実施していきます。

■(仮称)新たな森公園のコンセプト

新たな森公園では、『ふれあいの森~人と自然、人と人のつながりを継承する~』をコンセプトに、県民参加の推進により、森づくりを通じた「人と自然」「人と人」の関わりを促進し、持続的なライフスタイルや活き活きとした地域社会の創出を目指しています。



図-2 公園整備イメージ

■スケジュール(予定)

平成31年春 一部供用

平成33年春 全面供用

※上記スケジュールに併せて、県民参加による森づくりを実施していきます。

■ (仮称)新たな森公園の県民参加 新たにつくる公園なので、県民の皆様との協働により、地域に愛される森の創出を目指 し、今後は里山への植樹、公園の運営、施設づくり、生態系の保全活動等を実施予定です。



図-3 森づくりイメージ

(3) 緑道整備基本構想(平成4年3月)

緑道整備基本構想においては、大落古利根川をはじめ市内の河川沿いに13のルートを緑 道として整備する計画がある。本構想では、道路系の空間と河川水路沿いの空間が一体となって、春日部市の「水とみどりのネットワーク」を形成する空間として位置づけ、本市のシンボルである大落古利根川を主軸にして"親水ネットワーク都市"の実現をめざしています。

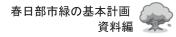
(4) 大落古利根川緑道整備基本計画(平成6年3月)

緑道整備基本構想と一連の業務として位置づけられるもので、水と緑の豊かな緑道の整備 を進めて、春日部市のシンボルである大落古利根川沿いに水と緑の中心軸を形成すると共に、 市民の憩いの場となることを目標としています。

(5) 春日部市景観計画(平成 25 年 3 月)

総合振興計画に掲げる将来都市像を実現するため、都市計画マスタープラン及び住生活基本計画と連携してまちづくりをすすめ、そのうち良好な景観形成に関する基本的な計画として定めるものです。

景観形成のテーマを『しあわせに住まう「緑彩水都」づくり』とし、市民、事業者、行政 が協働して魅力的なわがまち春日部の景観形成を推進することを目標としています。目標を 踏まえて、春日部市に共通する景観形成の基本方針及び市街地を9つのゾーンに分類し、そ れぞれのゾーン別に景観形成の基本方針を示しているほか、良好な景観形成のための行為制 限等について定めています。



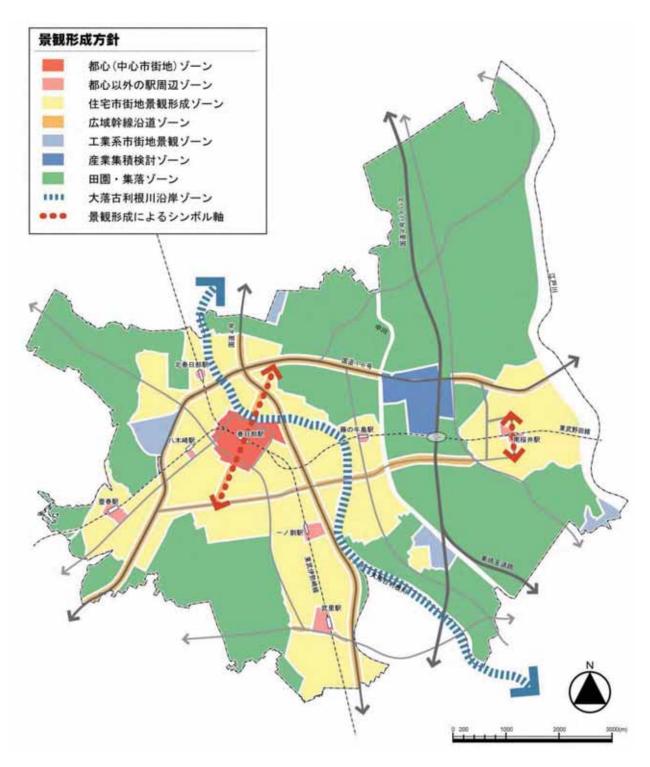


図-4 景観形成方針図

資料-4 用語集

【あ行】	
●アダプトプログラム	ボランティア活動の新しいシステム。一定区間の道路や公園等を
	自らの「養子」とみなし、散乱ごみの収集等、清掃・美化活動を
	行っていただくもの。市では清掃用具の貸与やボランティア保険
	への加入等、ボランティア活動をサポートしている。
	みどりの少ない都市部の中で「緑の再生のシンボル」となる公園
●(仮称)新たな森公園	として、豊春地域で整備が進められている。
●生垣設置奨励金	一定の条件を満たした生垣を設置しようとしている市民に、費用
交付制度	の一部を助成するもの。
	広域避難地に到達するまでの間に、避難の中継拠点を設け、避難
●一時避難場所	に伴う不安や混乱を防ぎ、住民の避難誘導、情報伝達、応急救護
	を行う等の機能を果たす。
●延焼遮断帯	市街地において火災の延焼を防止する機能を果たす不燃空間の
	こと。
●オープンスペース	公園・広場・河川・農地等、建築物等によって覆われていない土
	地の総称。
【か行】	
	もっぱら街区に居住する者の利用に供することを目的とする公
【か行】 ●街区公園	もっぱら街区に居住する者の利用に供することを目的とする公 園で1箇所当たり面積0.25haを標準として配置する。
 ●街区公園 	園で1箇所当たり面積0.25haを標準として配置する。
 ●街区公園 ●回遊性 	園で1箇所当たり面積0.25haを標準として配置する。 来訪者が、目的地だけでなく、その周辺も見たり、散策すること。
 ●街区公園 ●回遊性 ●学習農園 	園で1箇所当たり面積0.25haを標準として配置する。 来訪者が、目的地だけでなく、その周辺も見たり、散策すること。 児童・生徒等が実際に農業を体験することができる農園。
 ●街区公園 ●回遊性 	園で1箇所当たり面積0.25haを標準として配置する。 来訪者が、目的地だけでなく、その周辺も見たり、散策すること。 児童・生徒等が実際に農業を体験することができる農園。 できるだけ自然を保全した市民の野外レクリエーションの基地
 ●街区公園 ●回遊性 ●学習農園 	園で1箇所当たり面積0.25haを標準として配置する。 来訪者が、目的地だけでなく、その周辺も見たり、散策すること。 児童・生徒等が実際に農業を体験することができる農園。 できるだけ自然を保全した市民の野外レクリエーションの基地 として、青少年の野外活動のためのセンター的施設やフルーツパ
 街区公園 回遊性 学習農園 かすかべの森 	園で1箇所当たり面積0.25haを標準として配置する。 来訪者が、目的地だけでなく、その周辺も見たり、散策すること。 児童・生徒等が実際に農業を体験することができる農園。 できるだけ自然を保全した市民の野外レクリエーションの基地 として、青少年の野外活動のためのセンター的施設やフルーツパ ークの中心的施設機能をもつ施設等をもつ。現在は、内牧地区の
 ●街区公園 ●回遊性 ●学習農園 	園で1箇所当たり面積0.25haを標準として配置する。 来訪者が、目的地だけでなく、その周辺も見たり、散策すること。 児童・生徒等が実際に農業を体験することができる農園。 できるだけ自然を保全した市民の野外レクリエーションの基地 として、青少年の野外活動のためのセンター的施設やフルーツパ ークの中心的施設機能をもつ施設等をもつ。現在は、内牧地区の 樹林地について計画されている。
 街区公園 回遊性 学習農園 かすかべの森 	 園で1箇所当たり面積0.25haを標準として配置する。 来訪者が、目的地だけでなく、その周辺も見たり、散策すること。 児童・生徒等が実際に農業を体験することができる農園。 できるだけ自然を保全した市民の野外レクリエーションの基地として、青少年の野外活動のためのセンター的施設やフルーツパークの中心的施設機能をもつ施設等をもつ。現在は、内牧地区の樹林地について計画されている。 一般に堤防の川裏の法尻から、対岸の堤防の川裏の法尻までの間
 街区公園 回遊性 学習農園 かすかべの森 河川区域 観光農園 	 園で1箇所当たり面積0.25haを標準として配置する。 来訪者が、目的地だけでなく、その周辺も見たり、散策すること。 児童・生徒等が実際に農業を体験することができる農園。 できるだけ自然を保全した市民の野外レクリエーションの基地として、青少年の野外活動のためのセンター的施設やフルーツパークの中心的施設機能をもつ施設等をもつ。現在は、内牧地区の樹林地について計画されている。 一般に堤防の川裏の法尻から、対岸の堤防の川裏の法尻までの間の河川としての役割をもつ土地のこと。
 街区公園 回遊性 学習農園 かすかべの森 河川区域 	 園で1箇所当たり面積0.25haを標準として配置する。 来訪者が、目的地だけでなく、その周辺も見たり、散策すること。 児童・生徒等が実際に農業を体験することができる農園。 できるだけ自然を保全した市民の野外レクリエーションの基地として、青少年の野外活動のためのセンター的施設やフルーツパークの中心的施設機能をもつ施設等をもつ。現在は、内牧地区の樹林地について計画されている。 一般に堤防の川裏の法尻から、対岸の堤防の川裏の法尻までの間の河川としての役割をもつ土地のこと。 農作物の収穫が体験できる農園。
 街区公園 回遊性 学習農園 かすかべの森 河川区域 観光農園 	 園で1箇所当たり面積0.25haを標準として配置する。 来訪者が、目的地だけでなく、その周辺も見たり、散策すること。 児童・生徒等が実際に農業を体験することができる農園。 できるだけ自然を保全した市民の野外レクリエーションの基地として、青少年の野外活動のためのセンター的施設やフルーツパークの中心的施設機能をもつ施設等をもつ。現在は、内牧地区の樹林地について計画されている。 一般に堤防の川裏の法尻から、対岸の堤防の川裏の法尻までの間の河川としての役割をもつ土地のこと。 農作物の収穫が体験できる農園。 郊外から都市部へ風を誘導する風の通り道をつくることで、都市

春日部市緑の基本計画 資料編

	資料編 ンピュ
●緩衝緑地	住宅・商業地域での大気汚染・騒音・悪臭等の公害の防止・緩和
●旋倒桃地	や、工業地帯の災害防止等を目的として設けられる緑地。
●景観	景色、眺めのこと。
●素口如古星細計両	魅力的な春日部の景観形成を推進し、美しく住まえる都市の形成
●春日部市景観計画	に資することを目的に策定された計画。
●建築協定	一定の地域の住民の合意によって、その地区の特性を生かした街
	づくりのための建築物の基準を定めた、住民間で締結する協定。
	春日部都市計画区域について、人口、人や物の動き、土地利用の
●春日部都市計画区域の	仕方、公共設備の整備等について将来の見通しや目標を明らかに
整備、開発及び保全の	し、将来のまちをどのようにしていきたいかを具体的に定めるも
方針	\mathcal{O}_{\circ}
	春日部市における緑の保全と緑化の推進に関する必要な事項を
●春日部市緑の保全と	定めることにより、緑豊かな生活環境の形成を図り、もって健康
緑化の推進に関する条例	で文化的な市民生活の確保に寄与することを目的として制定さ
	れた条例。
	県が策定する地域森林整備計画の対象となっている民有林につ
	いて、森林法第10条の5 1項の規定に基づき、十年を一期と
●春日部市森林整備計画	して市が策定する計画です。計画には、伐採、間伐、下草刈り、
	枝落とし等、森林の整備や維持管理について定めています。
●春日部市緑化指導基準	春日部市での開発行為等における緑化基準。
	主として近隣に居住する者の利用に供することを目的とする公
●近隣公園	園で1箇所当たり面積2ha を標準として配置する。
	大地震等で発生する火災に対して広域避難の最終の目的地とな
●広域避難場所	る施設で、住民の生命の安全を確保する都市防災施設。
	民有地内で、歩行者の通行や利用を可能とした公開性のあるまと
●公開空地	まった空地。
	道路・公園・下水道・学校・図書館等、国や地方公共団体が管理・
●公共施設	道路・公園・下水道・学校・図書館等、国や地方公共団体が管理・ 運営する施設。
●公共施設 【さ行】	
【さ行】	
	運営する施設。
【さ行】 ●埼玉県広域緑地計画	運営する施設。 さいたまを象徴する緑を守り、新たな緑を育てていくことによ
【さ行】	運営する施設。 さいたまを象徴する緑を守り、新たな緑を育てていくことによ り、緑豊かな埼玉を形成することを目的に策定された計画。
【さ行】 ●埼玉県広域緑地計画	運営する施設。 さいたまを象徴する緑を守り、新たな緑を育てていくことにより、緑豊かな埼玉を形成することを目的に策定された計画。 すでに市街地を形成している区域及びおおむね10年以内に優先

春日部市緑の基本計画 資料編	
●自然環境保全地域	自然環境保全法に基づき、 自然環境を保全することが特に必要
●日然垜児休王叱以	な地域として指定される地域。
	自然公園法に基づき、すぐれた自然の美しい景地を保護しつつ、
●自然公園	その中で自然に親しみ、野外レクリエーションを楽しむことがで
	きるように指定された地域。
	都市の住民がレクリエーションとしての自家用野菜・花の栽培、
●市民農園	高齢者の生きがいづくり、生徒・児童の体験学習等の多様な目的
「「日本」である。	で、小面積の農地を利用して野菜や花を育てるための農園のこ
	と。
●市民緑地	都市緑地法にもとづき、緑地の所有者と行政等が契約を交わし
	て、一定の期間、市民に開放する緑地。
●社寺林	社寺が所有している森林。
●借地公園	土地所有者と借地契約により市で管理している公園。
●小規模公園	本市では、公園面積 150 ㎡以下の公園を小規模公園と定義。
	市街化区域内にある農地の緑地機能に着目して、公害や災害の防
	止、都市の環境保全等に役立つ農地を計画的に保全し、良好な都
●生産緑地地区	市環境の形成を図るために設けられた制度。生産緑地地区として
	告示された日から 30 年が経過した場合には市町村長に買取り申
	出ができ、申出の日から3ヵ月以内に生産緑地の所有権の移転が
	行われなかったときは、行為の制限が解除される。
●セットバック	建物の外壁を敷地境界線から後退させて建てること。
●先導緑化モデル地区	「緑の基本計画」において、重点的に緑地の保全に配慮を加える
	べき地区として指定される地区のことをいう(緑化重点地区)。
	春日部市のシンボルである大落古利根川沿いに桜の木を植栽し、
●千本桜構想	河川景観の向上を図るとともに、市民の憩いの場となることを目
	的に策定された計画。
	市の個別の行政分野における施策の基本的な事項を定める計画
●第2次春日部市	の基本となり、かつ、将来における市のまちづくりの指針となる
総合振興計画	総合的な計画として、基本構想、基本計画及び実施計画からなる
	もの。
【た行】	
●多自然型	多様な生物の生息環境が維持された自然豊かなさま。
●多面的機能支払交付金	地域共同で行う、多面的機能を支える活動や、地域資源(農地、
●◇□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□	水路、農道等)の質的向上を図る活動を支援する交付金。

●地域森林計画対象 民有林	地域の森林の特性に応じた森林関連施策の方向や、伐採、造林、 森林管理道、治山施設、保安林の整備の目標を定める計画(地域 森林計画)の対象となっている民有林のこと。
●地域制緑地	良好な自然的環境等の保全を図ることを目的に法律等でその土 地利用を規制する緑地。
●春日部市地域防災計画	災害対策基本法第42条の規定に基づき、市民の生命、財産を災 害から守るための対策を実施することを目的として策定された 計画。
●地区計画	住民の生活に身近な地区を単位として、道路、公園等の施設の配 置や建築物の建て方について、地区の特性に応じたきめ細やかな ルールを定めるまちづくりの計画。
●中心市街地	相当数の小売商業者、都市機能が集積している市街地。
●調整池	
●低炭素社会	二酸化炭素等の排出が少ない社会。
●動植物生息状況調査	埼玉県レッドデータブック 2008 動物編、2011 植物編に掲載 されている絶滅危惧 I・II、準絶滅危惧種に基づき整理している。
●特別緑地保全地区	都市緑地法にもとづき、都市計画区域内の緑地のうち、風致や景 観が優れている等、一定の要件に該当する良好な自然的環境を形 成している緑地についてそれを保全するため、都道府県または市 町村が都市計画に定める地区。
●春日部市都市インフラ マネジメント計画	「春日部市公共施設マネジメント基本計画」を踏まえ、特にイン フラ施設を対象とした個別施設計画であり、現状と課題に照らし た中長期的な視点からの今後の維持管理・更新に関する基本方針 を策定し、それらに基づく具体的な取り組み推進の方法を計画す るもの。
●都市計画基礎調査	都市計画に関する基礎調査として、土地利用現況、建物現況、 都市施設、市街地整備の状況等に関する現況及び動向を把握する もの。
●都市計画区域	市町村の中心的な市街地とその周辺地域を一体の都市として総 合的に整備・開発・保全するために、原則として都道府県が指定 する区域。
●春日部市都市計画 マスタープラン	都市計画の基本的な方針を定めるもの。
	都市公園法にもとづき、地方公共団体または国が都市計画区域内

春日部市緑の基本計画 資料編	
	都市公園の設置及び管理に関する基準等を定め、都市公園の健全
●都市公園法	な発達を図り公共の福祉の増進に資することを目的とした法律。
	良好な都市環境の形成を図り、健康で文化的な都市生活の確保に
●都市緑地法	寄与することを目的とした法律。
	道路、公園、河川等の公共施設を整備・改善し、土地の区画を整
●土地区画整理事業	え宅地の利用の増進を図る事業。
【な行】	
	農業振興を図る交流拠点として、生産・普及・展示機能、農業体
●農業公園	路継能 ↓ジャー・レクリエーション機能等を有し、農業への理

 【な行】
 農業振興を図る交流拠点として、生産・普及・展示機能、農業体 験機能、レジャー・レクリエーション機能等を有し、農業への理 解の増進や人材の確保育成を図るための公園。
 農業振興地域の整備に関する法律にもとづき、都道府県が指定を 行う、農業の健全な発展のために農業振興を図るべき地域。
 農業振興地域の整備に関する法律にもとづき、市町村が指定を行 う、農業振興地域の整備に関する法律にもとづき、市町村が指定を行

の利用を確保すべき土地の区域。

【は行】	
●ビオトープ	本来、生物が互いにつながりを持ちながら生息している空間を示
	す言葉だが、特に、開発等によって環境が損なわれた土地や都市
	内の空き地、校庭等に造成された生物の生息空間を指して言う場
	合もある。
●美化協定	公園等の美化実施を行う団体と協定を結び、助成金を交付してい
	ත.
●ヒートアイランド現象	都市活動に伴うエネルギー廃熱やコンクリート等の地表面の状
	態等によって、都市内の温度が郊外と比べて高くなる現象。
	良好な自然的景観を形成している区域のうち、土地利用計画上、
●風致地区	都市環境の保全を図るため風致の維持が必要な区域について定
	めるもの。
●分区園	公園利用者が耕作等できる区画。
●保存樹・保存樹林	美観上特に優れている等、市長が保存の必要があると認め指定す
	る樹木。
	水源のかん養、土砂の崩壊その他の災害の防備、生活環境の保
●保安林区域	全・形成等、特定の公共目的を達成するため、農林水産大臣又は
	知事によって指定される森林の区域。

春日部市緑の基本計画 資料編

●防災公園	大震火災時における都市の防災性を強化し、国民の生命、財産を 守るため、避難地、避難路等として機能する都市公園。
●防風林	風害を防ぐために耕地や海岸に設ける森林。
●ポケットパーク	道路整備や交差点の改良によって生まれたスペースに、ベンチを 置く等して作った小さな公園。
【ま行】	
●まちづくり協定	地域の街並みや景観の統一性を図るために、地域住民が策定する 協定。
●春日部市まち・ひと・ しごと創生総合戦略	人口減少と東京一極集中、地域経済縮小などを背景に、地方公共 団体や国が政策目標や施策の基本方向、具体的な施策をまとめた もの。
●密集市街地	敷地、道路が狭く、老朽木造建物が高密度に建ち並んでおり、地 震時に大きな被害が想定される危険な市街地。
●緑のカーテン	日当たりの良い窓際をゴーヤや朝顔等のつる性の植物でカーテンのように覆い、夏の強い日差しを遮るもの。日差しによる室温の上昇を抑えるとともに、植物の葉から水分が蒸発するときに周囲の熱をうばうので、気温を下げることができる。
●緑のまちづくり基金	緑のまちづくりの費用に充てるため設立された基金。
●民地空間	住宅や商業地等、公共的空間以外の土地。
【や行】	
●屋敷林	屋敷の周囲に暴風や防火のために植えた樹林。
●遊水機能	川沿いの水田が雨を溜めたり、あふれた水を一時的に溜めておく 機能。
●誘致距離	当該公園を利用する人の徒歩圏内の範囲を表す距離。本市での誘 致距離は、子供や高齢者に配慮して、街区公園は半径 250m、近 隣公園は半径 500m、地区公園は半径 1 km としています。
●用途地域	都市計画の中で、土地や建物の用途に一定の制限を加え、各地域 がもっとも適当に、もっとも経済的・能率的な用途に供されるこ とを期して指定するもの。
●予防保全	インフラ施設の損傷が顕在化する前に、計画的に点検などを行い、 予防的に対策を行う管理手法。計画保全ともいう。一般に、予防保 全を行うことによって、施設の寿命が長くなることから、短期的に はコスト増となるが、中長期的なライフサイクルコストは縮小する ことが期待される

春日部市緑の基本計画 資料編	
【ら行】	
●ランドマーク	その土地の目印や象徴になるような自然物や建造物のこと。
●春日部市 立地適正化計画	春日部市の都市の利点を活かした「多極ネットワーク型コンパク
	トシティ」により将来的にも持続可能な都市を目指し、策定され
	た計画
●緑地保全地域	里地・里山等、都市近郊の比較的大規模な緑地において、比較的
	緩やかな行為の規制により、一定の土地利用との調和を図りなが
	ら保全する地域。
●緑道整備基本構想	春日部市の「水と緑のネットワーク」を形成する空間として、河
	川水路沿いと道路の空間が一体となって、大落古利根川をはじ
	め、市内の河川沿いに 13 のルートを緑道として整備する計画。
●緑化協定	市街地の良好な環境を確保するため、土地所有者等の合意にもと
	づき、現在ある緑の保全や新たな緑化の推進を図ることを目的と
	した協定。

発行	春日部市
	T 344-8577
	春日部市中央六丁目2番地
	TEL :048-736-1111
	FAX :048-746-4797
編集	建設部公園緑地課
作成	2019年(平成31年)3月

